

平成19年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成19年9月12日（水曜日）

議事日程第1号

平成19年9月12日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第72号 政治倫理の確立のための八峰町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第73号 八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第74号 八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第75号 字の区域の変更について
- 第8 議案第76号 平成19年度八峰町一般会計補正予算（第4号）
- 第9 議案第77号 平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第78号 平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第11号 決算特別委員会の設置について
- 第12 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第13 議案第79号 平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第80号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第81号 平成18年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第82号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第83号 平成18年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第18 議案第84号 平成18年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第85号 平成18年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第86号 平成18年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第87号 平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第88号 平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第89号 平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第90号 平成18年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第91号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第26 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第27 選挙第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 加藤和夫	副町長 佐々木正憲
教育長 千葉良一	会計課長 金谷茂
総務課長 嶋津宣美	峰浜町民サービス課長 皆川鉄也

企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木 充
管財課長	木村 学	福祉課長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻 正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	福司和明
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷 敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成19年9月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。ご報告申し上げます。

当委員会では、去る9月7日、議長同席のもと、全委員出席し、議会運営委員会を開き、8月30日付で議長から諮問のあった平成19年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から21日までの10日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしておりました日割表及び議事日程表のとおり決定

しましたので、ご報告いたします。

- 議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月21日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 皆様、おはようございます。

本日、平成19年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、秋の収穫期を控え何かとお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、大要をご報告申し上げます。

最初に、消防関係についてご報告いたします。

7月8日に実施した第2回八峰町消防操法大会には、小型ポンプ操法に16チーム、ポンプ車操法に2チームが参加して、熱戦が展開されました。

7月29日の能代市山本郡消防競技大会には、小型ポンプ操法で入賞した第9分団、第12分団、第6分団、第2分団の4チームとポンプ車操法の第12分団、全団構成の規律の3部門に出場し、各種目において入賞はなく、総合で7地区中5位の成績でしたが、訓練で培われた技術とチームワークは今後の災害等に生かされるものと期待しております。

次に、庁舎建設関係についてご報告いたします。

建設予定地については、地権者のご協力により同意が得られ、7月17日には土地収用法に基づく庁舎建設用地町民説明会をファガスで開催し、同24日には目名瀉の関係水利組合等への説明会を実施するなど、関係団体等の意見を求めるとともに、申請手続きを進めているところであります。

一方、庁舎設計については、先の議会全員協議会の意向に沿って木造2階建て、約2,

000平方メートルという内容で、設計業者選定プロポーザルの作業に入っております。10月上旬には設計業者が決定され、年内には新庁舎の設計概要を示すことができるものと思っております。

次に、7月16日に発生しました新潟県中越沖地震では、柏崎市や刈羽村などを中心に死者や家屋の倒壊などの大きな被害が出て、今もって仮設住宅での生活を余儀なくされておる現状です。

八峰町においても町内全戸を対象に新潟県中越沖地震義援金をお願いしておりましたが、今日現在での募金額は2,081軒、166万3,231円となっております。趣旨に賛同してご協力いただきました町民の皆様の温かい心遣いに感謝申し上げ、近く、新潟県を通して被災者の皆様方にお届けしたいと思っております。

次に、税務関係についてご報告申し上げます。

税源移譲後の平成19年度町・県民税の賦課状況についてですが、確定申告をもとにした平成18年度の取得状況は、営業・農業・給与等、ほとんどの所得区分において昨年度を下回り、総所得金額では前年度比マイナス5.4%となっております。しかしながら、税源移譲に伴う所得税と住民税の課税割合の見直しや、定率減税の廃止により、平成18年度と比較し、大幅な町・県民税の増加となっております。町・県民税の当初は、納税義務者3,779人に約3億5,100万円が賦課されております。平成18年度と比較し、人数で155人の減となりましたが、税額で約1億500万円、42.7%増となっております。住民税に限ると、所得金額は前年より減になったことにより、伸び率が26.7%にとどまり、個人住民税現年度分の当初予算措置額2億1,223万4,000円に対し、平成19年度分当初調定額が2億721万8,000円と約500万円下回っております。

税源移譲の関係では、農・漁業者、自営業者など給与所得者以外の皆様には来年の確定申告にならないと移譲効果を感じることができませんが、制度改正へのご理解を賜り、納税の推進をお願いするものであります。

税の収納対策についてであります。昨年度は町村合併や峰浜庁舎火災により収納体制も十分機能しなかった面もありましたが、今年度は電話による催告や臨時の戸別訪問を強化して収納対策にあたっております。

また、秋田県においては平成19年から税源移譲に伴い町県民税が大幅な増加になることを踏まえ、市町村との連携を密にした収納対策に取り組むこととしております。

次に、八峰戦没者追悼式は、今年は8月17日、峰栄館を会場に、遺族をはじめ来賓の

方々約90名のご出席をいただき、式典をしめやかに執り行うことができました。戦後62年を経過し、年々ご遺族も高齢化が進んでいるところですが、郷土出身の戦没者の英霊に対し哀悼の意を表するとともに、戦争の惨禍を風化させることなく、次の世代に語り伝え、二度と戦争を繰り返してはならないとの決意を新たにしたところでもあります。

次に、介護保険料についてであります。先の全員協議会でご報告のとおり、平成18年度の賦課において激変緩和対象者の抽出漏れが生じ、定められた額よりも多く納付された保険料の還付が必要になりました。

そのため、今回の一般会計補正予算に保険料の還付分を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、還付対象者への通知は既に送付しており、還付については予算成立後、速やかに対処する所存であります。改めて対象者の皆様にお詫びを申し上げます。

次に、年金台帳についてであります。鷹巣社会保険事務所からの依頼により台帳の保管状況を確認したところ、電算化前の平成8年3月以前の紙台帳が約1万3,000件残っております。今後の町民からの問い合わせに対応できるようキャビネットに整理・保管したところです。

年金に関する1日当たりの問い合わせ件数は、町民からが3件程度、社会保険事務所からが1件程度となっております。年金受給者にとって本人の納付記録は非常に重要なものですので、照会にはできる限りの対応に努めたいと思っております。

次に、健康診査について申し上げます。

集団検診は9月以降に実施する子宮がん、乳癌検診、マンモグラフィー、骨粗鬆症検診を除き、滞りなく終了いたしました。受診者数は、すべての検診項目において、平成18年度とほぼ同数でした。病気の早期発見や適正医療、また、生活習慣改善のためには検診後のフォロー体制の充実が重要であり、本年度は検診結果説明会を拡充し、25カ所で実施し、620名の方が参加してくださいました。

次に、自殺予防対策につきましては、住民全体の心の傾向を把握し今後の対策に役立てることを目的に、秋田大学医学部に依頼し、6月に基本健康診査受診者全員1,205名の心の健康づくり調査を実施しました。その結果をもとに10月28日予定の自殺予防フォーラムにおいて「調査から見えてくるもの」と題して、佐々木久長准教授からご講演をいただく予定です。

また、8月から9月には「心と命を大切に」をテーマとした作文コンテストと、「い

のち輝く」をテーマとしたフォトコンテスト作品を募集し、自殺予防の気運を高めるための事業を創意工夫し展開するところでございます。

8月には自殺予防に取り組んでいる心の触れ合いサポーター「陽だまりの会」の皆さんが、交流サロン「らべんだー」、「しーがる」を埴川健康センターとファガスに開設していただきました。人と人とのつながり、心と心のつながる癒し空間を提供くださったことに心から感謝を申し上げたいと思います。今後とも自殺ゼロを目標に住民と行政が連携し、継続して事業を推進してまいりたいと思います。

次に、母子保健・子育て支援事業についてご報告いたします。

今年度の新規事業として、ブックスタート事業を8月乳児健診健康診査から始めました。この事業では、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、心触れ合うひとときを持つきっかけをつくるためのもので、生後3～4カ月の赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と、一緒に温かなメッセージを伝えて絵本を手渡します。読み聞かせボランティア「かめも会」の皆さんのご協力を得ながら、教育委員会とも連携し、事業を推進してまいります。

次に、生活環境関係について申し上げます。

6月議会で制定した八峰町環境基本条例に基づき、平成19年度環境審議会を8月6日、ファガスで開催し、環境基本条例のあらましや公害苦情等件数、大間ごみ処理場等の水質検査等について報告したほか、環境基本条例に定められた「八峰町環境基本計画」については、平成20年度に策定する方向で準備を進めることとしました。

また、廃棄物減量化等推進委員会は、8月10日にファガスで開催し、一般廃棄物処理計画や分別収集計画、八森地区ごみステーション化について報告したほか、ごみの不法投棄の現状と対策について情報交換し、協議したところであります。

ごみのステーション化については、地区説明会が5月の中浜地区を最後に全15地区で終了しており、ステーション化については概ね賛同していただいたところであります。

ごみステーション設置に伴う費用の助成については、できるだけ平等性が保たれるよう各自治会へ均等割5万円と1世帯当たり2,000円の合計額を助成する内容で、本議会に補正計上しましたので、よろしく願いいたします。

設置箇所とステーションのスタイル等については、現在各自治体と個別に協議中であり、できるだけ早期に方向付けをしたいと考えております。

次に、農業関係について申し上げます。

まず、農作物の生育状況についてですが、心配された猛暑による干ばつや先日の台風

9号などの被害も少なく、稲作及び果樹、畑作物などの生育は今のところ順調に推移しておりますが、今後の台風による暴風雨や長雨に対しては十分な警戒が必要であります。

8月30日、秋田農政事務所から8月15日現在の県の水稻作柄概況が発表され、県北地帯を含めた県全体の作柄は、6月から7月の高温・多照の天候に恵まれ、平成11年以来7年ぶりの「やや良」となっております。全国的に見ても「やや良」となっているのは秋田県だけであり、本県の場合、穂数、1号当たり籾数、全籾数は平年並み、または、やや多いことから豊作が見込まれておりますが、登熟は「やや不良」となっております。登熟は米の品質に大きく影響することから、今後の天候の推移が見守られるところです。

次に、県営水沢ダムの機器等更新事業の来年度事業採択に向けた取り組み状況について申し上げます。

水沢ダムのような施設は、概ね10年間隔で大規模な機器更新を行うのが基本とのものであります。事業主体の県では、平成6年の完成から12年以上経過した県営水沢ダムの既存設備の老朽化に伴い、平成20年度からコンピューター等の更新事業を計画しております。これに先立ち、19年度においては国の新規事業採択に向けた調査・設計事業を実施しておりますが、来年度の事業採択に向けたスケジュールでは、9月に第2回東北農政局ヒアリングと第1回農林水産省ヒアリング、10月には第2回農林水産省のヒアリングが予定されております。この段階で事業内容及び事業費が確定するとの説明を受けております。

次に、農林水産省職員の研修受け入れについて申し上げます。

このたび町と峰浜産直会では、秋田県町村会の要請を受けて10月1日から30日間、国家公務員一種試験合格者、いわゆるキャリア職員の研修を受け入れることにいたしました。この研修は農林水産省が昭和42年度から実施しているもので、市長会及び町村会が農林水産省に協力し、市町村並びに農家が研修生の受け入れを行うもので、将来、農林水産行政担当官として資質の向上を図ることをねらいとしております。今回、当町に派遣される職員は農林水産省総合食料局食料部に所属する1名であります。

次に、構造改革特別区域についてであります。八峰町の全域を白神の里八峰どぶろく特区として、国から特区計画を認定する旨の通知を受けておりましたが、去る9月4日に首相官邸で私が安倍内閣総理大臣より認定書を拝受してまいりました。この認定により、農家レストランや民宿などを営む農業者が、自ら生産した米を原料に濁酒を製造できるようになりますが、税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が生じます

ので、税務署をはじめとする関係機関の指導を仰ぎながら農業者の方々にこの特区制度を普及してまいりたいと考えております。

今後、地域食材とともに濁酒を提供することによって、グリーン、ブルー、エコ・ツーリズムがさらに魅力的なものになるものと期待しております。

次に、農林水産物処理加工施設についてであります。漁港施設と海浜地の管理者である県、町道の管理者である町及び土地所有者の県漁業協同組合等で境界の確認を行い、加工施設建設用地の取得の手続きを進めております。また、実施設計を進める中で、工事の発注方法を検討いたしました。製塩プラントなどの機械設備工事費の割合が建築工事費と同等であることから、建築工事は建築施工管理者のもとに、また、機械設備工事は設備施工管理者のもとで適正な施工管理を実施させるため、建築工事と機械設備工事を分割発注することにいたしましたので、何とぞご理解くださるようお願いいたします。

当該事業は地域の農林水産物の加工開発の拠点施設として、八峰町オリジナルの加工品、白神山地のネームバリューを生かした特産品づくりの足がかりとなるもので、産・学・官の連携から地域産業の活性化を促進してまいりたいと考えております。

次に、森林整備地域活動支援交付金制度についてであります。森林は地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養及び動植物の生息域確保など多様な機能を有していることから、国では適切な森林整備を計画的かつ一体的に取り組めるよう、前期対策に引き続き新たな交付金制度を新設することになりました。このため、7月から新制度についての説明会を県・町・森林組合が共同で開催してまいりましたが、森林所有者においては森林組合などとの連携から、団地形成と森林事業計画を樹立していただき、この森林施業計画に基づいた森林整備が推進されるよう図ってまいります。

次に、イベント事業についてであります。ポンポコ山ラベンダー祭りは6月23日から7月8日まで開催いたしました。メイン行事の7月1日は、エレクトーンのライブ演奏、ハーブ料理のレシピ紹介、ハーブグッズの販売コーナーなどが設けられ、来場者は、ほのかに香り漂うハーブ園内を散策し、記念写真やハーブの摘み取り体験などを楽しんでおりました。

第7回ポンポコ山音楽祭は、8月5日に峰栄館で開催されました。同実行委員会では屋内ライブと入場料を徴収しての初の音楽祭を企画し、この音楽祭をプロへの登竜門へとつなげたいとしております。当日は6組のアマチュアバンドと首都圏で活躍してい

るザ・キャプテンズの演奏が繰り広げられ、ロックバンドの愛好者が熱いリズムにエネルギーを発散させておりました。

第21回雄嶋花火大会は8月15日に開催されましたが、花火打ち上げ時になっても海側からの強い風が止まず、雄嶋花火実行委員会では危険防止のため急きょプログラムを変更し、雄嶋からの打ち上げ花火のみに止めましたが、スターメインや夜空を埋め尽くす大輪の花火には来場者から大きな歓声があがりおりました。

このようなイベント事業に関しましては、それぞれのイベント実行委員会の苦勞のおかげと大変感謝しておりますが、さらに町内外にアピールできるイベントを実行委員会の連携のもとに構築していただければと思っております。

次に、この夏の海水浴客の入込数についてであります。7月は空梅雨で昨年より2,000人程度上回っておりましたが、8月4日の台風襲来以降、1週間ほど天候が不順で、海水客が少なく、シーズン全体では前年を1万2,000人下回る5万1,800人の海水浴客が訪れたものと見込んでおります。

次に、ハタハタ館の運営状況についてであります。温泉では4月のオープンから8月末までの入浴者は7万3,200人で、前年に比較して2万2,700人の増加、入浴売上額は2,938万円で、1,150万円伸びております。また、7月から3階での宿泊部門を始めましたが、8月末までの宿泊者数は756人で、売上額は915万円となっております。入浴者の増加と新規の宿泊事業により、レストラン、宴会、売店の売り上げも順調で、リニューアル効果があらわれており、この好調を引き続き維持できるよう努めてまいります。

次に、能代山本広域農道県道昇格促進形成同盟会についてであります。同会の総会が去る8月23日に三種町において開催されました。秋田県では、平成7年から8年度に新規県道昇格を実施後、当分の間は、新規県道昇格は行わないとしており、大変厳しい状況にあります。しかし、昨年7月に琴丘能代道路の能代東インターの開通に引き続き、本年の8月12日には二ツ井白神ICが開通したことによって、能代山本広域農道を利用する状況の変化がそれぞれ見られるようになっており、このような利用状況の変化を踏まえ、総会においては能代山本広域農道の交通量調査を10月ごろ実施することといたしました。同盟会では、この調査結果を踏まえて今後の要望手法等を再検討し、活動展開を図っていくこととしております。

次に、教育委員会関連について申し上げます。

はじめに、八森地区3小学校の統合に向けた取り組み状況について申し上げます。

まず、学校づくり協議会の開催状況ですが、これまで4回開催され、通学児童の安全確保のため、スクールバスの運行経路について協議するとともに、児童の待機場所の確認等も含め、現地調査を実施したところであります。スクールバスの運行は統合にあたっての保護者を含めた地域住民の要望事項であり、万全の対策を講じていかなければならないと考えております。

また、現在新設される小学校名の募集を実施しているところであります。町民の皆さんには新設校にふさわしい皆さんの校名の応募をお願いいたします。

次に、ハード面について申し上げます。

学校づくり協議会で提言された意見を参考に、魅力ある学校づくりに向けプロポーザルによる設計業者の選定が先般終わりました。契約締結後、実施設計を委託し、設計ができ次第、工事発注してまいりたいと考えております。

なお、校舎の大規模改修前に、工事の工程上、駐車場の整備が必要と考え、今議会に関係予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、埴川小学校の学校安全功労・内閣総理大臣賞受賞についてご報告いたします。

長年交通安全をはじめ学校安全に地域ぐるみで取り組んできた埴川小学校が、17年度の文部科学大臣表彰に続き、このたび最高賞である内閣総理大臣賞を受賞いたしました。受賞式は7月2日、総理大臣官邸で行われ、教育長と校長が出席し、受賞してまいりました。この受賞はPTAや能代山本地区交通安全協会埴川支部の皆さんをはじめ、地域全体の一致協力による成果であり、去る7月18日、受賞報告会と合わせて祝賀会が挙行されました。改めてお祝い申し上げます。

次に、埴川小学校プール更衣室改築工事について申し上げます。

埴川小学校のプールは改築されてから35年以上経過しており、老朽化が激しく、大変不便な状態にありました。工事は当初6月19日から7月17日までの予定でありましたが、改修部分を追加したことから工事を延長せざるを得なかったため、とりあえず7月23日に更衣室の仮検査を実施し、夏休み初日に仮オープンいたしました。その後、変更部分についても7月31日に完成、引き渡しを受けております。

なお、昨年度完成し、今シーズン使用開始した水沢小はじめ各校の水泳授業も9月7日を持ち、事故もなく無事終了しております。

次に、第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」関連事業について申し上げます。

秋田わか杉国体、秋田わか杉大会の開催に先立ち、大会旗・炬火リレーを8月31日に

ファガス前において出発式を行い、八森地区と峰浜地区の一部でリレーされ、三種町へ引き継ぎました。

また、秋田わか杉国体デモンストレーション「スポーツ行事」として、9月2日に水沢山ブナの森公園で実施したトレッキングでは、さわやかな天候のもと、県内各地から関係者を含め151名の参加がありました。参加者は地元ガイドの案内により世界自然遺産の白神山地を眺めつつ、雄大な自然に親しんだところでもあります。

また、開・閉会式会場においては、白神八峰商工会及び観光協会による飲食物提供など、参加者へのおもてなしが行われ、町を挙げて参加者を歓迎いたしました。

本大会開催にあたり、大変ご尽力いただきました秋田県山岳連盟の方々及びご協力いただきました団体、関係各位には深く感謝を申し上げます。

次に、第2回町民野球大会が広域峰浜野球場を主会場に5会場において8月12日と8月19日に開催され、峰浜地区から18チーム、八森地区から7チームの計25チームが参加し、熱戦が展開されました。

決勝は、八森第1自治会チームと目名潟Aチームの実力チーム同士の対戦となり、2対2の同点引き分けとなり、規定によるジャンケン戦で目名潟Aチームが初優勝しました。優勝した目名潟Aチームにはお祝いを申し上げますとともに、参加した24チームには、今大会を盛り上げていただいたことに感謝するとともに、来年の奮起を期待するものであります。

次に、成人式について申し上げます。

今年の成人式は、8月14日、峰栄館で開催され、八森地区42名、峰浜地区63名、計105名が対象で、このうち82名が出席し、華やかに行われました。新成人の皆さんが中心となって実行委員会を組織しての式典では、中学校恩師の新成人点呼の後、町からは「大人の記念ビールジョッキ」が新成人の記念品として贈呈され、アトラクションでは地元の峰神太鼓の迫力ある太鼓演奏で新成人の門出を祝福し、式典を盛り上げていただきました。変化の激しい今日の社会情勢の中ではありますが、これからの社会を背負う若人としてますますのご活躍を祈念する次第であります。

次に、7月1日にオープンした、あきた白神体験センターについて申し上げます。

この施設は、白神山地と日本海の豊かな自然と触れ合いを通してさまざまな体験活動ができる宿泊研修施設として、特に全室オーシャンビューであることやバリアフリー対応となっていること、また、オープン以来、テレビや各種旅行雑誌にも取り上げてもら

ったことにより、申し込みも多く、利用者の反応も上々であります。

8月末の利用概況を申し上げますと、日帰りでの研修室の利用については16団体、379人、宿泊については93団体、1,899人が利用され、合わせて109団体、2,278人となっております。

他施設にはない海と山の両面の体験活動メニューを備えている点で人気が高いようであります。山の活動では、「ブナの天然林観察」が最も多く、以下、「ニツ森登山」、「十二湖散策」など。海の活動ではトップが「海水浴」、次いで「海辺の自然観察」、「シーカヤック」、「磯釣り」の順となっております。また、町内の施設などを活用した「パンづくり」、「豆腐づくり」なども人気があるようです。件数では125件、講師延べ人数125人、受講者2,948人となっております。

今後とも県・ハタハタ館・体験活動の指導機関・団体等との協議を重ね、さらに魅力的な体験活動を提供するとともに、施設の円滑な運営に努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第72号の政治倫理の確立のための八峰町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、資産の項目が法律の改正によって変更となるものがあります。

議案第73号の八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定については、防災会議の委員数を20人以内と明記したものであります。

次に、議案第74号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定については、全国統一保証制度も利用できるようにするものであります。

議案第75号の字の区域の変更については、目名湯の中渡地区の圃場整備の完了に伴う字界変更となっております。

議案第76号の八峰町一般会計補正予算は、補正額を69万2,000円として、歳入歳出予算の総額を60億8,249万6,000円とするもので、主なるものとしては、八森地区のごみステーション設置費用の助成金やコンテナの購入、JA秋田やまもとへの大豆コンバイン導入助成金、統合小駐車場造成工事などであります。

次に、議案第77号の八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算ですが、補正額を182万円として、歳入歳出予算の総額を10億8,992万7,000円とするものです。主なものとしては、歳入として過年度分の療養給付費交付金を繰り入れた内容となっております。

議案第78号の八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算は、補正額として1,933万3,0

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,555万3,000円とするものです。主なるものとしては、前年度保険料の過払い分の還付と国庫支出金の償還金となっております。

議案第79号から議案第90号までの各案件は、平成18年度各会計決算を認定していただくものであります。

議案第91号と92号の人権擁護委員候補者の推薦については、本年12月末に任期満了となる峰浜地区を担当する2名の委員の継続について法務省に推薦するものであります。

以上、9月議会定例会でご審議いただく議案は21議案であります。詳細につきましては各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの行政報告の中に一部訂正箇所があるようですので、加藤町長より報告願います。

○町長（加藤和夫君） すいません。1箇所訂正させていただきます。

介護保険料の関係ですけれども、「介護保険料については、さきの全員協議会でご報告のとおり」云々とありまして、「そのため今回の一般会計補正予算に保険料の還付分を計上しておりますので」と書いておりますけれども、「一般会計補正予算」でなくて「介護保険事業勘定特別会計補正予算」の誤りでございますので、訂正をしておわびを申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 日程第4、議案第72号、政治倫理の確立のための八峰町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） おはようございます。議案第72号について説明いたします。

政治倫理の確立のための八峰町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について。

政治倫理の確立のための八峰町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

裏の方をごらんください。

条例の改正文がありますけれども、第2条関係のところ1項ですね、第4号、ここの文面が「貯金及び、それから郵便貯金、それから預金、それから貯金及び郵便貯金」と、これを「及び貯金、それから預金及び貯金」と改めます。

それから第5号の方は、証券取引法の中にあるとおり、これが削られまして、第6号の方に今回の証券取引法の改正に伴って金融商品取引法とこのように直ります。

附則の方に入りますけれども、改正規定は10月1日よりとありますけれども、これは郵便関係の方が10月1日より、それから9月30日の関係は金融商品の方の取り引き、これに伴うものであります。

その理由を簡単に説明いたします。

1つは、郵便貯金法の廃止に伴う条例改正ですので、これは皆さんわかるとおり、来月10月1日から郵政民営化によりまして郵便貯金法が廃止になります。それに伴って、郵便貯金という項目がなくなる関係で文言が削除されるということです。

2つ目の理由ですけれども、証券取引法の一部改正がありました。これによって金融商品取引法に変わるわけですけれども、これが9月30日から施行になるということで、先ほどの金銭信託という言葉が有価証券に含まれるということで改正になっております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第73号、八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第73号についてご説明いたします。

八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。八峰町防災会議の委員の定数を、協力機関それぞれ2名以内とされているものを、総数で20名以内に改正するものであります。

裏の方をごらんください。改正する条文がありますけれども、これを簡単に説明します。

今、町の方では町の条例に従って防災会議を立ち上げて防災計画を、11月を目処につくる段取りをしております。この関係条文ですけれども、お手元に皆さんの方にも条例がいつていると思いますけれども、そのうちの第3条の中の5項の中に委員を次に掲げる者をもって充てるという文面がありまして、1から7までありました。今までの文面でいくと、地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者、例えば森林管理局とか、あるいは農政局等が想定されます。それから（2）が秋田県の知事の部内の職員のうちからということで、これは山本地域振興局建設部を想定されるかと思えます。以下、（3）は秋田県警の警察官のうちから、それから（4）が、町長がその部内の職員、町の職員から指名するもの、そのほか（5）が教育長、（6）が消防長及び消防団長、（7）が指定公共機関及び指定地方公共団体の職員のうちからということで、その下の方に第6号としてそれぞれの項目の号の定数を、何号については何人と、現状の文面ではそれぞれ2名以内という文面が主でしたけれども、これはその項目によっては2名を超える可能性がありましたので、それぞれ2名以内という項目を削除して、この文面を、6号のところを全項の委員の定数は全体で20名以内とすると、こういうことで総数では約15人を今のところしながら、20人以内でもっていきたいと、こういうことで文面を改正するものであります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 非常にわかりにくい資料だと思います。この18年度に防災会議条例ができたということで、この時点で最初の条例ですと2名以内ということで、これが出されてましたけれども、これはあれなんですか、速やかに防災委員を任命する

ことができなかつたのでしょうか。

それとですね、もうちょっと詳しく、この第3条第6項の部分だけでも文章を出してほしいと思います。例規集を見て初めてわかつたんですけども、非常にこの文章だけではわかりにくいです。

それで各項目、第7号まで2人ずつというのを減らすということですけども、各第1、第2、第3、第4、第7の中で何人を考えておられるのか。どうして2名を2名以上にしなくてはならないのか。その辺のところをもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） お答えします。

1つ目の速やかにできなかつたのかということですけども、昨年にご案内のとおり八峰町の峰浜庁舎の火災等ありまして、段取りできなかつたと聞いております。今年度の作業の中で急いでますけれども、11月を目処にして素案を提案したいと思っております。

それから2つ目のお尋ねですね、詳しいデータですけども、条例の文面にあるとおり、第3条の中に、5号の中にありますけれども、この（1）は先ほど話したとおり地方行政機関の職員ということで、今想定しているのは森林管理局、それから農政局の2名を予定しております。それから（2）の県知事の部内の職員ということで、これは山本地域振興局の建設部を1人ですね、予定しております。（3）の秋田県警の警察官のうちからということで、これについては地元の駐在所長さん、八森の駐在所長さんと峰浜駐在所長さんの2名を想定しております。それから（4）の町の職員の関係ですけども、これは総務課と建設課の2名を予定しております。（5）については教育長と指定していますので、1人です。（6）については、今までは消防長及び消防団員とありましたが、今広域消防になりまして消防機関の上部組織ができて、消防長のほかに地元の方にも八峰消防署長がおりますので、これを入れるということで、この点で、ここが2名のところを前の条文では2名以内になっていますけれども、ここが3名になる可能性があるということで、消防長、消防署長、それから町の消防団長の3名を予定しております。（7）の指定公共機関ということで、あるいは指定地方公共団体の職員ということで、これは2名ですとちょっと不都合が出てくるなということで、例えば土地改良区、それから東北電力とかですね、交通機関のJRとか、それから電話線の

NTTなどを想定していきまして、ここ4名から5名ぐらいになるのかなと思っています。今のところ15人ぐらい、多くなっても20人ぐらいになるのかなということで、それぞれ2名以内という項目を変えて、全体で20人以内にしたいなということで考えております。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ないので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第74号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 議案第74号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

平成19年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でありますけれども、この10月1日より小口零細企業保証制度というのが創設されます。これに伴って、町内の企業においてもこの制度を利用できるように所要の改正をするものでございます。

次のページをお開きください。

八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例

八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改正するということで、これまで融資あっせんの種類、種類とい

う言葉はありませんでした。3条の中にこの種類が加わっております。

第3条、あっせんする融資の種類は、一般企業融資及び今回創設されます小規模企業融資全国統一保証制度による小口零細企業保証制度でございます。これを対象としております。

2項においては、限度額、それから貸付の期間を定めておりますが、これは前回と変わりございません。

制度の内容を説明いたします。

これまで融資あっせんの保証につきましては、信用保証協会、これが100%、事故等があった場合に100%保証しておりましたが、10月1日からは実際に貸し付けている金融機関、こちらにも負担していただくということで、信用保証協会が8割、金融機関が2割、新たに金融機関の方の事故等のあった場合のその責任が課せられるようになります。銀行等では、それに伴って全国の事故率、これを1.34という実績のもとにですね計算しますと、それに伴って今までの貸付利率、これを0.2%上げざるを得ないという見解のようでございます。今回、この小口融資あっせんという形です、従業員が20名以下、ただし商業またはサービス業においては5名以下の企業については、この0.2を上げることなく信用保証協会が100%保証で、それに伴う不利益がないようにという措置でございます。

それから第7条ですけれども、八森峰浜商工会、これを現在改称されております白神八峰商工会に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は法適用となります平成19年10月1日から施行するものでございます。

八峰町になりまして大分この融資条例は普及しております、引き継ぎのもの、それから借り換え等もございすけれども、現在50件を超えております。預託は5,000万円と、この5倍という共通融資になっておりますけれども、それに迫るような形で利用されてきております。利率、保証費、これらも県内の中では保証協会の保証費については100%、利率については2分の1ということで、県内でもかなり優遇的な形で運用されております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 中小企業の皆さんが非常に心配しておりました今回の国の新しい制度の創設。先ほど課長の説明にありましたように小口零細企業、八峰町の場合は現在まるぶなという形で商工会であっせんしておりますが、この利用者の約75%が小口利用に該当します。今まで100%保証協会だったのが、今度金融機関が20%ということになると、当然、金融機関でストップかかるケースが出てくるわけで、75%の利用者にしてみれば大変頭の痛い制度だったわけですが、制度の創設に合わせて当町が8月1日施行ということで評価を申し上げたいと思います。

次の3条の中の2つ目のところ、限度額の700万円、それから返済期間の7年以内と、これ今回そのままということなんですが、近くの能代山本圏域内だと当町以外は限度額1,000万円、返済期間が10年。全県レベルで見ても半数以上が1,000万円、多いところで1,500万円、返済期間も10年という形に変わってきております。もちろん利子補給の有無も若干あるわけですが、ほとんどの場合が保証料の全額、それから利子の2分の1の補てんということできております。厳しい経済状態の中で、やはり限度額の引き上げ、それから返済期間の延長、これも検討していいのではないかなというふうに考えますが、今回の条例の改正の中で、当局でそうしたことを検討なさったのかどうか、お知らせいただきたい。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業課長。

○産業振興課長（武田 武君） 平成19年4月1日現在の状況であります。確かに町村と言われるところは今まで700万円ということの例が多かったんですけども、今年、今年度になって三種町、これが1,000万円、それから藤里町も1,000万円ということで、この能代山本管内においては八峰町だけが700万円を限度額にしております。

ただし、利子補給、これに関するものは現在八峰町と三種町、この2町村のみがですね、利子補給という形で、他のところにおいては、利息は全額事業者がというふうな形になっております。

いずれ商工業の振興の形で限度額を上げるということは町もまた保証とですね、利子補給、このものが増えていきますので、財政当局とも十分検討しながら今後の課題とさせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第75号、字の区域の変更についてを議題とします。当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長(木村 学君) 議案第75号、字の区域の変更についてご説明いたします。

地方自治法第260条第1項の規定により、八峰町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するものであります。

平成19年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由につきましては、平成13年5月18日付、山農1130をもって採択通知を受けました土地改良事業の結果、字の区域の変更を要するので、今議会の議決を求めるものであります。

裏のページをご覧ください。

字界変更の調書であります。皆様に資料としてお配りしております中渡地区県営圃場整備事業、字界変更全体図と一緒にご説明いたします。

字界変更全体図では、変更前の字の区域を黒の線で示しております。変更後の字の区域を赤い線と赤い字名で表示しております。また、青い線で示しております箇所が今回変更される箇所となります。

全体図の右下につきましては、山本郡八峰町峰浜目名瀉字中渡下台の一部と、それから桐木台の一部が変更されて、中渡上台となります。

続きまして、全体図真ん中下につきましては、目名瀉字中渡上台の一部と、それから目名瀉字中渡中台の一部が変更されて、中渡下台となります。

次の真ん中、上側につきましては、目名瀉字中渡下台の一部と目名瀉の一部、それから観音堂の一部が変更されて、中渡中台となります。

次の全体図、左側につきましては、中渡中台の一部と目名瀉の一部が変更されて、それぞれ中渡下台と、観音堂となります。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第76号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 平成19年度八峰町一般会計補正予算（第4号）

平成19年度八峰町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,082,496千円とする。

第2条、地方債の補正は、「第2表、地方債補正」による。

平成19年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

なお、補正予算につきましては歳入歳出ですね、教育費の方も私の方から説明しますので、よろしく願います。

補正予算書の7ページをお開きになっていただきます。

2 歳入、国庫支出金、2 児童福祉費負担金50万2,000円、保育所の運営費の国庫負担金でございます。2分の1の補助です。

14款国庫支出金1 農業費補助金1,049万7,000円、担い手アクションサポート事業費補助金です。これは国庫補助金ですが、主にですね、農業委員会の農地の図面等の作成費

がこれにあたるものでございます。

8 ページ、15款県支出金 2 児童福祉費負担金25万1,000円、保育所運営県費の負担金です。これは4分の1の負担金でございます。

15款県支出金、農業費補助金680万2,000円の減額です。細く書いておりますけれども、これにつきましては、いずれも県の補助金の確定によって減額されるものであります。

1 教育費県補助金130万円、ワクワク事業補助金、全額県補助金であります。主に八中との関係でございます。歳出の方で少し詳しく説明申し上げたいと思います。

説明の5の市町村における学校教育将来構想策定補助金60万円、これは2年間の継続の事業でございますが、今年度は60万円の補助を提出してございます。

9 ページの15款県支出金 1 中学校委託金11万円、豊かな体験活動推進事業委託金、全額県費補助です。主に八中にかかわるものであります。

16款財産収入 2 その他不動産売却収入262万2,000円、一般分収林収入ですが、これは八森地区の湯の沢、あるいは泊沢の分収林の分収金であります。

次に、10ページの18款繰入金 1 介護保険特別会計繰入金74万5,000円、介護保険の特別会計の繰入金の実績に伴う精算分でございます。

19款繰越金、一般会計繰越金、一般会計からの繰越金1,241万5,000円。

11ページ、20款諸収入 1 雑入95万2,000円、秋田県電子申請システム初期設定費用助成金25万2,000円、これは県の振興会より配分されるものでございます。

55の環境保全促進事業助成金70万円、これは歳出の方で少し詳しく説明したいと思いますが、国の自治振興センターからの助成金でございます。原資はモーターボート協会のほかになってございます。

21款町債 3 臨時財政対策債170万円、1 町道整備事業債3,500万円の減額。これは町道観海線の改良工事、主に過疎債でございますが、事業の見直しによって減額されるものであります。

2 の防災行政用無線施設整備事業債、これは防災行政無線の整備事業にかかわる施設整備の事業債の分であります。

1 の統合小学校建設事業債1,130万円、統合小学校建設事業債、これは過疎債の事業債でございますが、統合小学校にかかわる駐車場の工事の造成分に充てるものであります。

12ページから歳出です。3 歳出、一般管理費の報償費5万円、9の旅費5万5,000

円、使用料及び賃借料 1 万 1,000 円、これは 12 月に予定されております職員の福利厚生にかかわるものですが、さきにストレスの調査をやってございますが、それらに対する健康対策の関係でございます。

8 の電子計算費 13 の委託料 25 万 2,000 円、これは秋田県の電子申請システムの初期設定の業務委託料 25 万 2,000 円です。

11 の 43 万 7,000 円、修繕費、町営バスのエアコンの修理代です。

19 負担金補助及び交付金 61 万円、補助金、集会施設補修事業補助金、これは大槻野集落の公民館でございますが、屋根の補修の 2 分の 1 を町で補助金を出すということでございます。

13 ページの 2 款総務費 19 負担金補助及び交付金 100 万円の減額です。これは納税貯蓄組合の補助金でございますが、今年度の実績が確定しましたので、それに伴っての減額でございます。

12 償還金利子及び割引料 50 万円、町税の還付金及び還付加算金でございますが、内訳はですね、法人町民税と固定資産税の分でございます。

14 ページ、2 款総務費、戸籍住民基本台帳費の 13 の委託料 14 万 5,000 円、除籍マイクロフィルム化の業務委託料です。

次に、3 款民生費 13 委託料 112 万円、これは先ほどの県費、あるいは国の補助金のかかわりもございませけれども、保育所の運営の委託料ですが、町外の認定子ども園に 1 名ですね、今年度、通園することになりました。それに伴う委託料でございます。

2 の沢目子ども園、18 の備品購入費、ビデオデッキが古くなりましたので新規購入でございます。

次のページですが、埴川子ども園、18 の備品購入費、カラーテレビ 1 台、11 万円。

4 款衛生費、清掃費の 11 の需用費、18 の備品購入費、19 の負担金補助及び交付金、これについて少しばかり詳しく説明したいと思います。これはかねてですね、八森地区のごみステーション化による主に設置費にかかわる調整を含めたものでございますが、11 の需用費の 90 万 9,000 円はですね、これは印刷製本費でございますが、いわゆるごみ出しのシールですね、それだとか町民用のリーフレットの印刷、あるいはごみステーションに張りつけする設置用のパネル等々でございます。なお、前後になりますけれども来年 4 月 1 日から実施の予定のものでございます。

18 備品購入費 424 万 6,000 円、コンテナ 424 万 6,000 円と書いてございますけれども、こ

の内訳を少しばかりお話ししますとですね、これはコンテナ、プラスチック用のかごでございまして、これとですね、それから缶、あるいはペットボトルを入れるネット、あるいはステーション外の公共用のいわゆる学校だとか子ども園、これらに伴うネットですね、それからさらに旧峰浜地区でもネットが大分古くなって交換しなきゃだめなものもありまして、それらに伴うもの等々でございまして。

それから19の負担金補助及び交付金の790万円、これにつきましては均等割が5万円、それから世帯割が2,000円ということでございまして、町内全地区34地区の分でございます。八森地区が15、峰浜地区が19、締めて34地区ということになります。なお、ステーション化につきましてはですね、どういようなごみのコンテナを置くかと、こういうことにつきましては、この後ですね、今各自治会と協議中なわけでございます。できれば八森地区につきましてはですね、海岸地帯でございまして潮風に強いようなものというように、まとめ買いをすれば非常に安くなるんじゃないかなど、こういうふうに思っているわけでございます。

次にですね、16ページの6款の農林水産業費1の農業委員会費、これは財源内訳の補正でございます。先ほど申し上げましたように、国庫の支出金がつきましたので445万円、これを一般財源から国庫支出金の方に組み替えと、こういうことになるわけでございます。

農業振興費の19負担金補助及び交付金152万6,000円、負担金、価格補償の事業の負担金でございますが、これは前年度の繰越が発生しましたので全額前年度繰越金で充てると、考えると、こういうことで111万4,000円の減額です。

2の補助金、集積促進型農業法人支援事業補助金30万円の減。さらにJA秋田やまもと大豆コンバインの導入の助成でございますが、これはJA秋田やまもとから助成の依頼がございまして、補助の依頼がありまして、購入費の2分の1を町で助成するというものでございます。

17ページ、農地費の11需用費11万8,000円、これは消耗品、あるいは燃料費でございます。コピー代、あるいはトナー、あるいは燃料費のガソリン代です。

14使用料及び賃借料13万2,000円、事務機器、コピーの使用料でございます。

10の猿害対策事業費8報償費89万6,000円、関係報償費、これは猿害のために執務された人の執務手当でございます。

11需用費16万8,000円、消耗品、これは主にですね、猿追いのためのロケット弾ある

いは花火等でございます。

12の都市農村交流事業費12の役務費35万円、これは手数料としてですね、これは本館の集落の夕映えの館にありました浄化槽ですね、水洗化によって廃止すると、これの手数料と、それからどぶろく特区に伴ってですね、そば打ち体験館の一部を改修したいと、こういうことで、これの2点でございます。

次に、18ページの6款農林水産業費19負担金補助及び交付金223万円、3の交付金、一般分収林造林者への交付金でございます。先ほど歳入でも申し上げましたように、泊沢、あるいは湯の沢の分収林関係者への交付金でございます。

3の林道整備費14使用料及び賃借料124万1,000円、2の自動車等とありますけれども、これは湯の沢林道、水の目林道、あるいは水沢山林道、母谷山林道、泊線等々に伴う路面の補修等の重機の借り上げ料でございます。

16原材料費34万3,000円、採石等でございますが、今申し上げました路線等にかかわる路面補修用の採石でございます。

19ページの商工費3の職員手当等の時間外でございますが、これは主にですね、イベント等にかかわるものだとか、この後の白神の観察会、あるいはガイドの養成講習会等に伴う職員の時間外です。

森林体験交流費8報償費1万円、9旅費35万8,000円、12役務費33万円、これは財源の内訳に70万円その他と書いてありますけれども、先ほど歳入で申し上げました、これは、原資は自治総合研修センター、モーターボートの関係でございますが、これから交付されるものが主なものでございまして、この後ですね、10月に2回予定されておるのでございまして、それに伴う関係の報償費ですね、1万円、これ先進地に対するおみやげ等でございます。9の旅費、特別旅費でございますが、これは白神ガイドの会の会員の人、あるいは随行の職員の旅費でございます。先進地の視察先は福島県を予定してございます。12役務費33万円の手数料でございますが、これはバスをチャーターして運転手をつけて行くわけでございます、それらに伴う手数料でございます。

20ページの8款土木費2の道路新設改良費13委託料115万円の減、15の工事請負費の3,000万円の減、17公有財産購入費の600万円の減でございますが、これは予定されておりました観小線の、観海小学校に行く道路でございますが、これがこの事業が見直しになりました全額減額ということでございます。主なるものは、過疎債による3,500万円が主なるものでございます。

19款消防費3の職員手当、時間外手当です。

21ページの防災無線施設費9の旅費でございますが、11万4,000円、これは防災無線の設置に伴ってですね、防災無線の免許を取得するために職員1名分の旅費、仙台ですが、これと、それから機器の現場の中間検査ということで東京ですが1人ですね、これの旅費でございます。

それから12の役務費につきましては、発電機の処分の手数料でございます。

次に、10款の教育費でございますが、11の教育委員会費9の旅費9万円につきましては、これは教育長の旅費でございますが、このたび教育三法が改正になりまして、これに伴う研究会が東京でありまして上京の旅費でございます。

22ページの事務局費の旅費7万円、これは事務局の旅費です。

10款教育費の小学校費ですが、15の工事請負費1,500万円、これは主に源資は過疎債でございますが、統合小学校の駐車場の造成工事にかかわるものでございます。

17公有財産購入費3,700万円の減額でございますが、これは統合小学校の用地ですね、購入の予定でございましたけれども、事業の見直しによって減額でございます。

23ページの10款教育費の八森中学校費でございますが、これは先ほど歳入で申し上げましたように豊かな体験活動、あるいはワクワク事業の講師謝礼等に伴うものでございます。

24ページの教育費の社会教育費、あきた白神体験センターの管理費ですが、3の職員手当90万円、これは先ほどの報告にもありましたように7月1日に白神体験センターがオープンされまして非常に土日、あるいは夜間を挟んでですね、利用者が多いわけでございますが、それに伴う県派遣の職員2名、あるいは町の職員1名、3名分の時間外手当でございます。

需用費につきましては19万円は、事務費に伴う事務用品等々でございます。

次に、25ページの体育施設管理費の備品購入費1万6,000円、消火器と書いてありますが、これは岩館町民体育館の消火器2本分でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 歳出の方でお尋ねしたいと思います。

20ページの土木費の中の道路新設改良費、以前から話題になっておりました現在の観

海小学校への取りつけ道路の件であります。今回、関係費用が全額補正減ということであります。以前から現在の道路の不備、これは国道に下りて来るちょうど坂道になっておりまして、以前から危険箇所として何度も指摘された道路であります。周囲に何もなくて、冬場になればもう風が吹きざらして、アイスバーンというよりはミラーバーンが時々発生し、とてもじゃないけどもブレーキを踏めないような、そういう状態の道路であります。今回の観海小学校の改良工事のときに、いの一にそこは私も発言をして何とかこの道路を改良してくださいということで、できることならということで迂回道路を提案もしましたし、何度か現場を見てお願いをしてまいりましたが、今回、先ほど副町長、何かに変えようとするのかどうかわかりませんが、私は廃止でないかなというふうに思うんですが、代替の案があったら示してほしいわけですが、今回全額補正減ということでこの道路を取りやめということのようです。自分でもそういう思いをしました。国道に出るときに車が止まらない状態、滑ってですね、これは体験した人でないとわかりません。あそこを子供がいっぱい乗ったバスが下りてくると思うと、背筋が凍る思いをします。なかなか通常だと体験できないわけですが、冬場のその時期になると朝夕の凍っている時期は本当に危ない。もしこれを解消するほかの案があるのであれば、今回減額と同時に代案を提出するべきだろうというふうに思います。ほかの事案については何ら問題ないわけですが、今回のこの補正で減にするこの案には今の段階で賛成できかねます。もし代案があるのであればお知らせをいただきたい。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） ただいまのご質問に対して回答いたしますけれども、今回補正減にしたのは、当初計画してあったのが観海小学校線、観小線の延長ということで、新規に開設していく部分の予算計上でありましたものですから、これがまずそれぞれ各関係機関の方と十分協議しながらやってきて、最終的にまず新設改良にはまず必要ないということで考えられましたので、今回のそれに関わる予算、委託料、工事請負費、公有財産購入費がまず減額補正という形になっております。

ただいまご指摘ありました国道の取りつけとですね、あとそれから途中2カ所ほどちょっと段差がある箇所もあります。この箇所のまず改良に予算流用してやった方がよかったんじゃないかというご意見でありますけれども、今後の統合小学校の工事の工程を見ますと、今後あの道路の観小線のところに仮設のガードを設置しながら安全を確保していくということで、車道部に若干仮設柵が設けられることが考えられます。そういう

ことから、まず工事の施工状況、工法等を加味しながら、まず来年度の予算の段階で検討して、そして工程の改修工事の方の作業の終了に合わせながら、観小線の国道分の改良と段差の解消の方の改良につきましては来年度で検討していきたいなというふうに考えまして、今回は全額補正減ということにいたしました。

○議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 予算についてはわかりました。私がお聞きしているのは、これを廃止することによって今課長が申し上げた国道への観小線の取り付け、今途中の工事中の道路の使用もわかりますが、代案、案として取り付け部分をどういうふうに改良しようとするのか。安全が確保されるような改良の仕方があるのかどうか、その辺を尋ねます。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 現在の道路勾配、取り付け部の道路勾配が大体6から8%ぐらいかなというふうに考えております。6%というのはやはり凍結というか、こういう寒冷地におきましてはやはりかなり厳しい勾配ということで認識されています。6%を超えて10とか11になりますと完全に止まらないという形になりますので、あそこのところちょっと取り付け部のところが幅員もありますし、それから距離もあります。ですからその辺再度測量しながら、大体4%ぐらい、取り付け部のところを4か5%まで緩和できないか、あとそれから、さきの方については若干きつくなりますけれども、そういう改良方法をちょっと考えていきたいなと。要は大体20メートル区間の中において4%以内であれば、まず停車できるというふうに考えられておりますので、その辺での勾配改良を合わせて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） 1番さん、よろしいですか。

○1番（松岡清悦君） はい。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 二、三お伺いいたします。

15ページの清掃費、八森地区のごみステーション設置助成金の790万円の件についてなんですけれども、一自治会5万円、それから1世帯当たり2,000円ということで今回予算計上されたようですけれども、そうすればそれこそ税の施行の公平性という観点からすれば、自治体の戸数の少ないところ、例えば本館地域、また、岩館地区に300、400戸近くもあるようなところも一律のまず5万円となるんだろうと思います。そうすれば、

税の執行の公平性という考えからすればいかなものかという感じがいたします。その点についてが1つ。

それから今回のこの790万円というのは八森地域のステーション化に対する助成であります。既にステーション化されている峰浜地域の分も同様に5万円の2,000円ということにするのかどうか。

それから22ページの中学校の建設費、駐車場造成の工事請負費についてなんですけれども、6月の全員協議会で私たちに示された資料によりますと、駐車場の工事費は1,000万円という説明がなされております。今回5割も増した1,500万円が予算計上されておりますけれども、どうして5割も工事額が増したのか、その点の説明をお願いします。

それから校舎の大規模改修の前に駐車場を造成する必要性から今回予算計上になったという説明でございましたけれども、そうすれば本格的に校舎の改修工事に着手した場合、工事の関係車両等、この駐車場を利用することになるのかどうか、そういう観点から今回早めて駐車場の造成が行われるのかどうか、その点もご答弁、ご説明願います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

まず、15ページの清掃費関係につきまして、第1点目ですが、八森地区の各自治会の戸数の多いところと少ないところのアンバランスと税の公平性からどうなのかというご趣旨かと思えます。

今回のこの各自治会の助成金を算定するにあたりまして、事務局でもいろいろ案を検討しました結果、確かに例えば本館地区は19世帯、岩館は200世帯、10倍以上の差があるわけですがけれども、例えば本館地区の場合ですね、どうしてもやはり各自治会共通なわけですがけれども、その面積とか道路の長さとか地理的な状況とかですね、具体的に設置箇所を場所を検討していった場合に、本館の場合ですと道路が3本通っているわけですが、真ん中の道路が大変非常に急で冬期間除雪するとかなり路面が凍結したりして非常に搬入・搬出が冬期間危険であるという状況にあると。なので、どうしても例えば標準だと本館は、当初の説明会だと20から25世帯で5つ、1カ所という、これが標準の数でありましたけれども、そういう各自治会の地理的な状況を勘案した場合、どうしてもやっぱり上と下、それから左右ということで3カ所から4カ所ぐらいとして必要だという希望も出されておりますので、そうしたいろんな各自治会の地理的な状況を勘案した場合、今回まず均等割として各自治会に5万円と、あと世帯割1世帯当たり2,000円と

いう、この合計額の案で助成しようということで今回補正計上しております。

2点目の今回790万円は八森地区だけでなく峰浜地区も含まれた額でございますので、これは八森だけの額ではありません。両地区の合計額という数値でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて答弁を求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） それでは統合小学校の駐車場造成工事についてご説明いたします。

その前に、さきの全員協議会の折にですね、皆様にこのことについてご説明できなかったことを深くおわびを申し上げたいと思います。

それでは皆様のお手元に教育委員会資料ということでA3版の図面を1枚お渡ししております。これによりましてご説明させていただきます。

6月の全員協議会に実はこの図面を使いまして、このような図面を使いまして比較検討いたしております。今回増えた部分は四角で囲んでおります転落防止柵、それからL型擁壁、それからU字溝というこの3点についてご説明申し上げます。

この図面を使いまして、学校づくり協議会、それから学校の方にいろいろ説明に行きましたら、ちょうどこの擁壁の高さが1メートル20から1メートル50ぐらいの高さになるということで、ちょうど子供方がはめやすい高さだということで非常に危険ではないかということで、ここに転落防止柵をつけてもらえないかという意見がございました。それでいろいろ測りまして、危険を解消するために転落防止柵150メートル分設置したいということです。

それからL型擁壁でございますけれども、前に説明した部分、下の方ですけれども、2段目の観覧席より上の方に設置する計画でございましたけれども、ただいま実施設計を発注しておりまして、計算等すれば、この下端がですね、2段目の観覧席より同じか、またはその下の方に入れないと滑りに弱いということをおっしゃったので、擁壁の高さを高くしております。

それから5メートル部分がマイナスになりまして舗装になるものですから、ここに降った水が学校の方に流れてくるためにガードパイプの付近にU字溝を入れて、学校の方に水が流れてこないようにしてもらえないかという意見もございまして、ここにU字溝をみております。

それから図面には明示しておりませんが、バックネットの後ろに、ちょうどカーブのところに三相電流を持ってきている引き込み柱がございます。高圧電気の電柱が

ございまして、カーブを解消するためにその電柱も移設しなければならないということで電柱移転だけでまず80万円ぐらいかかるということで、それを含めまして皆様に6月に1,000万円ぐらいということでご説明しておりましたけれども、約500万円ほど増額になったということでございます。どうかご理解くださるよう、よろしくお願いいたします。

それから駐車場、大規模改造する前に駐車場を先につくる目的でございますけれども、これは6月に皆様にご説明しているとおおり、ここは早く作ってですね、このガードパイプを設置しまして、ここをあくまで工事期間中は子供方の通学路といいますか歩道にして使いたいという考えでございまして、先に工事をしたいということで今回補正提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 11番さん、よろしいですか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 先ほどの課長の説明を受けてなんですけれども、この790万円には峰浜地域への助成分も含まれているという説明でございましたけれども、町長の先ほどの行政報告ではですね、八森地区のごみステーション設置費用の助成金と、こうはつきりおっしゃっておいりましたので私があえて伺ったという次第であります。

それから自治会、1自治会5万円、それから1世帯当たり2,000円という助成の仕方ですと、どうしても税の公平性というのが保たれないという感じ、この一自治会の5万円を廃止して、1世帯当たりの助成額を増やすような、こういう助成の仕方に改めた方が私はむしろいいのではないかなという気がしております。その点について考える余地はないのかということ。

それから先ほど峰浜地域にも同じように1自治会5万円、1世帯2,000円という助成を行うのかと伺ったんですけれども、それについての説明がございませんでしたので、つけ加えておきます。

それから今の伊勢課長の説明で、それこそまず500万円、5割の工事費の割り増しが予算計上された、その理由はわかりましたけれども、私たちに説明するにあたってはですね、十分な事前調査を行って、その上から私たちにこういう資料を提出していただきたいと思います。1割や2割くらいのかかり増しならまだしも、50%もかかり増しするというのはですね、ちょっと異常な感じがします。それこそどこを調査して金額を出したのかということになりますので、その点強く言っておきたいと思います。

今後でもですね、工事費の概算を出すにあたってはですね、事前に十分な調査を行いま

して、後から追加補正の出ることのないようにしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目ですが、均等割と世帯割の考え方ではなくて、世帯割をもっと増やす考えはないかということですが、これまでいろいろ検討した結果ですね、いろいろ検討しました結果、できるだけ先ほど言った各自治会の地理的な状況、スペース、それからできるだけ公平性を保たれるという観点からまず今回均等割と各世帯割ということで、この2本立てで考えましたので、何とかひとつこの均等割プラス世帯割ということでご理解願いたいと思います。

それから2点目ですが、峰浜地区は同じ割合かということですが、峰浜地区におきましても八森地区と同様、均等割が5万円、それから世帯数割が1世帯2,000円と、この合計額という数値で算定してございます。

○議長（阿部栄悦君） 町長より補足説明をいたします。

○町長（加藤和夫君） 若干補足させていただきます。

この均等割と定額の関係なんですけれども、いろいろ中で論議をしました。例えば端的に例を、さっき本館の話をしておりましたけれども、20戸ぐらいの集落と。均等割だけにして2,000円としますと4万円ですね。そうしますと、さっき言ったように地域事情があつて2カ所、3カ所と増やす場合は非常に負担が大きくなるという面がまた出てくる。逆に定額、また多くしてやれば、本館で定額が10万円とすると、ほかの方では大変なのに本館では定額で間に合ってしまうという結果になってしまう。そこら辺のかね合わせがですね、非常に地理的な状況がみんな違いますのでかなり難しいわけなんですけれども、まずここら辺が妥当なところじゃないかなという判断に立ったということが1つあります。

なかなかどの金額に納めるとこれは万全なのかといいますとですね、難しい面が確かにありますので、できればまずこれでやってみてですね、またいろいろな状況が生まれればそれなりに考えていかなきゃならないと思います。

それから峰浜地区はもう単独ですね、全部今まで整備してきましたので今回どうしようかと、この次、峰浜が更改の時期を迎えたときにやったらいいんじゃないかなという話も検討もしたんですけれども、ただ現実、今八森が実施する際に八森、おら方は自分方でやったのに八森だけは公費になるとおかしいんじゃないかという議論も成り立つ

ので、今の時点で一律に峰浜の方にも、この次の更改に備えた形で同じレベルでやりながら、今度実際更改しなきゃならないときはこの金を駆使しながらやっていただくという立場で両方の予算を組み合わせて上げたということで理解をしていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（阿部栄悦君） 柴田さん、11番さん、答弁求めたんですか、求めるんですか。
- 11番（柴田正高君） 今ね、町長の行政報告の23ページにですね、八森地区のごみステーション設置費用の助成金とばんとうたわれているわけですよ。ですから790何万円ですか、この分に峰浜地区の分が含まれてないんですねということで伺ったわけです。そうしたら含まれているということでしたので、それはそれで納得したわけですがけれども、今回峰浜地域にも同様に5万円、2,000円という助成がされるということなんですけれども、私の部落の例をひとつ申し述べますと、うちの方の本部落にはごみステーション2つしかありません。ですから86戸ですか、本部落の方は、だから単純に割れば43カ所で1カ所ということになります。そしてもう1カ所は踏切を渡って、それこそ101のところにあります。非常に遠い、かなりの距離を運んでいかなきゃいけないわけです。今回、八森、それぞれみんな峰浜の地域は地域の自治体の財政事情、それから設置場所等の事情でばらつきがあるわけですがけれども、それはそれで峰浜ときは助成を設けなくてやったわけですからいた仕方のないことだと思って納得しておったんですが、今回、八森地域だと大体15から20世帯で1個ステーションをつくるんだと、こういう話でありましたのでですね、そうすれば仮にですよ、うちの方の部落、今言ったように86戸で2つしかないわけです。これを今後八森並みに増やすとした場合ですね、再度助成が受けられるのかどうか。そういう考えがあるのかどうか伺いたいと思います。
- 議長（阿部栄悦君） 齊藤保健衛生課長。
- 保健衛生課長（齊藤英市郎君） 今回の峰浜、八森地区への助成は今回1回限りという方針で検討いたしましたので、ご理解賜りたいと思います。
- 議長（阿部栄悦君） それで、ちょっと待ってください。柴田さん、先ほどの学校は求めたんですか。千葉教育長。
- 教育長（千葉良一君） 本来5割増しという多額の補正をさせていただくためには、本来であれば教育民生常任委員会を開いてご説明をし、そしてご理解をいただくべきでありましたけれども、今回はそういうことがなく直に出してしまいましたこと、反省もし

ておりますし、今後このようなことがある場合は相談をしながら、そして出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもすみませんでした。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。午後1時に再開したいと思います。それまでにご参集願います。

午前11時58分 休 憩

午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

質疑を行います。ほかに質疑ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 16ページの農業振興費の補助金の集積促進型農業法人…じゃなくて大豆コンバイン導入助成金ですが、これは大豆のためのコンバインの導入にかかわる2分の補助事業というふうな、補助金というふうなことの説明を受けましたが、このJA秋田やまもとが事業者に対しての町単独の助成のあり方というのは…含めてもう少し詳細に説明願えればと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） ご質問にお答えしたいと思います。

今回のJAが大豆コンバイン1台を導入計画いたしまして、これに町が助成するという事で決定した理由につきまして3点ほどございますので、そこら辺を申し上げて回答としたいと思います。

今年度から始まった品目横断的経営安定対策にからみまして、制度上、大豆作を従来どおり作業受託組織に全作業を委託すると品目横断に加入する加入要件を失うという、こういう事態が出てきました。作業の一部だけを委託した場合には加入要件はあるわけでございますけれども、作業受託組織としては全作業受託するということを基本としているために、担い手からの一部作業受託を受けないと、このような方向になります。このようなことでありますので、作業受託組織に変わりましたJAが刈り取り作業を受託すると、こういったことによって加入要件を失いそうになっている農家の救済をしたいというのが1つでございます。

それから2つ目でございますけれども、昨年より大豆の作付面積が増加しております。現在、作業受託組織が所有しているコンバインは5台ございますけれども、この5台では適期の刈り取りが困難になるだろうと予想しております。その結果、高品質生産に影響

響が出るおそれもあるということですが、その場合、個人や作業受託組織で高額な機械を導入するということは大変困難でありますので、J Aがコンバイン1台を導入いたしまして作付面積の増加、それから高品質大豆の作付に対応したいということでございます。

それから3つ目でございますけれども、町として助成する考え方でございますけれども、八峰町水田農業の振興方針を示しました地域水田農業では、地域水田農業ビジョンでは、大豆を重点作物に指定いたしまして、作付拡大、それから効率的な生産体制の整備、それから高品質生産の取り組み強化の必要性を掲げております。このような基本方針を掲げながら農家の積極的な取り組みをお願いしているところでありますけれども、今回のJ Aの取り組みは八峰町の農業振興方針に沿っているということで、町としては支援したいということでございます。

○議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 大変よくわかりませんが、基本的に過去の例を言いますと、八峰町に在住しているそういうふうな団体、もしくは個人も含めてでしょうが、そういうふうに対しての町の財政を導入する。しかし今回というのは、J A秋田やまもとに、課長が言われたように大豆の部分で、よくわかりませんが、J A秋田やまもとというのはご存じのように三種町を含めて大きい組織でございます。それに対して町単独の補助金を導入する、その部分が何かこう変な、変則的に感じるわけですので、その部分を説明願います。

○議長（阿部栄悦君） 米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） お答えいたします。

コンバインの管理の方法とか利用区域とか、それから対象とする人、ここら辺についてつけ加えてご説明を申し上げたいと思います。

いずれ農協さんは北部と南部とこうあるわけで、いずれ今回のコンバインに関しましては峰浜支店に保管、管理すると。それから利用区域は八峰町内に限定いたしますよということでございます。それから利用対象者、当然八峰町内の農家でございますけれども、担い手を中心としながらも、それ以外の方々からの要望もあればそれにも応じていきたいということでございます。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 町長にお伺いいたしますが、課長の言った意味はよくわかりませんが、基本的にこれさっきも言ったようにJ Aというのはもう合併農協ですので、

その支店なりの部分ともう考えは違うわけです。例えばカントリーの部分であっても、もともとは峰浜の事業主体であったわけですがけれども、しかし利用率なり稼働率を高めるとすれば八竜なりよその地域から導入しながら稼働率を含めてそしてやるんだよと。今回もそれに抵触するような感じを非常に受けるので、いくら限定したとしても町の公金をある全体に利用、そうであれば三種町なり含めての負担金、助成金なりを、そういうふうな部分を考えることはできませんでしたでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、農業振興課長から申し上げられましたけれども、今回は配備するところも、それから受託する面積も、それからまた受託される側もですね、全部八峰町内ということで限定しながらの事業でございます。もちろんJAも、町だけの負担でなくてJAそのものも負担しながら、八峰町の農業振興のためにJAも役割を果たしますし、町としてもまた現在の農業の状況からして支援していくのが今大事な時期でございますので、一概にカントリーエレベーターみたいにですね、大量に扱ってああいうふうな事態とまたちょっと違いますので、今回は限定しながら、同じ時期に作業受託者もそこまで手が回らない、あるいはまたやることによって品目横断の対象外になってしまうというふうな、そういう問題もございますので、そういうものを総合的に考えて、やはりこの際は農業者のためにこの施策を町としてもやっぱり支援すべきだという結論に達しましたので、広くですね、JA秋田やまもと全体に使うようなものであれば当然八峰町だけでなく三種含めた負担の中で配備されていくものだと思いますので、今回の事例はですね、それとは区別をしながら考えていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） ごみステーション化についてなんですけれども、1自治会5万円、1世帯当たり2千円という補助金についての額についてなんですけれども、八森第一自治会を考えた場合ですけれども、20世帯を基準とすれば10戸くらい用意しなければならないと。まともなものを準備するとなれば20世帯入るようなやつとかだと、やっぱり十数万円するわけなんですよね。ですから、もう金額的には120、30万円は少なくともいってしまうという額になります。この5万円と2,000円の額でいきますと45万円程度の補助金の額となるわけですがけれども、非常に自治会といたしましてね、この3月末までに設置するにあたっては非常に大きな負担になってくると。簡易的なネットを張って折り畳み式なのをやれば10万円かそこら辺の金額の負担で済むわけなんですよ。でもやっ

ぱりネット状のものであれば、もう後々メンテナンスがかかっていくわけなんですよね、破けたり。だから、全体としてそういう考え方でいいのか。ただ、自治会としてはやっぱりあんまり負担のならない、やはり方法をとりたいとすれば応分の額の負担になってしまうと。例えばそれを自治会費で求めていくとすれば、やはり高齢化が進んできましたね、自治会費のやはり負担も高齢者にとって負担になってきて、やはりすごいやっぱり値上げが心配なわけなんですけれども、その辺もうちょっとこう柔軟な考え方で、例えばかかった経費の7割とか8割とかという補助のあり方とかは考えられないのか。やっぱりこうよその地区ではきちっとしたものをつくって、金属性のさびないものをつくってやるという話も聞くとすれば、相当なやっぱり自治会の負担になってくるのかなという感じです。その自治会によってはお金いっぱいあるところもあるかと思うんですけれども、第一自治会にしてみればほとんどないような状況で、一遍に4、50万円のお金を負担するとなればやっぱり大変なんです、単年度で。だからその辺をね、今後どういうふうにするのか。仮に簡易なものとしてネット状のものでやるとすれば、後々メンテナンスの費用も町では考えてくれるのか。さっきのお話だと単年度1回きりだという話をしましたけれども、やはり後々考えるとね、自治会の負担も大きくなるし、大体ネット状のものであれば景観上もあんまりよくないし、どうなんですか、町全体と考えた場合、そういう自治会自治会ではばらばらのものを配置していいのかなという考えもあるし、やはり管理上の問題もあるので、やはりあんまり簡易なものだとやはり高齢者の世帯が来て仮に当番制で掃除をしたとしてもなかなか出てこれないという状況で、やっぱりちゃんとしたものをやっぱり設置したいのが本音であります。だから今後のメンテナンス費用ね、どういうふうな考え方があるかどうか。やはりね、ゴミ袋にはお金ね、住民がみなそれぞれ負担して出しているわけですから、その収集の方法を安くするというごみステーション化を図るわけなんですけれども、もう少しその辺がね、柔軟なところがあってもいいのかなという考えなんですけれども、聞きたいです、よろしく願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） この助成の関係は、なかなかいろいろな形でやっぱり苦慮します。それから設置場所もですね、やっぱりこの自治会によって場所の、大きい場所のあるところないところ、それから少人数で済むところ、やっぱり大きくやるところとばらばらで、自治会自体の中の条件がみな違うという状況です。したがって、やっぱり基本にな

るのは自治会の中で、うちの方の自治会は10人単位でここからここまでという区切りをしてもらって、その中で話し合いをして、それに合うものを設置してほしいと。だから画一的なものを全部やることにはなかなかきれいなという。特に八森地区の場合はそういう状況にあると思います。だから、ある一定程度の町としての助成を考えて、その中で、いろいろ自治会で工夫をしながらやってもらおうと。その自治会によってはね、この際だからみんなで金出してももっと丈夫なのを作ろうというふうになれば、それはそれでも結構ですし、そこまでやらなくてもちゃんと簡易なものでも間に合うとなれば、それはそれで結構です。そこはお任せをしますけれども、いずれ事情が違って、一律に助成するわけですので、なかなかこれがもうすべてどこもピッタリだというふうな状況にはなかなかならないと思います。したがって、これでまずいろいろ相談をしながら工夫をしながらやっていただきたいと思います。

ただ、あとこれ1回やった場合ですね、何年もつとかわかりませんが、いずれまず今回1回助成はすると。あとは、できればそれぞれの工夫の中でやっていただきたいなと思っております。そういうことで何とかひとつ、この案でお願いをしたいなと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 今回のごみステーション化というのは峰浜地区に合わせてやると。それとプラス収集費を減額していきたいということで、説明にあたっては年300万円だと、790万円であればもう3年足らずで元がとれると。ですから、趣旨を踏まえても、後々ある程度の補助をみてくれるような考えを示していただければすごくありがたいんですけども、もう一度そこを再考していただきたいと思います。

以上、要望だけで。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今のごみステーションのことを続けて私も質問しますが、以前は八森地区ということで自治会をずっと回ってきたんですけども、今度これ見て初めてまず説明を受けたときに、峰浜地区も一緒だなということで今説明を受けたんですけども、峰浜の方にはそれなりのやっぱり自治会には何かお話をしたものでしょうか、これについて。

それから、結局峰浜の方ではステーション化してますのでね、立派なものもあるだろうし、悪いものもあるだろうと、古くなって、そうすれば今このお金もらってもまだこ

れは、俺は使う必要ないなというところも出てくるんじゃないかなと思います。そういう場合は、もらったら得だと。言葉はちょっと悪いんですけども、もらっておいて何年後かに壊れたときに使いますよという、そういう方法もできるのかということをお聞きしたいと思います。

それから12ページの自治振興費についてちょっとお伺いしますが、今回のこの補助金、集会施設補助事業のあれは、さっき大槻野と言いましたよね。まず、そのこういうぐあいにこのところも直してくれということで補助を願って、まずこういうぐあいな補助をするわけですけども、私もね、ちょっと記憶になかったんですけども、前は幾度もある程度は軽微なものじゃなくてもね、大きなものでも町の方で補助をくれたような気がしたんですけども、今回何かその合併にあたってだと思うんですけども、1回こういうように使ってしまうと、あともうあなたの自治会では使うことができませんよという、そういう条例になっているというのを聞いて、自治会長さんにいろいろ聞いたら、いや、俺も説明受けたような覚えのないなというような感覚であったのでね、そこら辺が本当にそのもう二度とあなたは使っちゃいけませんよというのであれば、やっぱりこれはいろんな面で今後お金がかかってきますので、自治会の方も。その場合にはやっぱり条例の改正、規則の改正は必要じゃないかなとこう思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

もう2つぐらいあって大変申しわけないんですけどもね。

今回、清掃費の中の関連としましてクリーンアップでこの間もやりました。今までは軍手等、それからごみ袋も豊富に出されてありましたが、今度は行ってみたらもう軍手もないんだと、自分たちで持ってくれということがチラシの中にも、広報の中にも書いてございました。けども、やっぱりボランティアでやるんですから、やっぱりその点もう少しね、軍手も出すとか、ごみ袋ももうちょっと多く増やすとかということを考えてもらいたい。多分、今までは自然を美しくする会が多分皆さんもわからなかったと思いますが軍手からごみ袋は全部この会から出しておりました。今度この会でもう予算が削られたのもう出す必要ないということにしたならば、急に何か軍手もなくなったと、皆さんでやってくれということであったけども、本来ならば町が出すべきものをやめるということについてお伺いしたいと思います。

それからもう1つは防災無線のことなんですけれども、これは一般質問とちょっと関係ないんですけども、非常にこのごろ雑音、ガーガーガーガーガーガーと鳴

ったりして、あちこちから今度すごいなという、家ばかりかと思ってあちこち電話すると家の方もだと。それから一旦電源が切れてても、もう音楽すべてそれから放送内容終わった後でもブワッともものすごいあれが5分、オーバーに言えば5分以上続くんですよ。だから、そういうのが前役場に電話したら、あんたの機械が悪いんじゃないかと言われましたけれども、だからそういうのね、実態的にわかっているものだからどうか。

ちょっと多すぎて大変だったでしょうけれども、まずお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 石塚議員の最初のご質問についてお答えしたいと思います。

今回、峰浜地区への説明会はしたのかということですが、今回まだ峰浜地区に対しては、説明会は開催しておりません。しかし、今回のこの方針をですね、今後自治会長会議もしくは文書を出して説明して了解を得たいと考えております。

あと、今後峰浜地区のごみステーションの修理に充当できるかということだと思いますが、現状をちょっとこちらの方で打診したところ、ほとんどかなり現状のステーションが老朽化していると、あるいはまた今年度既に新設した自治会もあるというふうにお伺いしております。また、建て替える予定の自治会もあるというお話ですので、そういう修理も含めて今後のステーション化に充当していただきたいなど、このように考えております。

2点目、クリーンアップの軍手、なぜ廃止したのかということですが、これは実は合併の協議会の時点で峰浜地区の方もクリーンアップを実施しておりまして、峰浜地区の方で軍手の配布はしておらないということなので、合併協の方で、じゃあ何とかクリーンアップにつきましては参加者のボランティア活動ということで自ら持っていただきたいという方針にいたしましたので、何とかご了承いただきたいと思っております。

ごみ袋の量については、今後検討したいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 自治会館の改修費の関係ですが、ご指摘のとおり、八峰町の自治振興関係補助金交付要綱のことかと思っております。大槻野の場合、今回建ててから初めての改修ということですが、要綱の中を見ますと、集会施設等の増築ですね、補修等の事業費の補助金ということで100万円を限度にして1施設1回を限度とするというこういう内容で助成金を設けております。今のところ既に利用された

自治会も何箇所かありますので、すぐ回数はあれですけども、いずれ町政を語る会においても各町内会の方から集会施設のことはいろいろ出されてますので、いずれそういうものを含めてちょっと検討、お時間をください。

それから防災無線ですけども、雑音がうるさいということのようですけども、これについてはうちの職員がそういうふうな話をしたかもしれませんけれども、後でちょっと調査させてください。

放送器材の方の役場の方には今のところそういう支障はないようですけども、各世帯の方にそういう雑音が入っているとすれば調査したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まずですね、保育所の委託費のことで、これは14ページですけども、町外の認定こども園に子供を預けているということで、何歳児の子供さんなのか。入っている先はいいですので、子供さんが何歳児なのか、その辺。地域的に町内の保育園に入れないう子供さんなのか、それともどういうふうな事情かちょっとわかりませんが、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと先ほどからごみステーションのことでいろいろ議論されてますので、私の方からは、副町長さんの方から八森の場合まとめて買うと安いのではないかというふうなことが言われました。何をどのようにまとめて、どういうものをまとめて購入すると安いのか、そういうふうな何か町の考えみたいなのがあるのでしたら教えてくださいたいと思います。

それと16ページですけども、農業振興費、ちょっと私も全然わからないんですが、負担金の秋田県園芸作物価格補償の法人ですね、法人、促進法人支援事業費、この法人支援事業費というのは品目横断と関係あるのか。法人化を辞退するのか、どういうふうな項目なのかちょっと教えてくださいたいと思います。

それと小学校の駐車場に関してはいろいろ話が出ましたので、私の方からもそんなに言うことないんですけども、いずれ1,000万円の駐車場ということで、これでさえも給食センターを解体したり敷地がいろいろあるのではないかというふうなことでいろいろ議論してきたと思うんですが、当然予想される土手の下のところには運動会するとき見る場所があったりして、当然斜めになっているので、そういうことは考えられると思うんです。それが学校の方から言われたということで柵をつくるということですけども、飛び越えたら危険といえは1メートル50センチですか、高い、非常に高いですよ。

そういうことを設計したわけですよ。そういうことも当然考えられたのではないかと
いうことと、その柵はどういうふうな高さでつくられるんでしょうか。子供というのは
足場があればどんな高いところからでもまだ飛び越えると思うんですけれども、その柵、
どのような対策を考えているのか教えてもらいたいと思います。まずさきに給食センタ
ーの解体、ここがかなりのスペースありますので、そこをまずさきにスペースをつくっ
てやるべきではないかと思えます。

それと24ページのあきた自然体験センター、大変好評で利用する方も多くて結構なん
ですけれども、始まって間もなく90万円の時間外手当ですか、これはこれから先がちょ
っと心配されますので、パートとか臨時の職員の配置を考えていないか、その辺につい
て、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 最初に保育所児童関係について、小林子ども園園長。

○子ども園園長（小林慶範君） 最初に保育所の運営委託料の件でございますけれども、
佐竹保育園がこの9月から認定こども園になりまして、それに合わせまして母親の職場
が近いということで、0歳児1人の入所申し込みがありました。それによる委託料でご
ざいます。

○議長（阿部栄悦君） ごみステーションは。齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 2番目のごみステーションの件にお答えいたします。

まず、八森地区のまとめて購入すれば安くなるのではということですが、これは今現
在、9月上旬からですね、昨日までの段階でまだ全自治会長と個別、全部は至ってない
ですが約3分の2終了いたしております。今月末までに設置箇所とスタイルについて各
自治会の意向を集約したいと考えております。昨日までの段階ではですね、FRP方式
がですね、多いかなという感触を得ております。これはあくまで自治会が主体的に決め
ていただくことにしておりますが、そのFRP、現在八森に結構見かけるスタイルです
が、それが一定の数量をまとめた場合にですね、製造業者に委託すれば若干の安
くしていただけるのではないかなという、そういう含みで表現したものでございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて農業法人振興関係について、米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 集積促進型農業法人支援事業補助金の関係ですが、これ
は全額減額するという内容でございます。それで、品目横断との関係はどうかというこ
とでありますけれども、直接的といいますか、これは県の事業でありますので国の品目
横断とは直接関係しないんですが、大いに関係あると言わざるを得ません。集落営農組

織を支援しましょうという県の補助金でございます。事業内容をちょっとご紹介しますと、組織化、それから法人化による集団的な農地利用に向けた地域の調整活動に対して一定の要件を満たす場合に補助金を出しましょうということでございます。農地の取得、それから利用権設定、それから作業集積と、こういうものを地域ぐるみで10ヘクタール以上集積した場合には30万円やりましょうということでもあります。それで、当初予算で本館集落を想定しながら予算措置したところでもありますけれども、何せ19年度から始まった事業でありまして、当初予算策定時点では要綱が定まっていなかったということで、想定で予算措置したところでもありますけれども、6月に要綱が、実施要領が制定されましたところ、補助対象者は法人または年度内に法人になるものでなければだめだと、こういう厳しい内容に変わって、現在の本館集落につきましてはまだ任意組織だということで補助対象外ということで大変地域にとっては残念でありますし、私もちょっと甘かったなという点もありますけれども、こういう事情がありまして減額したということでございます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、学校の駐車場のことについては、伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 駐車場の件でございますけれども、駐車場の転落防止柵の高さについては今のところ1メートル10ということ考えております。形状につきましてはいろいろな形状がございますけれども、そういうふうにご覧いただき足がかけたり出られないような、そういう形状のものに今考えております。

それから駐車場の台数でございますけれども、旧給食センター跡地、それからプールのところですね、それから今新しく造成するということで約120台ほど、3カ所で120台ほど予定しております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて白神体験センター、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 今回の補正をお願いしたのは、当初予算で20万円ということで計上いたしましたけれども、実際に運営してみますと全く経験がなかったものですから机上の計算とやってみた場合の運用とは全く違っておりまして、学校から研修に来る場合はある程度決まりがあるんですけれども、最近テレビ等で、またラジオやさまざまな雑誌に載ってくる場合、ほとんどがグループとか家族で来られる方が多いわけです。そういう場合は非常に時間が早かったり短かったり、早く発って行ったり遅くなったりする場合、そういうことで非常に時間外が多くかかるような状況であります。今後、非常に

忙しい場合はやはり短期でパートを頼んだりということもしていかないといけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 14ページの保育所運営委託費ですけれども、やはり0歳児だったかというふうな感じがします。榊こども園は確かにできたばかりですばらしい建物です。今、ほかのこども園からもどンドン町内の子供たちが能代の方の保育園に入っています。町としてできるだけ町内の子供は自分たちが責任をもってみるんだという、そういうふうな意気込みでですね、取り組んでもらいたいと思うんですけれども、この0歳児、生まれて何カ月かちょっとわかりませんが、その近くの0歳児施設として設備が整っていなかったということもあり得るのか、その辺のところもちょっと聞きたいと思ひます。

それと16ページの農業法人ですけれども、やはり品目横断ですぐ法人化しないと補助金もらえない、こういうことで本館の人たちはやはりがっかりしてるんでないかなと思ひます。法人にしなくてはいけない、いろいろかき集めて品目横断の対象ということで頑張ってきたところが、法人でないと補助金が入ってこなかったということで非常にがっかりしているというふうなこともちょっと聞いていますので、そのことについて聞いたんですけれども、もっと何か指導の方法がなかったのかなと思ひます。その点についてもう一度お願ひします。

○議長（阿部栄悦君） 小林子ども園園長。

○子ども園園長（小林慶範君） 確かに見上先生の言われたとおり、八森子ども園の場合はトイレ関係からして確かに不備な面がございます。それで今、さきの議会でも答弁しましたトイレの改修については今検討しているところでございます。トイレの改修等含めまして、今後魅力あるこども園になれるように努力してまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 見上議員さんの言われるとおり、補助金を引き出すために一番有利なのは、やはり法人化されているといろいろな面で有利だということは確かです。

それで集落営農組織に関しましても、当初から法人化する必要はないわけです。いずれ集落営農組織の目標としては、5年後に法人を目指すということになっております。

これもまた確実、必ずやらなければならないということではございませんけれども、やはり自分方の地域、自分方の営農をこれから長く続けていくためには、やはり任意組織から法人へ移っていくことが理想であるということでもあります。そういった面から、今回残念だという気持ちは大変お持ちだと思います。そういうことでもありますので、できるだけ早い時期を目指して法人化していただければなど、我々もまた協力していきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 12ページのメンタルヘルス対策事業のことなんですが、これは職員の健康管理の上では大変必要なことであり、よいことだと思います。

ところで、職員のストレスや何かのアンケートがありましたよね。その結果とか、それから休職しているとか、あるいは入社拒否しているとか、そういう健康管理の面でどうなのでしょう、実情をお知らせください。

それともう1つは、23ページ、中学校費のワクワク事業講師謝礼がありますが、これについての、ワクワク事業というのはこれからはなされる事業なのかどうなのか、あるいはどういうものなのかを詳しくご説明願います。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤保健衛生課長。

○保健衛生課長（齊藤英市郎君） 最初のメンタルヘルス事業に関しまして、最初のご質問について私の方からご説明したいと思います。

平成18年度におきまして確かに職員のメンタルヘルスのアンケートを実施しております。健康診断時に同時に実施いたしました。この結果は出ておりますが、今日ちょっと詳細なデータを持ってきてないので、相当数の職員がですね、ストレスにかかっているという状況であるということで保健師の方から伺っております。

今年度はですね、引き続きまた秋田大学の方からお願いするわけですが、昨年度のアンケートがちょっと複雑で非常にちょっとややこしいアンケートでありましたので、もうちょっと簡便化して、結果が簡潔にわかるようなアンケートをお願いしておりますので、その所要経費ということでございます。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） メンタルヘルスに関係した職員の休んでいる職員はいないかということですが、昨年、部分部分ですが、2名ほどおりましたが、春先にも一度ちょこっとあったんですけれども、現在は、いずれはそれぞれの職場の方に復帰

しております、現在おりません。

○議長（阿部栄悦君） 続いてワクワク事業に関して、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山議員のご質問にお答えします。

ワクワク事業補助金は県の100%の補助事業でございます。各界の第一線で活躍する専門家や達人を招いて本物との出会いを体験することで児童生徒の夢や希望を育み、学習意欲の向上と進路を選択する能力の育成を図るのが目的で、申請して認められた事業でございます。今回は白神体験センターを会場にして、当町出身の松尾一彦さんをお招きして芸術鑑賞教室を開催すると。これは中学校だけでなく小学校にも範囲を広げて芸術鑑賞をするという意味の講師の謝金として、このたび70万円を補正するというところでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 14ページの児童福祉の補正、さっき見上さんの方から質問がございました。町外保育所の通所分112万円が計上されております。今、子ども園の園長から答弁があったわけでありますが、職場が近いということで町外に通所したということでありますが、これが、職場が近いとか建物が新しい保育所だとか、そういう理由です。これからはどんどん能代市の保育所にその子供たちが流れていく、この委託料が大変な金額になってくるのではないかというふうに心配をするわけでありまして。八峰町の保育所が、がらがらして、そして町外の保育所に通所してしまう、そういう子供たちが増えてくる、そういう心配がこれからあると思います。抜本的な対策を講じていくというようなお話が園長からもございましたが、これは早急にですね、やはり歯止めできないということであろうかと思っておりますから、やはりこの八峰町の保育園の、保育所のあり方というものですね、しっかりともう一度洗い直して、そしてそのシステム、また建物、そういうものからですね検討していかないと、どんどん町外に流れてしまう危険があるというふうに思います。これは子ども園園長よりも助役さん、町長から、この点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それからごみステーションであります。峰浜地区では旧峰浜村の時代からステーション化されて、もう進んでいるわけでありまして。今回、八森町がステーション化をするということで、この予算が計上されました。しかし、旧峰浜の方にもですね、村にもこの予算が平等に配られると。私はこの事業の平等の認識というのがちょっとずれているのではないかなというふうに思います。こっちの地域がこれをやったから、こっちにも、

そっちの方にもまた同じぐらい手当てをしようと、そういう短絡的なですね、考え方で事業を推し進めてもいいものかなというふうに思います。私はもっと八森町にこの5万円、そして1世帯当たり2,000円の補助を出した。峰浜村にはこういうことでこの八森地区のごみステーション化をする、その補助を出しますけれどもこうだというような、そういう説明をですね、反対に峰浜地区にしっかりと説明をして納得してもらい、そしてまた峰浜地区で何か事業が起こったとき、八森町にもじゃあ平等にそれを手当しましょうと、そういうことにこれからはもう何かおかしな方向になってしまうのではないかなと。やはり一つの八峰町になったんですから一線を引いてですね、事業をまっすぐに見てやっぱりそれを進めていくというような私は方向でないと、これから八峰町としてなかなか成り立っていかないのではないかなというふうに思うわけであります。自治会長の連絡協議会でもこのごみステーション化を説明したと言っていますが、どうも納得してない自治会長もおるのではないかなというふうに思います。やはりしっかりと連絡協議会の中で、そして説明をしてですね、理解を得て、そしてこの事業をしていくと、これからは私はやっていただきたい。どうも自治会長が納得してないなという感じがするんですよね。その辺のこともお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 保育園の子ども園の関係ですけれども、確かに施設のいろいろな不備が出てきているということは以前から指摘された点もございますので、この後のそういうあり方についてはこれから検討してまいりたいと思います。

ただそれがですね、児童が外に流れていく、すべてなのかということになりますと、これはまたいろいろ難しい状況もありますので、なぜそういう状況なのかについてもよく分析してみたいというふうに思います。

施設整備も今、例えば三種町の方でも方針が出されたように、もうこれからは民営化の方向で行くとかという自治体も出てきていますけれども、整備の仕方そのものもですね、どういう方法がいいのか、そこら辺も含めながら、やっぱり以前、八森地区の場合は統合幼稚園という話で進んできていましたけれども、それらを含めながらも少し中身をですね、十分相談してみたいというふうに思います。

それから立ったついでですからごみステーションの関係ですけれども、今須藤議員から言われましたけれども、ほかの議員の人、特に峰浜地区の議員の人方からもご意見をいただきたいとは思っています。ただ今回ですね、ただ単に平等というよりも、さっき伊勢

課長が申しあげましたけれども、峰浜の方でもかなり更改しなきゃならないところもあるという部分もございます。そういう人に対する手立てもやっぱり必要でございますし、それからこれからやっぱり助成する場合ですね、やはり八森地区にも助成した後ですね、当然峰浜地区の場合も1回程度はやらなきゃならないと思うわけです。その際に、まだ更改の時期も来てないところもございますけれども、その都度々ですね、私の方で対処するのはなかなか事務的にも大変になりますので、今回やる際に一挙にこれを全部やってしまうという考え方で予算を盛ったわけでございます。そういう意味で、すべての事業がですね、あっちでやってから全部、あっちでやってたから全部ということにはならないと思いますけれども、今回このケースの場合はまずそういう考え方でやったと。

それから八森地区のごみステーション、納得しない自治会長もいるという話ですけども、どこの自治会長かわかりませんが、自治会長さん方からはご理解をいただいておりますし、それからいろいろな協議をしてですね、具体的な作業に今入っている段階でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） 先ほどからごみの件で何人からかご意見出ておりますが、何度もくだいようなお話になるわけですが、旧峰浜村では1軒当たり5,000円ぐらい、大体1つのステーションと言えりかわかりませんが、12、3軒か15軒で十分使えます。大体5万円ぐらいでした。それがほとんどの部落、あるいはもうちょっと立派なごみステーションと言えりかなというのも何箇所かあります。それは自治体でも多少は出したと思ひますが、いずれにしても町からは、村からはいただいております。ですから、これはむしろ一銭も出さなくてできるわけですよ。出すから、こういうふうなもめ事、考えが違ってくると思ひます。ましてや、この立派な八森さんは観光的な場所にあつて、今ごみの問題が遅れているんですよ。それが山である峰浜村が先に自分たちでお金を出して、自分たちの税で作っているんですよ。それを今、町としてはない予算の中から出して、そして一気にやろうと、そういう考えの下からこういう補助金を出してやるということは非常に良いことではありまするが、財政としては非常に厳しいわけですよ。合併してこれからやっけていく基本としては、すべて合併したからこの要件も補助、あの要件も補助金というふうになったならば、これは本当にこれからの合併はどうですか。やはりこれは1軒当たり5,000円でできるということをおも確信しておりますし、何も補助しなくても私は立派にやれると思ひますので、何人かから、補助金少ない、峰浜に

もやるのはおかしいとか、そんな考えがあるのは補助金を出すからそういう考え出るのであって、私はこの補助金を出すのはまっぴら反対でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 先ほどの道路の件で賛成できかねますということで、それが入っておりますので、本予算には反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第76号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第77号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） それでは議案第77号、平成19年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億8,992万7,000円とするものでございます。

ページ5ページの方をご覧ください。

歳入であります。4款1項1目療養給付費交付金、これ過年度分として182万円です。これは平成18年度の退職者医療の療養給付費交付金の確定による追加交付であります。

次の6ページ、歳出ですが、1款1項1目一般管理費11節需用費、消耗品費34万7,000円ありますが、これは国保の保険証の更新の際にパンフレットを郵送するためのものでございます。2,200世帯分のパンフレットを考えております。これは2種類ありま

して、1つは国保の制度について説明したポケット版のパンフレットです。それからもう1種類は、来年4月から後期高齢者医療制度というのが導入されますので、それについての説明をしているパンフレットでございます。

そして次の12節役務費、通信運搬費ですが、このパンフレットを送付するために郵送費がかかり増しになりますので、そのための4万8,000円でございます。

そして残りの142万5,000円は、9款1項1目の予備費の方に補正してございます。

以上でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第78号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。当局の説明を求めます。小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） それでは議案第78号、平成19年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,333万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,555万3,000円とするものでございます。

5ページの方をごらんください。

まず歳入であります。4款1項1目介護給付費負担金2節過年度分として214万円ですが、これは平成18年度の実績に伴う精算分として追加なるものでございます。

8款1項1目繰越金1節繰越金1,719万3,000円でございますが、これも精算に伴っての繰越金が生じた分の補正でございます。

続いてのページで6ページですが、歳出です。1款3項2目認定審査会負担金19節負

担金補助及び交付金として、負担金が51万9,000円の補正ですが、これは広域圏の認定審査会共同設置費負担金として負担金の変更通知に基づいての補正であります。

2款1項8目居宅介護住宅改修費であります。負担金を36万円の減としております。これは次の2款1項6目の介護予防住宅改修費との関連によりますけれども、この2款1項8目の要介護度1から5までの方の住宅改修に係る負担金であります。それで昨年度、18年度はこれを利用して24件ほどの改修がございましたが、今年度8月末現在で4件ほどしか申し込みがありません。それで、こちらの方の予算が、少し余裕があります。一方、2款2項6目の予防の方ですが、これは要支援1、2の方の住宅改修のための負担金であります。こちらの方は当初の予算が少ないわけですが、こちらの方の利用する方が多くおまして、それでその分としてこちらの方は36万円、2件分ですが、それを補正増とするものであります。

その下の6款1項1目第1号被保険者保険料還付金336万円ですが、これがこの前の全協でご説明しました、保険料を多く取り過ぎていた分としての還付するための補正でございます。全協の際の説明では金額として340万4,000円の還付金ということで説明したわけですが、それは賦課時点において1年分の還付金の額でした。今回、実際還付の作業をして個々に精査しましたら、その中のある方々が年度途中で亡くなっていた方もあって、それで月割によって減額されていた方もおりましたので、その分が、金額が多少、少なくなっております。人数は295人分ということで変わりありません。

次の8ページの3目償還金ですが、これは償還金利子及び割引料ということで国庫支出金と過年度分返還金1,470万8,000円です。これは国庫支払基金、それから県に対して18年度実績に伴う精算によりまして還付、返還するものでございます。

6款2項1目一般会計繰出金、繰出金74万6,000円ですが、これは18年度実績に伴う精算によって一般会計へ繰り出すものでございます。

以上ですので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず6ページですが、介護サービス諸費の8目のところで負担金居宅介護住宅修繕負担金、これが介護、要介護1から5までということでしたけれども、改修の補助というのは1回申請すればもうできないことになっていると思うんですが、介護度が進んだ場合、2級進んだり、どのくらい進めばまた再び改

修ができるとかということがあったような気がしたんですけれども、そういうふうなことの周知とかされているのでしょうか。

それとあと問題の激変緩和による介護保険の、これは何と申すんですか、ミスと申すのでしょうか、ミスですね、当然。それで町長に伺いたいんですけれども、このように業者の方で、これを見ますと操作画面において本来入力が必要ない箇所に数値が入力されていたためと、業者の方の責任を謳っていますけれども、それを当然チェックする職員側、これを18年度から19年度ということで期間がかなりあるわけですね。こういうのに対する業者と職員に対する忠告と申しますか、こういうふうなことがどのようになされたのか、お伺いしたいと思います。

それと全協の中で説明されたこと以上に、北羽の記事には「一軒一軒回って謝ります」というふうなことが載ってました。これをどのような形で、当然印鑑をもらわなくちゃいけないとか、現金を直接渡すことになるのか、どのような形でこれを町民の皆さんに謝っていただけるのか、その辺のこと等ですね。これが18年度、介護保険が若干、1人当たり若干ですけれども、若干とはいえ当然受けられる制度、例えば生活保護を受ける基準とか、それから減免申請を受ける基準とか、これが介護保険も当然算定されますので、こういうふうなことで支障が、ギリギリのところでは受けられなかったかどうか、そういうふうなことがなかったのか、その辺についても伺いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） まず、住宅改修のいわゆる介護度変更についてのPRはどうかということについてですけれども、それについては積極的にPRはなされていないと思いますので、今後検討していきたいと思います。

また、還付を受ける方への通知、どのような形であったかということでしたけれども、9月7日にまず全員に通知を発送いたしました。そして、これこれの理由であなたの場合いくらくらの還付金が生じますと、誠に申しわけありませんでしたという謝りの文書とともに、こちらの方で本人の口座を把握している場合は、その本人の口座を記した用紙も同封しています。その口座で間違いのないでしょうかというものです。それで把握してない方の分については、口座名や口座番号を記入できる用紙を同封しています。それで9月16日から19日にかけて、まず職員が一軒ずつ訪問しまして、その説明を行って、そして還付のことについて口座振替を希望するのか、それとも現金を希望するのか、それは伺う予定としております。そして、その後で本人の希望に基づいて還付を

行いたいと思っております。

また、今回のこの激変緩和のことで生保の人方が生保基準になったかどうかということですが、これは生保基準の方は所得が…介護保険料の段階の1あたりに該当していきますので、これによってそこに影響があったということは考えておりません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今回の件についてはいろいろ業者と私の方もやり取りをしました。どういう事由にあり、町民の皆さんにですね、こういう本来緩和しなきゃならないものをしなかったわけですので、これは率直にまずお詫びをしたいなと思っております。

それで実はこの操作した履歴というのがもう火事で焼けちゃいまして、うちの方でも残ってないということもありまして、業者の方です、今回のこの制度改正に伴ってプログラムを組む際に、本来的には不必要なそういうところも画面の中に出てくるようなシステムになっています。これが私の方では間違いのもとだと。だからもう少しわかりやすい、制度内容をしっかり熟知した上で仕事を教えてという話はしましたけれども、ただ、それも本来それがもう絶対だめというものでもまた言い切れない要素もありまして、非常にそこら辺のやり取りがですね、業者と私の方でありました。ただ、最終的に業者の方も私の方の話も聞き入れまして、十分じゃなかったという点は認めていただきました。今後こういうプログラムつくる際には制度改正内容を十分反映して、簡単に操作できるもの、そしてまた操作上の指導をもっと丁寧にしてほしいということですね、業者の方に要望しております。

それから一方、職員の方に対しても、当然機械操作の関係があるわけですが、すべて機械に頼るといふ今の状況からですね、もう少しやっぱり丁寧にそういうものをチェックしていくというふうなことについても、十分この後の指導していくようにですね、話しております。

それから業者の方で、例えば今回、さっき今課長が言いましたけれども、内容を書いたものを対象者に郵送したわけですが、こういった費用については業者から負担していただくということではっきり業者の方に申し入れをしまして、そのほかに我々としては当然、今一軒一軒回ってですね、内容説明してお詫びしながら、そしてどういふふうな形で返すとかとやるわけですので、そういった中身を踏まえながら業者として取れるものについては対応してもらおうということで、そういう整理の仕方をしまして、こ

の後、同じような過ちを起こさないように、しっかりお互いにやっていくということにしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 業者との負担についてはよくわかりました。

この295軒に対して一軒一軒回って歩く、仕事上ですね、時間外も当然出てくると思いますが、どのような日数、何時間を大体こう、仕事に差し支えると思うんですが、どのような、何日間でやっていくのか、そういうふうなことを考えておられるでしょうか。

それから先ほど生保を受けている人はどうのこうのと言いましたけれども、そうではなくて、生保の申請をしたいんだけど、いろんな収入とか介護をどのくらい払っているとか全部出しますよね。そういうときにギリギリのところでは引っかけた場合に、こういうふうなことがないと思うんですけれども、なかったかどうかということちょっと伺いたかったんです。よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 小林福祉課長。

○福祉課長（小林孝一君） 先ほどの業者が負担するというので、話し合いで同意したものにしましては、まず還付に要する郵送料です。それから職員の時間外手当分として33万6,000円ほどの金額、概算ですけども、そういうものを負担していただくということにしております。

それで当初は現金で還付しようかということで考えて、2人で回ろうという考えであったわけですが、今回の口座振替も利用しようということで、現金をいちいち持って歩かないということで、口座振替が多くなるのではないかとということで、まず説明に回る際には1人で世帯を回る、それぞれが回るというふうに考えております。それでまず16日から19日までの間でまず全町を網羅して回りたいと考えているわけですが、この日会えなかった方についてはまた別な機会に、近日中に再び訪問して会ってお話したいと考えております。もちろん現金で希望される方に現金を持っていく場合には職員2人で訪問するというふうに考えております。

以上であります。

あと、生保申請に関しまして介護保険料の金額が影響したかというふうな問いだと思いますけれども、生保の本人の収入金額とか預金等がまず考慮されるわけですが、介護保険料をいくら払ったかというのは生保の受給には影響してないと考えております。

以上です。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。
- 5番（佐藤克實君） この補正予算に関して適切な要望というか質問でないんですけども、一般会計の補正の説明の際にもだし今回の場合もですけども、非常に予算ないと言いながら説明しながら繰越金の額をね、やはりその都度いくら残っているのか説明してもらいたいと思うんですよ。それをお願いしておきたいと思います。一般会計も特別会計も。よろしくお願いたいんですが。
- 議長（阿部栄悦君） 繰越金の残額がどのくらいかということの提示です。できないかどうかということです。決めてください。それじゃあ5番さん、今後検討でいいですか。
- 5番（佐藤克實君） はい。答弁はいりません。
- 議長（阿部栄悦君） じゃあ、いいですね。答弁を求めないそうですので、今後検討しておいてください。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これから議案第78号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。
休憩しますか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 2時半まで休憩いたします。
午後14時21分 休 憩
.....
午後14時30分 再 開
- 議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第11、発議第11号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。事務局長に

朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

発議第12号

平成19年9月12日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案の理由でございますが、平成18年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審議するためでございます。

次をお開きください。

決算特別委員会の設置について

決算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1. 名 称 決算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。
3. 目 的 次の議案について審議することを目的とする。

議案第79号 平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成18年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号及び議案第90号、平成18年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

4. 設置の期間でございますが、平成19年9月12日から同年9月21日まででございます。

す。

5. 委員の定数は15名でございます。

6. 平成18年度決算審議に係る決算特別委員会分科会の所管事項でございますが、次の欄に書いてあるとおりでございます。総務分科会、産業建設分科会、教育民生分科会、所管事項についてはごらんのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君、以上15名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩いたします。

午後14時36分 休 憩

.....
午後14時37分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第12、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には8番菊地 薫君、副委員長には6番丸山あつさんが互選されました。

日程第13、議案第79号、平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第80号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第81号、平成18年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第82号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第83号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第84号、平成18年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第85号、平成18年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第86号、平成18年度八峰町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第87号、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第88号、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第89号、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第90号、平成18年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、議案第91号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 議案第91号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明いたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜田中字大土面16番地33

氏 名 藤田晃平

昭和18年1月5日生まれ

提案理由ですけれども、現委員の藤田晃平氏が平成19年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法

第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これから議案第91号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、採決の方法は簡易表決で行うことに決定しました。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第92号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第92号、人権擁護委員候補者の推薦についてを説明いたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜畑谷字川端65番地

氏 名 武田ヒデ

昭和13年11月29日生まれ

提案理由ですけれども、現委員の武田ヒデ氏が平成19年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これから議案第92号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、採決の方法は簡易表決で行う

ことに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第27、選挙第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙についてを議題とします。本件について議会事務局長に説明させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) このたびの選挙についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度並びに秋田県後期高齢者医療広域連合の設立経過につきましては、ことしの3月の定例会でご説明申し上げたところでございますが、これに伴い、候補者が定数を越えた市議会議員の区分の選挙を同じ3月の定例議会で実施した経緯がございます。

このたびは、さきの統一地方選挙において任期満了になったこの広域連合の議員については自動的に辞職になったことから、欠員が生じたものでございまして、これらの議員について選挙をする必要があるということになります。

それで、広域連合では7月の13日に告示いたしました。それで、欠員が生じたのは市長区分と、それから町村議会議員区分、これにつきましてはそれぞれの1名の欠が生じて定数が1名ということで選挙を行う必要がなくなったわけですが、市議会議員、前回も市議会議員の区分で選挙したわけですが、この区分につきましては2名の定数に対して3名の候補者が出たということで、今回補欠選挙を実施するということになっております。

前にも申し上げましたが、この選挙につきましては議長にも投票権があるということで、16名でこのたびの選挙をするということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長(阿部栄悦君) これより平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、八峰町議会における投開票を行います。

議場の閉鎖をお願いいたします。

(議場閉鎖)

○議長(阿部栄悦君) 在籍議員数を確認いたします。在籍議員数は16名であります。

これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。

広域連合議会議員の市議会議員の区分について投票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（阿部栄悦君） 投票箱は異常ないものと認めます。

それでは投票を開始いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に候補者の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（阿部栄悦君） 開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（阿部栄悦君） 開票が終了いたしました。

投開票の結果を報告します。

広域連合議会議員、市議会議員の区分について報告いたします。

投票総数16票、そのうち有効数16票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、加賀谷正美氏ゼロ票、竹内睦夫氏12票、加賀屋千鶴子氏4票、以上のとおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し、決定となります。

これをもちまして、平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、八峰町議会における投開票を終了いたします。

本日の日程は全部終了しました。

次回本会議は、明日13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。御苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後14時57分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人

平成19年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成19年9月13日（木曜日）

議事日程第2号

平成19年9月13日（木曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	金谷 茂
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	皆川鉄也
企画財政課長	須藤徳雄	税 務 課 長	佐々木 充
管財課長	木村 学	福 祉 課 長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教 育 次 長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	福司和明
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤なつ子

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。はい、11番。

○11番（柴田正高君） おはようございます。

通告の順に町長と教育長に質問いたします。ご答弁よろしく願いいたします。

初めに、脱北者やテロ工作員が八峰町に漂着した場合の対応と、国民保護計画の関連について町長にお尋ねいたします。

私は、北朝鮮が日本海に向けて短距離ミサイルの発射実験を繰り返し行ってきたときでさえ、そのミサイルの精度に多少の不安は覚えました。この保護計画書をいただいたときは、我が町には起こり得ないこと、この保護計画の内容は我が町にはそぐわないのではないかと、異次元の出来事とっておりました。ところが6月2日、隣の深浦町に北朝鮮を脱出した家族4名を乗せた木造小型船がたどり着きました。このことは大きくメディアに取り上げられましたので、皆さんもご記憶のことと思います。我が町も南北が約24km、日本海に面しております。当日の風向きや潮の流れによっては、こちらにたどり着いた可能性も十分想定されます。北朝鮮は経済が破綻状態で、多くの国民は極度の貧困と食糧不足にあると言われております。さらに今年は大雨被害で今以上の食糧不足が伝えられております。今までは中国を経て韓国に亡命する人たちが大半でありましたが、その中国では来年のオリンピックを控え、脱北者の監視を強化しているそうであり。そこで今後、海からの脱北者が増えるのではないかと聞いております。

また、今回の脱北船は木造船で、レーダーで捕測されなかったそうであります。ということは、同様の木造船でテロ工作員などが来ても捕捉するのは不可能だということであります。3月につくられたこの八峰町国民保護計画に、こうしたテロ工作員の侵入に対する点は触れられておりません。不審船に対する監視体制などについても計画に加える必要があるのではないかと、町長の答弁を求めます。

また、この計画の見直し、変更手続きについては、国民保護協議会の意見を尊重するとともに広く関係者の意見を求めるとありますが、この協議会メンバーはどのような方々で構成されるのかお知らせください。

また、国民保護の知見を有する職員を育成するための研修機会を確保し、多様な方法により研修を行うとありますが、この研修は行われたのか、また、国民保護措置についての訓練を実施するとありますが、その訓練はいつごろ、どのような規模で行う予定なのかお伺いいたします。

次に、町の防災に対する備えについてお尋ねいたします。

7月16日、新潟県中越地方が再び大きな地震に見舞われ、9名の尊い命が失われております。改めてご冥福を祈るとともに、被災された方々にお見舞申し上げます。

避難所生活を余儀なくされていた方々も寒さが来る前に全員、仮設住宅に移られたようで、少しは良かったなと思っているところであります。

昭和58年にこの町でも大きな地震と津波に見舞われ、八森地域で10名、峰浜地域で5名の尊い命が失われております。

大きな災害が起こるたびに言われることですが、災害に対する備えは万全なのか、八峰町の災害に対する備えはどうかということであります。また、防災マップは作成されているのかお尋ねいたします。

我が町の避難所に指定されている施設は、どことどこなのか、そしてそれらの施設の耐震調査は済んでいるのかお伺いいたします。また、食糧や水、毛布、燃料などの備蓄品は十分行われているのか、さらに、被害を最小限に抑えるための対策や初動対応で投入できる人員や装備はどのようになっているのか伺います。

次に、3番目といたしまして峰栄館に喫煙所をいつつくる計画なのかお尋ねいたします。

ファガスに18年度に喫煙所が設けられました。議会に工事費が示されたとき、私は反対を、その予算に対して反対をいたしました。喫煙所をつくることそのものに反対なの

ではなく、ファガスも峰栄館も同じような目的で建てられた施設ですので、ファガスにつくるならば峰栄館にも同時につくるべきではないかとの理由からであります。そのときの財政企画課長の答弁は、補助金は一施設しかつかないのので今回はファガスに、いずれ峰栄館にというものであったと記憶しております。町には18年度、約4,850万円のたばこ税が納められています。この金額は、喫煙者の方々がたばこを吸えばがんの確率が高くなるといわれている中で、一生懸命たばこを吸って納めてくれたものであります。どうか補助金などを当てにしないで、この税を喫煙者のために使っていただきたい。峰栄館での喫煙者は肩身の狭い思いでたばこを吸っております。この方々がゆっくり、肩身の狭い思いをしなくてもたばこを吸えるよう、一日も早く峰栄館に喫煙所をつくることを要望いたします。町長の答弁を求めます。

最後になりますが、学校給食のあり方について教育長にお尋ねいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、国民の食生活の改善に寄与することを目的として、学校教育の一環として実施されているものであります。給食開始時代に比べ児童生徒の体格向上は著しく、私はその目的は既に達成されたのではと感じているのであります。教育長のお考えをお聞かせください。

給食センターの運営に関して文部科学省では、「学校教育の一環であるが、その地域の実情や学校の実態に合った適切な方法によって運営すること。また、現状のまま直営とするか民間とするかの判断は、各自治体に任せる」となっております。町の行政改革懇談会からも、いずれは民間とするようにとの答申が出ております。

また、学校給食には一般会計より約3,680万円もの金が繰り入れされております。

そこで伺いますが、教育委員会では、将来、運営を民間委託や指定管理者制度を導入する考えがあるのかどうか、また、その場合のメリット・デメリットはどのようなものが想定されるのかご答弁お願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。毎回トップバッターの柴田議員の質問にお答えいたします。

初めに、国民保護関係についてであります。

まず、ご指摘のとおり不審船監視体制については、当町の計画が県で想定した武力攻撃及び緊急対処事態に準じて作成されており、不審船対策についての記載はしてござい

せん。密入国などの不法入国や領海警備は海上保安庁の仕事であり、県や町村が行う業務ではないことから、今後も県などの指示がない限り町の計画には付け加える必要はないものと考えております。

しかしながら、6月の深浦町の事例にあるように海岸まで発見されずに漂着した場合は、一般論として警察に通報するとともに海上保安庁など関係機関と協力して、町のできる範囲で対処することになると思います。

次に、八峰町国民保護協議会のメンバーであります。私が会長で能代河川国道事務所長、県山本地域振興局、副町長、教育長、八峰消防署長、東北電力能代営業所長、議会議長、町消防団長、総務課長、福祉課長、建設課長の11名であります。

国民保護に関する職員の研修については、今年度はまだ行われておりませんが、今後、県による職員研修の機会等捉えて参加させてまいります。

また、国民保護の訓練については、県でも先月初めて職員の非常招集訓練や情報収集訓練を実施したばかりであります。当町としては春の総合防災訓練や秋の消防総合訓練と合わせ、関係団体と協力して情報伝達・非常招集訓練などを実施したいと考えております。

次に、「町の防災に対する備えについて」お答えいたします。

八峰町防災計画については、今年の11月を目処に策定作業を進めております。基本的には、旧町村の防災計画をベースとして組み立てられるものと思っております。

ご質問の大きな災害が発生した場合の備えについてであります。常日頃より町としても地域の消防・防災施設の整備、非常備消防の機器整備、避難所となる集会施設の整備、そしてプロ集団である常備消防の近代化等に努めております。

また、様々な災害対策の先頭に立って復旧・復興に当たる消防団の技術向上のための操法訓練や水防訓練、あるいは地域住民による初期消火訓練等を春の総合防災訓練や秋の消防総合訓練を毎年実施しながら、災害の発生に対応できるよう備えているところであります。

また、町の避難所については、新しい計画では、町内各小・中学校や地区の集会所、ファガスや峰栄館を指定する予定です。

これら避難所とする施設の耐震調査についてであります。峰浜地区の3小学校と八森中学校、ファガス、峰栄館は基準をクリアしており、観海小学校は実施済みであります。峰浜中、八森中、岩館小は、一昨年、優先度調査を実施した結果、緊急度は低いと

されております。地区の集会所の耐震調査は、今のところ不要と考えております。

次に、防災マップについては、これまでの災害発生事例などから、当地においては海岸部における地震・津波、あるいは地滑りや崖崩れ、埴川地区の河川での水害などが想定されますので、防災計画策定後に作成したいと思います。

次に、災害時の備蓄の件ですが、現在の備蓄は毛布66枚、コンパクト肌着170個、だるまストーブ30台、乾パン24缶、保存食ワンデーセット18食となっております。

ただ、当町の場合都会と違い身近に食料があり、水も山の湧き水や河川が近くにあり、さらに燃料も寄木や近くの森などから確保できることなどから、これ以外の装備品を中心にさらなる増加に努め有事に備えてまいります。

被害を最小限に抑えるための対策や初期体制の整備などについてはありますが、現在建設中の峰浜地区の防災無線を含めた全町にわたる広報活動の強化と、消防署や消防団、あるいは役場職員による巡回などが被害の拡大防止と初動体制にとっては一番有効な手段と思われまます。

また、災害の初期対応に投入できる人員や装備については、災害の程度によって一概には言えないものの、災害発生の一報を受け、消防署・役場職員などの現場からの災害状況の報告をもとにしながら、保有機材の投入や消防団などの人的な投入を迅速に行ってまいります。また、災害規模が大きい場合は、地元の建設業協会などの応援も要請したいと考えております。

今ご提言いただいたことやお答えした事項を含め、現在策定中の「防災計画」に盛り込んでまいりますので、よろしく願いいたします。

峰栄館の喫煙室の件、町長答弁になってはいますが、この件と学校給食のあり方については、教育長の方から答弁をいたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） おはようございます。

私の方から、峰栄館の喫煙室につきましては町長にかわって答弁させていただきます。

「峰栄館に喫煙所をいつ作るのか」とのご質問ですが、議員がご指摘のように、先の議会で峰栄館にも作る方向で検討すると申し上げましたが、その後、町でも作る方向で設置場所や工事費の財源について検討・模索してまいりました。しかしながら、設置場所につきましては、もともと当施設が喫煙ができる構造に作られていることもあり、何ヵ所か候補地を選定いたしました。それぞれが町民の視点で考えた場合に一長一短

であり、もっとベストな設置場所、方法がないか検討しているところであります。

また、工事費につきましても、できれば全額自主財源でなく、補助事業等を活用したいと考え、現在検討中でありますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

なお、当面は喫煙箇所を限定しながら、ファガスから取り外した分煙機を設置し、喫煙をしていただいておりますが、喫煙者の皆さんには大変肩身の狭い思いをさせておりますが、できるだけ早い機会に快適な喫煙スペースを確保したいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、学校給食のあり方に関連しまして、学校給食は給食開始時代に比べ児童・生徒の体格向上が著しく、その目的は達成されたのではないかとのご質問であります。柴田議員の述べられるとおり、学校給食は学校給食法により児童・生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものとして、戦後間もない昭和29年6月に制度化されたものであります。この法律では、学校給食の目標として①日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと②学校生活を豊かにし明るい社交性を養うこと③食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること④食糧の生産、配分及び消費について正しい理解を導くことの4項目を掲げながら今日に至っております。児童・生徒の体位向上のみならず、食全般に関する、いわゆる食育を担ってきたところであり、旧八森町においては昭和51年から、旧峰浜村では昭和55年からそれぞれセンター化になりました。確かに身長・体重といった体位につきましては、給食開始当時に比べて著しい向上が見られますが、戦後の急速な経済発展に伴い食生活も変化し、肉食中心の食事や外食化など、食事内容の欧米化、多様化で脂質、いわゆる脂肪分の過剰摂取や野菜の摂取不足により、栄養の偏りや、家庭において個人個人で食事すること等、食習慣の乱れが見受けられており、これに起因する肥満や生活習慣病の増加が問題視されております。

このようなことから、食育基本法が平成17年6月に成立し、翌7月には施行されたところでありますが、子供たちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育てていく基礎となることはもちろんのこと、我が国が活力と魅力あふれる国として発展し続けていく上でも大事なことだと考えております。

教育現場におきましては、知育・徳育及び体育の基礎として学校給食を食育の中心に位置づけて、今後ともなお一層充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、将来、給食センターの運営に民間委託や指定管理者制度を取り入れる考えがあ

るのか、また、その場合のメリット・デメリットはどのようなかということではありますが、議員ご指摘のとおり、昭和60年1月21日付の文部省体育局長から、学校給食業務の運営の合理化に関し、地域の実情等に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するようとの通知が出されているところであります。ただし、献立の作成は、設置者が直接責任を持って実施すべきものと規定されていることから、委託の対象としないこと。さらに物資の購入等については、設置者の意向を十分に反映できるような管理体制を設けることなども付け加えられております。

給食センターの運営に関し、大きな費用は人件費ではありますが、平成14年の峰浜村・八森町共同調理の時点では、調理員の中に正職員・嘱託職員・臨時職員が混在する状態でありましたが、町村合併を機にすべて臨時職員で構成されるようになり、人件費は抑制されてきております。

人件費を圧縮しようとした場合には、民間委託や指定管理者制度の導入が考えられますが、県内で民間委託や指定管理者制度の導入を実施している施設は、大部分が都市部であり、共同調理場形式58施設中16施設でありまして、民間もしくは地域の学校給食会組織に委託しております。能代山本郡内では、唯一、三種町3施設のうち、八竜学校給食センターは、町が個人に業務委託する形をとっております。

なお、県内において民間委託している施設と当町の施設の人件費を比べてみた場合は、調査の結果、大差ないことが判明しております。

このようなことから、民間委託や指定管理者制度を本町の施設に導入しようとした場合、民間委託につきましては、一般の飲食・惣菜店と異なる文部科学省の厳しい衛生管理基準に対応出来る業者・団体が町内に存在するかどうか。また、我が町は地元食材を通して郷土愛を育むことをねらいとして特に力を入れているところであり、いわゆる地産地消の観点から委託元の利益追求におされ、地域振興の妨げになるのではないか、食中毒等の事故が発生した場合、設置者と委託元とに責任が分散されることで、その所在の曖昧さが問題にならないか懸念されるところであります。さらに、導入済施設の関係者によりますと、職業安定法第44条の労働者供給事業の禁止条項の規定により、委託先から派遣される調理員に対し、直接作業指示できないという制約があり、委託元を通じた作業指示だけでは給食の質の低下を招くおそれがあるほか、指示・連絡に多大な労力を要すると伺っております。

なお、指定管理者制度の導入につきましては、受益者が児童・生徒、教職員といった

特定の者に限られること。収入なるべきものが、直接経費となる食材部分のみの給食費であるため、導入は難しいものと考えております。

しかし、今後、八森地区の小学校統合による配送作業の合理化、児童生徒の自然減による配食数の減少を控えていることは間違いなく、今後とも他の自治体や団体の状況等をよく調査検討しながら、民間委託等も念頭に置き、より一層の経費の節減や削減や合理化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 町長の答弁のとおり、1問目・2問目の質問は非常に関連しております。この保護計画に基づく職員の研修、訓練等はまだ実施していないというご答弁でありましたが、防災訓練は町長の答弁のとおり年に2回行っております。また、9月は特に防災月間でありますので、全国各地で防災訓練等を実施されたようであります。いくら職員が研修に行って学んできても、それは頭だけの知識でありまして、研修で学んだことを訓練を行って実際に体で会得しないことには、いざ災害発生した場合に適応対処できないのではという感じがいたします。ここに訓練、国民計画の中に「訓練」という項目がありまして、訓練の実施に当たっては具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作り等既存のノウハウを活用して行えと、こう載っております。また、住民に対し、広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及・啓発に資するよう努める。訓練の開始時期、場所等は住民の参加が容易になるよう配慮する、こうあります。これは計画に載ってあるところでありますが、防災訓練においても十分これらは通用すると思いません。

また、我が町で訓練を行っているのは、各自治体ごとに順番を決めて行っているようですが、町にある会社等、結構従業員のいる事業所がございます。当然、勤務時間中、災害が起きた場合、そういう企業所単位の訓練等も必要になるのではないかなと、今後、そういう感じもいたします。

11月に防災計画を取りまとめる際は、この国民保護計画の中身を十分精査し、この計画にある、盛られている部分が非常に重要であると思っておりますので、それらを十分網羅されるよう計画を立てることを希望いたします。

それから、備蓄等についてお答えいただきましたが、非常に備蓄が少ない、こう思います。毛布66枚ですか。それから水等は湧水や何かあるということでしたけれども、地

震が起こった場合、その湧水というのは非常に止まったり、また別の方に噴出したりとか、湧水箇所が非常に不確定なものになるのではないかなど、こういう感じがします。やっぱりある程度水の確保も必要なのでは、こう思いました。

それから、避難場所の耐震について調査、学校等は調査は行われたようですが、地域の集会所等は必要ないのではないかなどという答弁でありましたけれども、国交省で今回の新潟中越地震を受けて来年度、各自治体の体育館等耐震調査、また、耐震補強をする場合、補助対象とするというお話がありましたので、どうかそういう補助を利用し、この際、頑張って耐震補強を行うよう要望いたします。

それから、3番目・4番目、教育長の答弁いただきましたが、峰栄館は喫煙所の場所も含めて、また予算等も含めて検討中だという答弁でありました。その検討結果はいつ頃ぐらいを目処としているのか、目処だけでもお知らせください。だらだらと来年も目処、再来年も目処というのでは困りますので、今年度中を目処にしているとか、年内を目処とか、具体的にお答えいただきたいと思います。

また、学校給食のあり方についてですが、三種町では20年度、総合給食センターができるようであります。それを見て、できてから民間に移譲するという報道がされておりました。我が町では今のところ民間や指定管理は導入する考えはないようですが、それはそれで教育委員会の考えでしょうから結構なんですけど、私は教職員の給食費が1食265円、中学校生徒の給食費と同じ額しか徴収しておりません。これは学校教育の一環として実施されているからなのかどうか、そこら付近はわかりませんが、先生たちが食べる値段も生徒と同じというのはいかがなものかと、こう思っております。この教職員の給食費、値上げする考えはないのかどうか、これも伺います。

それから、国民保護計画の中に八峰町教育委員会は児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の育成などのための教育を行うと、こうあります。これは何も保護のためでなくても日ごろやっぱり教育の中に取り入れるべきことではないかなど、こう思います。こういう自他の生命を尊重する精神やボランティア精神の養成の教育が日ごろ授業の中で取り入れられているのかどうか、この点について通告にはございませんけれども、もしお答えいただけるものであれば教育長の考えを聞かせてください。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 質問にお答えいたします。

保護計画と、それから防災計画、確かに関連性があります。ただ、保護計画というのは質的にかなり違いまして、本来的にできた目的が国家の安全を守っていくと、国民を保護して、どうして外敵から保護するのかというところが主体になっています。したがって、非常時ですね、例えばテロであるとか、あるいはミサイルであるとか、そういうものというのは、現在この平和の状態ではなかなか考えづらい状態で、いつどこでどういう形で起こるか、なかなか想定できないというのが現状です。しかし、何かあったときに、やっぱりこれからそういうものを少しずつ備えていきたいと思いますということで具体的な形で今、国から市町村まで策定されたというのが実態でございます。ただ、末端にいきますと、実際、仮にの話ですけれども、そこに上陸したときにですね、私等が直接防ぐ手だてというのは、なかなか直接的には考えられる要素というのは少ないわけで、その場合は住民を避難することが最大のまずポイントになっていくわけけれども、そういう個々具体的なことがまだ想定されるものがいっぱいございます。ただ、我々やっぱり常々災害に備える立場ではいろいろ研修をしたり、そしてまた訓練を続けて、少しでもやっぱり安全を確保していくということが一番大事だと思います。そういう意味では柴田議員がおっしゃるように、頭でだけで覚えるのではなくて常々の訓練を通して、何かあったときにそれにすぐ対応できるような訓練というのは常日ごろからやっていかなきゃならない、これはもちろん消防団、職員だけでなく、先ほど申し上げられたように今は事業所の単位でもですね必要になってくるのかなと。それからまた、学校単位でのものとかですね、やっぱりそういうものをいろいろ想定をしながら今回の防災計画についても考えていかなきゃならないと思います。

それから、備蓄の関係もですね、これで万全だとは思っていませんので、やっぱり少しずつ備えていかなきゃならないと私等も思っておりますので、その点は十分これから考えていきたいと思っています。

それから、耐震度の関係、国交省の事業もあるということですがけれども、先ほど申し上げた避難所の場所からいきますと、学校関係とかファガス、峰栄館は別にしても、一般の集会所ですけれども、56年に基準が示されたときに特定の建物ということでやったあの集会所からいくと、3階以上かつ1,000平米以上という、そういうものになっていますので、いま直ちにですね耐震度調査をしなければならないという状況にないと思いますけれども、さっき言った事業でですね何かがやれるものがあるとなれば、それはそれなりに私等も考えていきたいと思っています。

いずれ防災はですね、やっぱりこれが一つであと万全だというものではないので、常日ごろから消防団、それからまた役場職員はもちろんですけれども、地域の自治会や、あるいはあらゆる団体と協力しながら、有事の際の訓練をしていくということで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今、備蓄の中で水の関係も出ましたけれども、そういう場合も想定されますので、例えば今はペットボトルとかいろいろ普及されておりますので、そういった観点のものも検討してみたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 喫煙室の関係でございますけれども、財政当局ともよく相談しながら、なるべく早く設置するという考えは、いまもって変わりませんのでご理解いただきたいと思います。

なお、議員の皆様方にも、もし適切なところがありましたら、ご指導を賜りますようによろしくお願いいたします。

それから、中学校の先生の食事を多く取ったらどうかということでございますが、教育の一貫性、また子供たちとコミュニケーションをとりながら食事をするという観点からいきますと、料金を別にとるということもいかがかなと思いますし、調査をいたしましたところ、別に徴収しているところは県内にはございません。逆に量から見ますと、先生が食べる量の方が少ないような感じがいたしますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

また、食育の関係でございますけれども、私どもは食育については非常にまず地場産品、地産地消に力を入れております。統計を見ますと、全県だと、地元の食材を使っている、これは野菜に限りますけれども、27%程度でありますけれども、八峰町は55%、ちょうど昨年の統計ではそうなっております。品目でいきますと20品目使っております。これは魚は入っておりませんので、全体から見るとまだまだ大きいと思っております。

また、今年から栄養士の先生を、正職員を配置していただきました。先生を授業にも取り入れて、そういうことについて勉強させているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問はありますか。

○11番（柴田正高君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今日は、いつもならがらんとしている傍聴席が、たくさんの方が来てもらって質問するあれができました。

通告に従いまして質問していきたいと思えます。

まず先に温泉使用料の優遇についてお伺いいたします。

この優遇措置というのは5、6年ぐらい前からやったようですけども、本当はハタハタ館が、湯っこランドが400万円弱というお金を、町で払わなきゃいけないようなものだったんですけども、これをハタハタ館が赤字だからということで、もういらないと。いつまでも変わらないけれども、今のところはいらぬということにしております。やっぱりこれは今ね、ハタハタ館がリニューアルして、そして今たくさんのお客さんが来ているし、どんどん今、今回でも2万何ぼというお客さんが増えているんだからね、もうそのほかにも入湯税相当のお金をやめて1,600万円、そのほかにもいろんな駐車場委託料、何々委託料とかって700万円も800万円もやって、さらにまた年間ものすごい整備のお金を払ってですよ、幾らやればいいのかと。それ10年も一生懸命頑張ってるたつて、未だかつて赤字解消できないでしょう。町に今、この財政が厳しい折にね、400万円もいらぬですよと。ましてこの間の新聞にも八峰町がどういふ団体になったんですか。許可団体ですよ。もう県のいふことを聞かなきゃ、逆にいえば県のいふことを聞かなきゃいけない状況の中においてね、いつまでこの優遇措置を続けるのかと、町長からはっきりと期限を述べてもらえればありがたいんですけども。

次に、観光についてお伺いいたします。

まず平成5年に白神山地が世界自然遺産に登録されました。そのときは、もうたくさんの方が物珍しく来ました。もう白神山産、二ツ森、どこどこ来まして、非常に町もよかったですけれども、一回来てみれば駐車場もない、道路も整備されてない、ああしてあんどこ行きたくないという人がだんだん来てます。そのほかに行けば規制が厳しい。はい案内人をつけなきゃいけない。前もって予約しなきゃいけない。いざ知らないで行ってみれば、鎖があそこにある。だから常に、我々も行ってみたら本当に腹くそ悪くて鎖取ってきたいなど、そういう感覚になりますよ。だから新聞にも何度も何度もあの鎖を取られてね、やっぱり看板を設置して、わざわざあそこまで歩いて行って、看板

もなくなっていきなり入ろうと思えば、その中に、いやここは案内人をつけなきゃだめですよと言われれば、人間として誰でも腹立ちますよ。やっぱり前もって、いつでも言ってるように、親切に看板をつけてやって、ここから先は案内人を頼まなきゃだめですよとやっていってやらなきゃいけないです、書いてやらなきゃいけない。それもしない。行ったって、道路だって悪い。がたがた道で、女の人行くったって大変ですよ、あれは。だからやっぱり常に十二湖、なぜ十二湖とか青森へみんな人が行くということをよく考えなきゃいけないですよ。向こうはやさしい観光、人に対してもすごく優遇してくれる観光してるんですよ。八森なれば、あれもだめだ、これもだめだ。そしたら来る人どんななるんですか。やっぱり案内人を予約しなくても、それは予約のものもいいですよ。予約しなくてもすぐに対応できるやり方をすれば、二ツ森のところでもいいし、留山のところでもいいし、十二湖みたく、机並べて、お客さん来る土曜日・日曜日だけでもいいですよ。そのときに、はい、ここへ行けば千円でいいですよといえ、みんなも気楽に来れる可能性があるんじゃないですか。やっぱりそういうような人にやさしい観光をしなきゃいけないと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

それから次に、鹿の浦、ハタハタ館の駐車場のトイレについてお伺いいたします。

八森は本当にどこへ行ってもトイレでは自慢できます。きれいにしています。どんどんトイレを使う人は、まずそこを管理してみんな掃除していますから、観光客が来てもいいなという感じが受けていました。ところがやっぱりだんだんあのトイレが、今せっかくハタハタ館がリニューアルして人がいっぱい来ても駐車場のトイレが狭い、そして今は観光バスに乗って来る人は全部車いすの方も非常に増えました。いざ降りてみれば鹿の浦もそのとおり、車いすで降りていく人は全然できないですよ。トイレも小さいし。やっぱりもっとももっとゆとりある、先ほども言いましたけれどもやさしい観光、ゆとりあるようなことをしなきゃ人は寄っていかないです。今はみんな同じ八峰町ですけど、峰浜の産直の方の駐車場には、もう大型バスが毎日3台、4台は止まっています。八森はたまに1台ぐらい止まっていますけれども。やっぱりどんどんここに人を寄せるんだらば、それなりの対処はしなきゃいけないと思います。だから早急に、あそこは県のものだから手を付けられないじゃなくて、やっぱり八森でやるべきことはやらなきゃいけないと思いますが、その点町長はいかがお考えでしょうか。

次に、防災無線の放送内容についてお伺いいたします。

昭和58年5月26日に日本海中部沖地震が発生して、本当に県内、もちろん八峰町、そ

して男鹿でも多数の人命が失われ、そして船、それからいろんな家が崩壊され、大変な目に遭いました。そのことによって緊急体制のために防災無線というものが事業化されてきました。

ところが、今なればどんなことでも防災無線防災無線で、はい米に何だか病気がついたから菓をまいてくれとか、はい学校が5時だから帰りなさいとかね、子供たち帰りなさいとかね、何だか知らないけど本来の防災無線という感じが何もなくなりました。学校では教育としてね、休みになる前に、5時なれば帰りなさいよと先生が言うべきだし、父兄も5時なったら帰って来いというのが当たり前でしょう。それが何で町で言わなきゃいけないんですかね。やっぱり何でも同じメロディーで防災無線流すわけですよ。そうすれば今なれば、みんな、あつまた何かの話だろうという、こういう耳をあれして聞くような人がいなくなつたんです。だから、やっぱり重要なものは重要なもののメロディーを考えると、そういうことをきっちりとして、本来の防災無線とは何だかということをはっきりとこれからやらなきゃいけないと私は思いますが、いかがお考えでしょうか。

それから次に、峰浜庁舎跡地についての活用についてお伺いいたします。

先日もあそこのところへ行ってみてぼーっと立ってました。そうすればここもつたいないなど。いつ何するのかなと思って考えてきました。そのときに私の頭がちょっとよぎって、もしか俺が町長だったらこういうことしたいなど、ふと考えたんです。それはやっぱり今、八森ではね、いろんな建物がいっぱい建ててますよ。無理して、何も無いものもまた建てなきゃいけない。結局今やってる人たちの団体があります。いろんな団体。それを無視してまた別なものを建てるとかね、そういうんじゃないで、その人たちにはその人たちの町が支援してきっちりやればいいしね、別に峰浜だって昔から儲かる農業ということで事業やりました。だからその儲かる農業を今の加藤町長が跡を継いで、本当に儲かる事業を農家のためにやるべきだと思うんです。そのためには峰浜には、昔からナシからリンゴからブドウからシイタケから、いろんな黙ってても農産物あります。野菜でも。八森の場合は自給自足だから、もう峰浜の場合はどんどん出荷できる体制ができるわけですよ。だから、峰浜にもやっぱりね、あれだけ庁舎が本当に町長の責任で監督不行き届きで火事になったんだから、やっぱり多少は、多少はね、やっぱり責任を持って、よし峰浜のためにも一肌脱ぐかという気持ちにならなきゃいけないと思います。そのときに、やっぱりよし、この農産物を使って、少し加工所でも建ててやるか

とか、峰浜のためにも頑張るってやると、これが合併した意味じゃないですか。だんだん合併しても、だんだん何もよくなかったってきて、みんなが、住民が騒いできているのは、やっぱり町長がやる姿勢を起こさなきゃいけない。そのためにも儲かる農業をどんどん峰浜のためには広げて行ってほしいと。だから、新しい産業の創出もいいですよ。だけでも、あるものを利用してやることを考えてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、温泉使用料についてであります。旧八森町においては、平成5年9月に「八森町温泉供給施設設置及び管理に関する条例」を制定し、高齢者コミュニティセンターとハタハタ館の町有施設をはじめ、民間等への温泉給湯事業を計画いたしました。この条例で、温泉使用料を定め、高齢者コミュニティセンターは月額3万円、ハタハタ館は月額25万円、その他町長が給湯を認めた民間等の施設に関しては、町長が認定した額と定め、平成6年度に温泉特別会計を設けております。

しかし、民間等からの温泉供給の申し込みがなく、県の財務指導で公の施設のための温泉供給では、温泉供給事業が公営企業にはあたらないと指摘され、平成14年度に温泉特別会計を廃止し、温泉供給施設の維持管理は、一般会計で行ってまいりました。

八峰町となって、温泉供給施設に関しましては、「八峰町温泉供給施設条例」で運用をしており、現在も高齢者コミュニティセンターとハタハタ館に温泉を供給しておりますが、民間等への温泉供給がないため、条例には、温泉使用料に関する条項は設けておりません。

行政報告でも述べておりますが、ハタハタ館はリニューアルオープン後、来館者も増加し、売り上げも順調であります。まずハタハタの里観光事業株式会社が体質を強化しながら抱えている繰越損失金を一日も早く解消しなければならないものと肝に銘じており、役員はじめ従業員が一丸となって取り組んでまいりますので、どうか温かいご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、観光についてお答えします。

秋田県観光動態調査における八峰町の観光客数は、平成18年72万2,000人、平成17年74万2,000人、平成16年71万4,000人となっております。その年の天候に左右されるところが

大きいのでありますが、70万人以上の観光客が訪れているものと推計しております。この中の宿泊者数、は平成18年1万1,000人、平成17年1万2,700人、平成16年1万4,300人となっており、年々減少してきております。この宿泊客の減少傾向は、秋田県全体でもいえることで、平成16年の観光客アンケート調査では、宿泊に対する満足度は、平成14年の47%に対して平成16年度は43%、接客に対する満足度は40%から36%にそれぞれ低下しており、その要因としては、情報化の進展等に伴い観光客の求めるサービスのレベルが次第に高くなってきていること、観光客のニーズに対応した施設の改善が進んでいないことなどがあげられております。宿泊及び接客については、直接的には民間事業者や接遇担当者にかかわる部分が大きく、行政の施策・事業が効果を発揮しづらい点ではありますが、昨年度実施した八峰お宿研究会観光案内研修会などを行い、情報の交換から観光客のニーズに即した対応を確立してまいりたいと考えております。次に、あまりにも規制が厳しいのではないかとこの質問でございますが、白神地域の核心地域は、一般の入山が規制されているにもかかわらず、白神山地巡視パトロールで焚き火の跡、釣りの仕掛けや空き缶などの放置が見受けられ、関係者が大変腐心しております。留山につきましては、水源涵養林として地域住民が大事に管理してきたもので、八森地区の農家は、多数の観光客が所構わず入山することを危惧し、留山の入山には、ガイドの随行を条件にしております。このガイドの随行は、地域全体で自然保護・環境保全を推進しようとする意識のあらわれでもあるとも言えますので、入山者の皆さんには、今後とも、マナーの遵守をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、ガイドの手配についてであります。あきた白神体験センターオープン後、ガイドの需要が大変増えてきており、ガイドの確保が困難な状況になってきております。白神ガイドの会には、現在、32名の登録者がおりますが、大半が仕事に従事しており、休日にボランティア的にガイドを受け持っていていただいている現状であります。このため、土・日の待機や予約なしでのガイド対応は、極めて困難であると考えております。

観光の振興には、石塚議員もおわかりのように、地域のネットワーク、情報提供、接客サービス、快適な施設、交通アクセスなどさまざまな要件がありますが、行政の役割としては、地域や観光関連事業者のアイデアをいかにサポートし、実際に観光客と接する、地域、民間が主役となって活動できる態勢を構築できるかが大切ではないかと思っております。今後、観光協会などとその推進方法などについて協議をしてまいりたいと考えております。

次に、鹿の浦、ハタハタ館の駐車場のトイレについてであります。鹿の浦公衆トイレにつきましては、県立自然公園施設として平成2年度に県が整備したもので、開設当初は、大型の観光バスもトイレ休憩の場所として利用しておりました。しかし、道の駅などの公衆トイレが充実したことから、最近は大型観光バスの停車が少なくなったものと思っております。鹿の浦は、日本海を一望できる観光スポットであり、観光客の立ち寄りが多いことから、今後、トイレの大型化とバリアフリー化を図るよう県に要望してまいります。

また、ハタハタ館駐車場の公衆トイレは、平成3年度に、ハタハタの里整備事業で町が整備したものです。オートキャンプ場利用者をはじめ、国道を通行する観光客などに利用されております。

八森地区には町及び県が整備したトイレが17カ所もありますが、浄化槽、光熱水費、清掃管理費、修繕費やトイレットペーパーなどの消耗品で1,000万円近い維持管理費を支出しており、公衆トイレは、観光地に足止めさせる上で必要性は認めるものの、財政的にはその費用が重荷となってきております。そのため、ハタハタ館駐車場の公衆トイレにつきましては、ハタハタ館や産直ぶりこには車いすにも対応できる多目的トイレを整備しており、かつ、バリアフリー化となっておりますので、これらの施設にお客を呼び込むためにも、あえて改築する必要はないのではないかと考えております。

次に、防災無線の放送内容についてお答えいたします。

防災無線による放送内容が防災だけでなくいろんな内容のものがあるので、本来の目的に沿った運用をするようにとのご指摘かと思えます。

町の防災無線の本名は「消防防災無線通信施設」として条例にも載っておりますが、以前は「防災行政無線」ともいっていました。この防災無線の規則には、通信の種類として、1つは定時通信。一般行政情報や時報等定時に行う通信をいいます。2つ目に農事通信。営農情報等必要に応じて行う通信であります。3つ目、緊急通信。災害発生時、緊急時に行う通信であります。4つ目は、業務通信。業務上の必要により、基地局と移動局及び移動局間で行う通信をいいます。このように規則には記載されております。

また、防災無線の利用計画として、定時通信の中で具体的に、一般行政に関する広報、時報チャイムの報知、各種団体に関する広報を挙げています。特に各種団体に関する広報では、「他の公共機関、または公共的団体等に関する情報連絡」「青年会、婦人会等、町が運営費を助成している団体のお知らせ」と明記しています。参考までに、8月の防

災無線の使用実績を見ますと、定時通信のうち一般行政に関する広報は16件、定時通信のうち各種団体に関する広報は7件、農事通信が7件、緊急通信が1件、計31件でした。すべての放送がいずれかの項目に該当するものであり、防災無線の利用を逸脱するものではありませんので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、峰浜庁舎跡地の活用についてお答えいたします。

6月議会定例会において石塚議員から役場庁舎、学校建設後の施設の利用等についてのご質問があり、その際にもお答えしておりますが、庁舎跡地や空き校舎の活用等については、今年度中に構想をまとめることにしており、去る7月17日、役場内に「遊休施設再利用計画庁内会議」を立ち上げ、町全体のまちづくりの視点から、有効活用策の協議をさせております。同会議では、現在、遊休施設や遊休地、それぞれについて、整備した年度や規模、処分・撤去した場合の補助金返還の有無などについて、調査をしたり、基礎データの収集と併わせて、利活用策について、議会や町民の皆様からも意見を聴取しながら草案をまとめることにしております。石塚議員の跡地を活用して産業の創出を図り、雇用を拡大するのご意見も活用策のひとつとして参考にしてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問ありますか。はい、3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、町長の答弁がありました。前にもこの温泉使用料のことについてかなり前にも質問しましたが、そのときと答弁は、今日はまるっきり一緒なので、あのときも私は理解ができないから今日質問したわけでございます。ところが最後にまた「ご理解をお願いいたします」というそういう言葉で締めておりました。けれどもまだ理解はできません。やっぱりね、このぐらいのお金を、いろんなお金をやっぱりあそこだけに集中、それはわかりますよ、町長があそこは観光の拠点だということはわかりますが、もうちょっと待ってといつも言うけども、いつまで待てばいいのか。本当にどんどんあそこにお金を突っ込んでいいのかという感じも見受けられます。従業員のことをいうわけじゃないけども、実際には何しても町から赤字になってが入ってくるという考えが本当にあるのかどうかわかりませんがね、そういうようにも見受けられるときもありますので、どうかこれは即刻に考えていくべきじゃないかなと、こう思います。

それから、ガイドのことですけれども、これもいつも同じ答弁で何も前向きの言葉が

ないんですけれども、やっぱりほれ、30何名、40名近い人がガイドに登録されていますが、普段仕事をしている人もたくさんいます。その中で暇な人って余りいませんが、常備いるのは6人か7人の人が活動するのは私もわかりますが、やっぱりあのぐらいに留山に1億円以上もかけてつくって、あの際のいろんな八森との話もわかります。ただそのときに、なぜ話を解決して作らなかったか。いまだかつてその話がずっと尾を引いて案内人をつけなきゃいけないような状況になぜさせたのか、ここにもやっぱり問題があると思います。せっかく来てね、やっぱり良いところを見せるためにも、他ではちゃんとそれなりの対応をしてるわけですよ。別に来た人がすべてものを悪くするというものもないでしょうしね。だからもうちょっとやっぱり考えてもらいたいなという思いでございます。

それから、トイレですけれども、いつも同じ、先ほども私の質問の中で、これは県のものだから県にお願いするということじゃなくて、町でもある程度やるからということ言ってくれとって、前にも県だから県だからということですけどもそうじゃなくて、やっぱり即対応しなきゃいけないことは、もうあれから2年、3年、かなりもう5年も6年もたちますよ。それでもいまだかつてああいうような状況です。そしてまず八森は何でも先に物事は作ってくれますよ。けども今はどんどんそれが古くなっている状況になっているわけです、形がもう。今はそれ以上に立派なものができるから、だからやっぱり今が直さなきゃいけない時期になっていると思うんですよ。だからそこから辺も考えてもらいたいし、そして駐車場の、そのハタハタ館の駐車場もね、産直の方に入ってくれば良いという、それは入ってもらって、あそこから物を買ってもらえばそれがいいですよ。ところがトイレ、結局トイレがここにありますからというあれもわからないで、あそこにバスが向こうにとまる人もかなりいるんですよ。だからそういう点、やっぱりトイレはこちらという方向、矢印でもいいし、何かやっぱり目印をつけて、それこそやさしいやり方をしてやってもらいたいと思います。だからもう少しいろんな面で、中身をもっともっと考えてください。そして、それでね、先ほどの柴田さんじゃなくて通告にないんだけど、その湯っこランドのね、あの看板だって、これも同じこと、トイレのことだから、あそここのところに看板いつの間にかなくなったんだか、ここ湯っこランドですってという看板が昔あったんだけど、あれって見ても何もないわけですよ。トイレの表示もないから、いつもお客さんが来ればトイレ貸してください、トイレ貸してくださいと来るわけですよ。やっぱりああいうところにもきちんとした立派

なトイレがあるんだから、町のトイレがあるんだから、そこへちゃんとやっぱりトイレですよという表示はしてもらいたい。

あとは防災無線ですけれども、いろんなその条例とか見れば今、町長が言ったことはなるほどなと思いますが、だけどもう少し中身を、もうちょっと一回検討して、もらいたいなということですので、どうかよろしくお願いします。

そして、やっぱり峰浜の庁舎のときに協議会を、これから遊休施設、いろんな面で協議会を立ち上げるということですが、私が今日言った一つの構想などもひとつの参考に取り入れてくれればありがたいと思いますので、答弁はいりません。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員さん、答弁はいらないですか。

○3番（石塚正一君） いらない。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員の一般質問を終わります。

次に、6番議員の一般質問を許します。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） それでは、6番、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、三井生命から譲渡された山林の維持管理についてであります。

その当時、隆盛を極めている秋木と大正元年に地上権設定の契約を結び、いわゆる分収林契約のことですが、秋木は杉の造林事業に着手し、伐期40年といわれていた当時、昭和30年代に入ってからには伐採と植林が盛んに行われて、町の分収林の収入は相当な額であったと諸先輩から聞き及んでおります。その後、世の経済情勢が変わり、地上権が三井生命に渡りましたが、会社の経営方針により平成17年12月に契約解除とともに約830町歩の山林を譲渡されております。その山林の中には杉の幼齢級、高齢級、あるいは雑木、広葉樹、その他がどのような状況なのでしょう。そして、今後の利活用、維持・管理計画について当局の指針をお知らせください。

次に、林道ハシカケ線の橋梁改修工事についてです。

本年度予算計上された真瀬三十釜の通称もみじ橋の改修工事が、いまだ着工されずにいますが、どうしてなのでしょう。山林所有者や農産物生産者、あるいは林業業者等多数の関係者がここ数年大変不便しております。早く着工するべきではないか、町長の考えをお伺いします。

次に、役場新庁舎までの歩道についてです。

東八森駅から今後建設される役場新庁舎までは1キロメートル余りの距離があります。駅やバス停を利用したり、歩いて役場へいく人たちのために新庁舎完成に合わせて、ゼ

ひ歩道が必要だと考えますが、当局の考えはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 丸山あつこ議員のご質問にお答えいたします。

まず、三井生命から譲渡を受けた森林についてであります。大正元年に旧八森村と当時の秋田木材株式会社との間において816ヘクタールの地上権設定契約を締結し、秋田木材株式会社が杉の造林事業を実施してまいりました。

秋田木材株式会社とは、最終的には834ヘクタールの地上権設定契約を結んでおり、昭和33年からこれらの森林の伐採が行われ、昭和56年度までの24年間に旧八森町に納入された分収林収入額は2億5,800万円となっております。

昭和59年にこの地上権の権利が秋木工業株式会社から三井生命に譲渡され、以後、三井生命が森林施業を行ってまいりましたが、不採算部門の整理から平成17年12月に地上権設定契約を解除し、合わせて共有雑林木の持ち分を無償で旧八森町に譲渡いただいております。

無償譲渡の共有林の内訳は、天然林が284ヘクタール、杉の人工林が550ヘクタールとなっており、人工林の林齢は25年生53ヘクタール、30年生132ヘクタール、35年生88ヘクタール、40年生100ヘクタール、45年生96ヘクタール、50年以上が81ヘクタールとなっております。

次に、今後の利活用についてであります。平成11年に白神ネイチャー協会ではブナの森復元事業として杉の間伐後の林地にブナの苗の植樹事業を行ってきておりますし、平成18年度からは県森づくり推進課との連携で、森林保全ボランティアの活動の場として利用しており、今後、広葉樹との混交林化や林業体験の活動の場として活用してまいりたいと考えております。

森林の維持・管理計画につきましては、三井生命より譲渡を受けて、平成18年3月に当該林地の森林施業計画を策定しており、この計画に基づいて杉の適正伐期を80年とし、間伐による森林整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、林道ハシカケ線の橋梁改修のご質問にお答えします。

林道ハシカケ線にかかるもみじ橋は、昭和36年度に整備されたもので、老朽化が著しく、平成17年10月に木材運搬の大型車両の通行で橋の異常が確認され、専門業者に調査

を依頼したところ架け替えが必要とのことで、町ではこの調査結果を受けて平成17年11月から車両の通行止めを行っております。災害等での橋の損傷であれば災害復旧事業で即時に対応できるのでありますけれども、老朽化による橋の架け替えとなりますと、国・県の補助事業を活用しなければならず、平成18年度は補助事業採択に必要な地質調査業務などを実施しております。本年度、林道改良補助事業でもみじ橋の架け替え事業が採択となり、補助金申請事務や実施設計を行っておりますが、県立自然公園内の工事であることから、県自然保護課との協議を要し、この協議では欄干と護岸ブロックの形状と植栽の指示を受けております。また、河川の維持管理については県河川課との協議も必要で、この協議では既存橋脚の解体方法等について指示を受け、実施設計の調整を行っております。もみじ橋の架け替え工事につきましては、林道ハシカケ線を利用して農業用水の管理に当たっている水利組合や真瀬川漁業協同組合から農作業やアユ釣りの関係から9月以降の工事着工を要望されておりましたので、工事に関しましては9月下旬に発注し、来年の3月の完成を予定しております。2年以上にわたるもみじ橋の通行止めとなるわけで、林業施業などに多大なご不便をかけておりますが、今しばらくご猶予をくださるようお願いいたします。

次に、役場新庁舎までの歩道についてであります。現在、八森地区内の国道101号線の歩道未設置箇所は県境から和田表までの間、岩館小学校前から観海小学校前までの区間、泊り橋から町道本館線起点までの区間と東八森駅から蝦夷倉地区までの区間、そして今、整備工事中であります町道本館線の起点から東八森駅前までの区間となっております。これらの未整備区間のうち、優先的に整備していく必要がある区間は、東八森駅から蝦夷倉地区までの区間と考え、町村合併後の18年度においてその歩道整備を国道101号線を管理する秋田県に要望しております。

また、本年度に入り、新庁舎の建設位置も峰浜目名潟字ミチョウダに決まったこともあり、東八森駅から蝦夷倉地区までの区間における歩道の必要性が、より高まったものと考えております。

さらに、歩道未設置となっております県道常盤峰浜線の終点から新庁舎建設地までの区間も、あわせて今月中旬に道路管理者であります秋田県に要望書を提出することとしております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再質問はありますか。はい、6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 三井から譲渡された件ですが、大正元年から契約解除までの期間、およそ94、5年ですね、数えてみれば。民間企業の営利目的とはいえ、スケールの大きな事業であったなと思います。現在は造杉は間伐や枝打ちをして手入れをして、ヤクモノのとれる質のよい高樹齢の材が流通価値があるので、計画に沿ってきちんと維持管理をしていけば、町の80年伐期というこの設定には同感です。そして、それらがきつと町の財源の一役になるときもあろうかと思われます。私の手元の資料では、その杉林が550ヘクタールのうち、間伐を要する山が370ヘクタールのようです。本来の町有林も合わせて森林整備の上では、間伐材の有効利用が大きな課題の一つだと思われます。一例を挙げれば、これから建設予定の塩加工所の燃料にするとか、あるいは新庁舎の冷暖房のボイラーチップ建設もあわせて考えてみるとかいろいろあると思われますが、当局ではどのような利活用の考えなのでしょう。

それと、一つ聞き漏らして、私の認識不足かな、森林保全ボランティアの活動の場として利用しているとありましたが、それはどのような人たちが、どのような活動をするのでしょうか。今現在もやっていることなのですか。

それと関連して、真瀬の山の件ですが、私も春・秋、夏もそうですが、ハイキングも兼ねてタケノコ採りや山菜採りも兼ねて行くんですけども、管理事務所がなくなりましたですね。それで、遭難も心配だな、山火事になったらどうしよう、あるいはごみ捨てなんてこれ、周りがどんどん汚くなってどうしよう、というふうなその心配事がいっぱいあります。この入山者にマナーを守ってもらうための何かいい策はないものなのでしょうか。

それと、あとそのもみじ橋の件はわかりました。町民の生活を守るのが一番の住民サービスだと思っていたのですが、いろいろその関連、各関係機関とのその関連もあって、調整することもあつたりして今までやっぱりかかったのかなと思っております。

それと、次は庁舎建設のその歩道のことなんですが、県道常盤峰浜線の終点から庁舎地までというのは、私はローソンの向かいの広域農道のところだと認識しますが、どうなのでしょう。そのことを言ってるのですか。

それと関連して、もう一つは東八森の駅から橋本さん、亀田さんのあたりの住宅四、五軒あるところなんですが、冬だと大変除雪、排雪、除排雪に苦労しますよね。町では適宜その状況を見ながら除雪できないので排雪っていうのかな、排雪してくださっていますが、この歩道をつくるときに、そのところも余り難儀のしない、歩きやすい歩道

に改良していくことはできないものなのかどうか、あわせてお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 丸山議員の質問にお答えします。

確かに質のよい用材もあると思いますし、それから、これから80年伐期までいろいろ森林整備することによって、やがて町の財政にもプラスになっていくのではないかなと、そういう期待は持っております。

それから、おっしゃるようになりますね、間伐も大体370ヘクタールぐらいはしなきゃならないと思いますけれども、いわゆる施業計画に基づきながら計画的にこれは進めていかなきゃならないというふうに思っています。

あと、間伐材の利用の関係ですけれども、確かに先日、庁舎見学で見たボイラーチップ、庁舎の冷暖房に使うというところもございましたけれども、そういうものとか、あるいは今の加工施設にもチップとしても使える要素は多分あると思いますけれども、ただ、庁舎の方は今それにするって固まっているわけではございませんので、いずれご提言を受けとめておきたいというふうに思います。

それから、森林ボランティアの関係ですが、これは県の森づくり推進課でいろいろ県内の方からですね、森林に親しんで、いろいろ森林整備をする作業を自分方の手でやってみるということで、大体3ヘクタールぐらいその地域を与えてですね、そこでそういう山の活動をしてもらっているというのが今の状況でございます。

それから、管理事務所の件は、これは前の議会の場で石塚さんからも言われましたので、同じような繰り返しになりますけれども、季節を区切ってとか、あるいはまた入山料を取ってとかいろいろ方法があると思いますので、それはこの後ですね、もう少し検討させていただきたいと思っておりますけれども、その管理事務所に置いて常駐させてやるという状態にはなかなかならないと思います。

それから、歩道の関係ですけれども、おっしゃるとおり常盤峰浜線というのは、101号から広域農道に入ってすぐのところから萩ノ台の方に曲るところまでが県道と。それ以後は町道になっていきますので、その部分を差しています。

それから、駅もですね、さっき申し上げたとおり東八森駅から蝦夷倉の間の歩道がですね不十分だと。この改良方について今要望出しているということでもありますけれども、今おっしゃったようなところもですね、それが整備されていけば、当然除雪とかについてもスムーズにいくんじゃないかなと思いますので、合わせてお答えをしておきます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再々質問はありますか。

○6番（丸山あつ子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、6番議員の一般質問を終わります。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 通告性に従いまして、一般質問をいたします。

第1点が町発注工事基準額の見直しについてというふうなことです。

本町の一般土木工事及び建築工事の等級別発注基準額がAからDというふうな4段階になっておりますが、ここでA級格付けの基準額が土木工事関係で500万円から1,000万円未満、建築関係で2,000万円から3,000万円未満となっておりますが、しかし、これは合併協議会で決まった例規集にもありますけれども、現実には発注額は500万円未満とか、また、3,000万円以上、こういうふうなのが現状でございます。そしてそのためにB級の格付けの業者さん方が指名されていない、非常に仕事がなくて困っている、これが現状でございます。こういうふうな地元業者育成の観点からも、これらの、これは基準とありますが、4基準を見直す、もしくは中小企業の共同企業体、いわゆるJ・Vを認めながら、そして発注がやれるようにしたらどうでしょうかというふうなことでございます。

それから第2点目は、町道舗装は非常にことしの冬、雪が非常に少なく交通上は非常によかったわけですが、道路関係を見ますと非常に亀裂が入って補修関係ではもう限界になっている、こう私見ております。そういった中において、これはただの補修ではもう追いつかない、そういった部面から見ますと、やはりこれは再舗装しなければどうも追いつかない、そういうふうな思いが思われます。再舗装とか、また、路盤整備とかというふうな計画はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今井一政議員のご質問にお答えいたします。

最初に、等級別発注基準表の基準額の見直しについてであります。この基準表につきましては、町村合併に当たり旧八森町、旧峰浜村の基準表をもとに合併協議の中で十分な協議がなされ作成されたものであります。確かに町発注工事は、その年度によって

工事量、工事金額等一律ではありませんので、格付け別に発注量や受注量に差異が生ずることはやむを得ない面もありますが、基準表には特別基準額を設けておりますので、当分の間はこの特別基準額の活用を図ってまいりたいと思っております。

合併して1年半近くが経過しましたが、いま直ちに基準表の見直しすることは考えておりません。しかし、今後において実態をよく見きわめて、必要であれば改善してまいりたいと思っております。

次に、共同企業体についてであります。八峰町建設工事に係る共同企業体取り扱い要領により、必要に応じて実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、舗装整備についてであります。八峰町町道の現況は227路線で実延長が14万9,837メートルとなっております。うち未舗装道延長が2万5,574メートルで、舗装道延長が、セメント舗装及びアスファルト舗装、合わせて12万3,866メートルとなっており、舗装率は82.67%となっております。

ご質問にあります町道の再舗装の計画につきましては、道路路線ごとに計画書を策定しているという状況にはなっておりません。なぜなら、道路ごとに道路基盤の状況や利用通行量の状況により、舗装の摩耗度や破損度がそれぞれ違うことから策定しにくい状況にあります。このことから道路パトロールを実施し、各町道の状況を把握しながら再舗装の実施を決めていくこととしております。

また、冬期間に凍上を受けて舗装が破損した際には、凍上災害を申請しながら改修することとしております。

現在、道路パトロールを実施している中で再舗装の必要があると考えられる路線としては、町道峰浜中央線の一部や大沢オオシラ線等が今後検討していかなければならないと考えておりますが、町道峰浜中央線につきましては秋田県の道路網計画を検討しつつ対応していかなければならないと考えております。また、大沢オオシラ線につきましては、農業集落排水整備事業の施行状況を検討しながら対応していかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、再質問はございますか。はい、4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 第1点目の基準額の見直しが合併まだ1年半ぐらいですので、このままやるというふうな答弁でございましたけれども、実際に、果たしてこれ、合併協で決まったことですし、少し異論がありますが、しかしここへきて現在地に工事、土木

工事のA級の格付けが、やはり今の設定額で1,000万円未満の発注というのは、やっぱり国の助成とか補助事業というふうなことになる、それ以上幾ら分割しても、分割発注しても、当然それ以上の金額になる、これが現実ではないでしょうか。そういった場合の質問のJ・Vの問題も含めて、やはり今現在に本当に困っているんだと。そしてもう一点としては、町内にはA級は3社しかいない。そういった少ないA級業者の関係から、どうしても町外の業者に発注せざるを得ないというふうな工事内容も出てくると思います。そういった場合に、やはり下請けで云々くんぬんもあるでしょうけれども、やはりその金額なり、また、J・Vなりでやはり指名をひとつやらせる必要があるのではないかと、こう思っております。

あともう2点目の道路補修ですけれども、82.6%、それはそれとしていいわけですが、町長も言われたようになかなか計画はそれなりに組んでいるというふうなことでございますが、実際に亀裂の入った路面を毎日走っていると、非常にやはり歩行者もいれば、その破片が飛び散って歩行者に当たるような危険性も非常にあるのでないか。一旦あの舗装は亀裂入ってしまいますと、少しぐらいの補修ではもう、また次から次へとやらないとだめだというのが現状だと思います。そういった中でやはりこれは、話が前後になりますけれども、中央線、大信田大沢線は計画にしようとしている。しかしその大沢大信田線というのは下水道関係も絡むというふうな話でございますが、それ以外の大槻野線に行く場所もあるわけです。そういった大きな観点からのやはり計画をきちっと、やっぱりこれは緊急を要する道路ではないかなと、こう思っておりますので、もう一度答弁お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

工事の発注の関係ですけれども、やはり町ですもんねいろんな事業ございます。土木もあれば建築もありますけれども、その事業は金額に合わせてつくるというよりも、やっぱり実際必要なもので発注するわけですので、その年の状況によってはB級のクラスの発注量が多い場合もあるし、それからまたその年によってはA級が多い場合もあります。これはいろいろありますけれども、本年度の場合、確かにですね比較しますとB級の方が少ないかなというふうな状況は認識をしております。そういう状況がありますので、今おっしゃったようなことはですね、十分受けとめながら今後のいろんな発注に当たってのですね考えとして、我々も心にとめてながらやっていきたいと思っております。

あと基準額そのものがですねどうなのかということは、今この後ですね、そういう実態もちょっと見きわめをしながら、必要であれば見直ししながらやっていきたいと思いますので、今言ったからあしたからすぐ変えるというものではないので、もうちょっと状況を見ながら判断させていただきたいと思います。

それから、確かに舗装もですね傷んでいるところも、度合いの問題ですからいろいろあります。軽微なものから重いものまでありますけれども、やっぱりどうしても緊急にやらなきゃならないもの、おっしゃったように危険性のあるものについては、やっぱり早急にやらなきゃならない、そういう手だてをしますけれども、やっぱりやるにすれば財源的なものも含めながら考えていかなければならないわけで、やみくもにもやれないので、やっぱり緊急度の高いところからですね、我々状況を見ながらやっていきますし、道路は日常的に建設課の方でもパトロールしながらその状態を把握しておりますので、その状況を見ながら対応していきたいと思っています。

あと、町道大沢オオシラ線ですね、これは部分的な改修を今やりながら、日常的に多分亀裂の入った箇所は多分あると思いますけれども、危険性の伴うところはその間、手直ししながら、もう少しの中で下水道工事と合わせた改修がされますので、もうちょっとの間御辛抱をよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、ほかに質問ありますか。

○4番（今井一政君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで4番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思いますので、御参集願います。

午前11時52分 休 憩

午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

15番議員の一般質問を許します。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 非常に午後から暑くなってきました。緊張しております。

議席番号15番の須藤でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

農林水産物処理加工施設についてお伺いをしたいと思います。

ことし3月の議会におきまして、農林水産物処理加工施設の予算が計上されました。

議会には事前の報告もなく、説明もなく、もちろん議論する場すらなく、突如として平成19年度の予算案の中に上程されたわけであります。石塚議員の一般質問、また、予算審議の分科会、全体会の中で集中してこの事業の問題が議論なされました。大きな問題となったわけであります。3月定例議会終了後には、議長から特別にこの予算の措置の仕方、事前の協議がないままに予算が計上されたこのことに対して、町当局にこういうやり方ではどうい議会が納得するものではない。今後は十分注意して予算措置をしていただきたいというような申し入れがあったのであります。私も平成19年度の予算案には、討論の中で意見を付して賛成をいたしました。しかしそのときには誰もがこの処理加工施設を町の意欲のある団体・個人が参画をして、そして事業組合、協同組合を立ち上げながら運営をしていく、経営をしていく、そういうふうを考えておりました。町長はこの事業の説明の中で、よく八峰町の手からとれた塩を使い、八峰町の白神の酵母を使って、そして白神の水を使って、すべて八峰町のものを使って新しい商品を開発する。ブランド化した商品をつくって作っていこうというような説明をなされております。しかしですよ、すべて八峰町のものを使ってつくる人が秋田の業者、おかしいじゃありませんか。我々はどういこの事業の運営には納得するものではありません。この事業が明るみになるにつれて大きな疑問がわいてまいりました。なぜ八峰町が土地を購入して工場を建設して、そして中の機械設備まで整えてやって、秋田の業者を呼んで運営、経営をさせなければならないのか、本当におかしな話であります。今、漁協女性部のひより会が町の新しい特産品を開発しよう、ブランド化したものをつくろうとして県の水産振興センターや各機関と相談しながら、指導を受けながら、一生懸命研究をして昔の味、なつかしの味を作ろうと、そして頑張っ軌道に乗ろうとしております。それを秋田市に本社のある会社に上げ膳据え膳の整備をしてやって、今、ひより会が作っているものと競合するものを作らせようとしている。これは町民がどうい納得しません。町長、今、「KY」という言葉が流行っております。「空気を読めない」という言葉であります。もうちょっと町民の空気を読んだ方がいいのではないのでしょうか。町民はこの事業に本当に怒ってますよ。このやり方には本当に怒ってるんです。

また、運営体制の組織図を見ても、その中心から外れている各事業所、各団体に対して何の説明もしてない。この事業に対する説明がなされていない。これもまたおかしい話であります。

こういう形で、こういう事業計画の中で、どうしてこの事業が進めていけるもので

しょう。立地場所は漁協の鉄工所のあるところ。八峰町の海の中で一番イメージの悪いところであります。非常に海が汚い、油が浮いている。そして取水場所は、どうしてこの水を使えるだろうかというように思えるような場所であります。そういうことを考えても、この事業をもう一度一から見直して、私はこの事業をやめろとは言いません。この事業をやるに当たって再度一から計画を練り直して、そして関係の団体や事業所にしっかりと説明をして理解をしていただいて、それから工場建設に入る、私はこうでなければ八峰町民は絶対にこの事業に対して理解しない、納得しないというふうに思っております。この事業の必要性に若者の雇用を確保する、拡大するというような条文も載っております。どうも実現的でない。この事業によって若者の就業の場が約束される、とうてい思えない。私はこの事業計画を全員協議会の説明の中で受けて、もう少し事業ありきの計画、住民ありきの計画、心より町民のために、町民の若者の就業のために、そして、魅力のある個人・団体が、この事業に参画をして、みんなで盛り上げていこう、特産物を作ろうという状態では決してない、というふうに思っています。町長のこの事業に対する思いを再度お伺いしたいと思えます。よろしく願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの15番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君）

須藤正人議員のご質問にお答えいたします。まずこの事業は平成15年度に旧八森町が、今年度最終年度とする、新山村振興等農林漁業特別対策事業を策定し、ハード事業では、農林水産物直売・食材供給施設と農林水産物処理加工施設の整備を計画しておりました。ご承知のとおり、農林水産物直売施設は昨年開設され、最終が農林水産物処理加工施設であります。当初の天然塩を製造とする、それをを用いた加工品作りから、平成18年7月に白神のどぶろく特区についての企画を県総合食品研究所から提案をされ、農林水産物処理加工施設に対応できないか検討してまいりました。今年の2月に県総合食品研究所から「白神の微生物研究と八峰町の産業振興」と題した研修会で、その基本的な説明を受けたところでありますが、この提案を盛り込んだ農林水産物処理加工施設の事業計画、平面計画等を3月定例会までにまとめることができず、議会議員の皆様に対する説明が遅れたことは、大変ご迷惑をお掛けしましたし、心からお詫びを申し上げたいと思えます。

さて、先に開催しました議会全員協議会の内容について繰り返しになりますが、概要

を説明させていただきます。まず、建設地であります。海水の取水、天然水の確保、製氷冷凍冷蔵庫及び八森漁港が近く、水産物等の供給に便利なことから、県漁業協同組合の所有地の一部を購入し、建設したいと考えており、買収面積は、1,250㎡を予定しております。すでに秋田県漁港では、9月8日に開催した理事会で、町への用地売買について、承認したとの報告を受けています。

次に、施設の平面計画であります。施設は概ね4つのエリアで構成されており、管理エリア、製塩エリア、しょつつる製造エリア、麴と白神塩もろみエリアとなっており、床面積は、232㎡となっております。

次に事業計画についてであります。事業計画では、事業概要と施設整備の必要性を説明しており、製造加工品の製造方法と製造量の積算、事業スケジュールをそれぞれ示しております。

この中の、運営体制についてであります。加工施設の整備は町が行い、漁業、農協及び町内の食品加工製造業社等と管理運営組合を組織し、指定管理者として活用していただきたいと考えております。

しかし、加工施設を運営するために、酒造製造免許、塩製造登録が必要となり、酒造製造免許では酒類製造の知識を有した酒造製造技術責任者が必要なことから、資格を有しているスタッフを抱えている会社に、塩製造登録と酒造製造免許の申請者となっただきたいと考えております。この運営体制のフロー図の中で、運営主体企業として特定の会社名を記載したことが誤解を招いてしまい、この点は深くお詫び申し上げます。

次に、秋田市に本社を置く会社への便宜供与は、町民が納得しないのでは、とご質問ありますが、先ほど述べたとおり、運営体制に記載した特定の会社に、事業全般を行わせるということではなく、許認可の申請人、衛生管理の指導、製品の検査や品質管理をお願いしております。この加工施設の管理運営は、農林水産物直売施設のように、加工施設に原材料を提供する団体や製造した天然塩、しょつつるなどを活用して商品開発に取り組む企業などを組合員とし、管理運営組合を結成し運営するもので、当面の運営費は、加入金と組合費などで賄っていただきたいと考えております。

また、組合員の募集につきましては、県総合食品研究所から職員を派遣していただき、この加工所の事業説明会を開催してからとなります。第一次の募集は、1月末を募集期限としたいと考えております。

次に、新たな産業の創出から若者の就業機会の拡大を図るとあるが、実現性があるの

か、とのご質問であります。当然のことながらこの加工施設での従業員の雇用が見込めますし、商品販売が軌道に乗れば、さらに雇用にも跳ね返ります。

また、白神の微生物を活用した食品研究を行っている会社では、当町の農業者と連携し、有機農産物の安定供給が確立できれば、既設の研究施設に加工製造施設を整備したいとしており、加工事業開始から5年後には、12人から13人の雇用の創出を計画しております。

また、この加工施設の天然塩や白神塩、もろみなどで加工した商品開発が進めば、町内の雇用環境にも影響するものと期待しております。

八峰町初のオリジナル製品は、必ずや新しい展開をしていくものと思いますし、また、していかなければならないと決意しているところでございます。どうか皆様方の御支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員、再質問ありませんか。はい、15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 全員協議会の中で説明を受けたものと違うところがあります。主体運営が光風舎で、この光風舎という会社は秋田市に会社のあるビル管理会社であります。この施設を運営するために新しく株式会社として立ち上げた会社なはずであります。その会社がですよ、許可・認定を取るためにだけ会社を立ち上げてこの工場に参画をする。考えられないじゃありませんか。全協の中では私も確認しましたが、この光風舎がこの加工処理施設を運営していくんだ、はっきり言ってましたよ。それが今になってですよ、各団体・各法人が管理会社をつくって、そして運営していく。話が全然違いますよ。いつからそういう話になったんですか。そして全員協議会が終わった後に、石塚議員からもう一回、全員協議会を開催してほしい、町長が委員会説明だけでいいんじゃないですかと、この前委員会説明があったそうです。その内容については私は委員会外ですからわかりません。この変わった内容が示されたのかどうかもわかりません。しかし、そういう変更があったならば、委員会だけでなく全員協議会を開いて我々議員にもう一度その方向性を示してみる、それは当然当局のやるべきことだというふうに私は思います。そして、この事業概要の中にある運営体制、この真ん中に光風舎があるわけではありますが、その脇にいろんな事業・団体、入っております。説明してないじゃないですか、これらの方々に。それどうして管理会社、今9月ですよ、どうしてこの事業を、この人たちを巻き込んだ形でできるんですか。まるっきりこの事業をやるためのだけの理屈、へ理屈、そういうことにしか我々には聞こえてこない、見えてこない。漁

協の立地場所もです。今、町長がいろんな答弁をされてきました。全員協議会と同じです。もう一回検討してみても、八峰町にはいろんな適した土地がまだあるはずですよ。あの水を使ってこの食品をどうしてつくるんですか。どうもね、まあいろいろの考えがおかしい方向にめぐってくるわけでありまして。もう光風舎ありきでこの事業を始めて、スタートした。それを議会に、1回目の全員協議会があってこの資料を渡すまでは出さなかった。3月の定例議会に出すようなことはなかった。もうその運営体制の根本からこの事業は間違っている。町民は納得しませんよ。株式会社光風舎、農産物加工処理施設の運営のために新しく秋田の厚生連のビル会社がつくった下部の会社ですよ。もうスタートすれば、この光風舎が運営主体、経営主体となってこの工場を運営していく。目に見えています。今そういう関係団体に説明もしていないのに、どうしてこれに管理運営のこの組合に参加できるんですか、今から。説明もしていないんですよ。町長、もう一回お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほども申し上げましたけれども、まず光風舎、町の資金とか全部投入して、光風舎にやらせるというものでないということをもっと申し上げておきたいと思えます。

光風舎は、今、現に白神カルチャールームという八森古屋敷に工場ありますけれども、そこでこの地場のものを使いながら白神の微生物を使ったものについてできないか研究はしております。試行もして、試作もしております。

須藤議員から指摘された我々の説明の中で、光風舎が真ん中に、主体企業と、フロー図に書いています。これが舌足らずでありましたし、十分なこの書き方そのものについてもきわめて誤解を与えるような書き方であったと今反省をしております。光風舎の中からどうしても手伝ってもらわなきゃならない、先ほど申し上げましたけれども酒類製造の部分とか、それから塩のものであるとか、そういうものについてこの光風舎からいろんな形でこれは支援してもらおうと。須藤議員おっしゃるように、それだけで終わるわけじゃないんじゃないかという話しましたけれども、実際、会社の方にもですね、その点でお手伝いをさせていただくということで話をしています。なぜあの光風舎が、じゃあこの事業に注目しているかといいますと、今これから光風舎が八峰町のいろんな農産物とかそういう地場のものを使って、しかも八峰町初のこの天然の調味液を使いながら加工を拡大をしたいという気持ちがあるわけです。その中では、この施設の中でつくられ

る白神、この白もろみというものが大変注目されていますし、できればやっぱりそういう出来たのを自分たちもそれを使いなが加工したいという希望があるからであります。したがって、光風舎がこの会社全部をですね、牛耳って、自分方がそれを運営して、そこで自分方が儲けると、いうそういう主体ではございませんので、やはり町が今、事業として取り上げていくのは、地域のそういう新産業に役立つ施設として事業として展開をしていきたい。しかもこの白神のふもとにおいて、今までどこでも開発できなかったものをですね、この場所でやっていくということが一つの大きな目玉になっていきます。やっぱりこれからの産業を立ち上げる場合は、この種のものとか、あるいはまた今この水を加工しながら飲料水にもっと使いたいという、この加工所でないですけども別な角度でそういう事業を模索しているところもございます。

それからまた、白神の微生物は、今のこだま酵母やこの乳酸菌だけではございません。まだまだ可能性がいっぱいあります。今この中から薬品とかそういうものも可能性がないのか今検討されています。そういう地域の素材を利用したこういう産業を立ち上げていくことは、これから非常に大事なことです。そういう意味で、その一つの施設の中がこの加工施設だということでもあります。非常に説明そのものが前段の説明がまずかつたし、議員の皆様方でも十分そこら辺納得するような話をしてこなかったことに対しては、これは何回も申し上げていきますけれども反省をしております。

それから、関連企業の話も、まずほとんどしてない状況は認めます。ただ、今、ハード面のものが先行されて、これが遅れてきたということもこれ率直に認めます。但し、今の事業内容を含めて、しっかりと事業・団体に話をすれば、必ずや私は参加してくれると思います。そういう手続きを今この後すぐですね、やるように指示もしていますけれども、これが大事な点になりますので、全力を挙げてこの進展に私は力を注いでいきたいと思っております。

それから、適地の関係については、さっき申し上げましたようにいろんな要素があって、何も漁協の中からですね水引っ張るわけじゃなくて、外洋から引っ張ってきます。したがって、あそこの周辺、確かに今の状態の中では使わない船も放置されたり、建物そのものも古くて、あるいは草も伸びているという状況でイメージ的に悪いかもしれませんけれども、今、整備をすることによってきちっと生まれかわるような、そういうところになります。そういう場所で、新しい設備の中でやればイメージ的には十分こたえていけるというふうに思います。

いづれどこでもやってない最初のケースなので非常に心配もいろいろとあると思いますが、すけれども、我々これから新産業を立ち上げていく場合、それをしっかりとですね活用しながら、そしてまた地元に対する波及効果を求めながら一生懸命頑張っていきます。それとあわせてひより会の皆さんも今日来ていますけれども、話し合いが十分理解されていなかったということに対しては非常に反省をしていますけれども、必ずや一緒に話をして、この施設をどういうふうな形で一緒にやっていくかということをお話せば、私はわかっていただけると思いますので、この後そういうものにですね、さっきの運営主体の関係もごさいますけれども、全力を挙げて頑張っていきたいとします。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員、さらに質問ありませんか。はい、15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 確かにこの事業に対する町長の思い、今述べた思いは理解しています。理解していますけれども、私はハード事業に入る前に、やはり町に立地する、建設する工場ですよ。町の関係者にその思いを伝えて、そして賛同を得て、協賛を得てハードな事業に入っていく、私は予算、19年度予算の討論の中で意見を付したはずであります。町が主導でやった事業は、例に述べたとおり失敗する。やはり町の住民が盛り上がり、よしそれだったらやろう、そういう事業は成功していく。どうか住民を巻き込んでこの事業を成功させてほしいという意見を付して私は予算案に賛成したはずであります。しかし、ハードの方が忙しいから漁民の、その関係団体や個人に説明する、それが遅れてしまった。どうも後先だな。それは私はやはり、この光風舎が主体している。桧山に野村さんという方が星場台というのをやってどぶろく特区の認定を受けました。あの方、あの母さん一人でどぶろくをつくってますよ。どういう許可が必要なのかどうかわかりません。県の指導のもとにやっているということは聞いていますが、母さん一人でやってますよ。誰も大きなそういう会社が入って、野村さんのところに入ってどぶろくつくってません。だから、町長がそういう理由をつけるんでしょうけども、そういうのは何とかクリアできるものだと私思ってますよ、光風舎がいなくても。しかしどうしても何かの事情で新しく立ち上げた株式会社光風舎がこの処理加工施設に入らなければならない、もっと別な理由が私はあるような気がします。住民本位の運営体制、もう一度聞きますよ。今、ひより会が一生懸命頑張っていて、小さな漁協の団体ですけれども、そのしょつつるの商品をブランド化しよう、頑張ってますよ。そういう小さなやる気のある団体に手を差し伸べないで、そういう秋田の大きな会社を引っ張ってきて、何とかの許可が必要だから連れて来た。そして同じ競合のしょつつるをつくる。お

かしいですよ、町長。おかしいですよ。本当にこの管理運営組合を組織して、光風舎主体でなくて町のやる気のある個人・団体が組織をして組合をつくって本当にスタートすることができるんですか、光風舎抜きに。もう一度聞きます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

誤解があるようでございますけれども、光風舎に全面経営をさせるのではないという、これをまず頭から一つ抜いていただきたいと思います。光風舎からも手伝ってもらわなきゃならない部分あります。さっき言った星場台のどぶろく特区とまた状況が違うんです、これ。これは今、うちの方もどぶろく特区受けましたけれども、これは本館の方でやりますけれども、ここではそれはやるわけではございません。こういう設備の中でやる際に今さっき申し上げたのが、技術者としてどうしても必要なので、その部分を手伝っていただくと。もちろん光風舎が運営主体の、みんなの組合の中に入れてくれというのであれば、当然その中に入ってこれは差し支えないと思います。したがって、あくまでも町のいろんな団体や、そういう企業に対して働きかけをしながら運営主体をつくっていきたいと思いますし、今現在不十分だということは認めています。しかし、必ずやこれを立ち上げてですね、しっかりしたものでスタートさせるようにこれから一生懸命頑張っていきます。

それから、後です見上さんの方からも質問出て、細かく出ていますので、その際答えることもあると思いますので、まずいずれひより会の皆さんがマーケティング事業です。一生懸命頑張ってここまで来たというのは、私も重々わかっております。そしてまた、つくっても売っていかなきゃならない、これもわかっています。今回のこの加工施設のものとお互いに手を携えていくことによって、ますます販路拡張から含めて事業展開は大きくしていくことは可能だと考えています。そのために私自身もまた頑張っていきますし、今回の事業に参加しているいろんな総合研究所を含めたいろんなところからもですね支援の約束していただいておりますので、ひより会のしょつつるそのものと合わせながら一生懸命頑張っていくつもりでございます。

○議長（阿部栄悦君） これで15番議員の一般質問を終わります。

次に、1番松岡清悦君の一般質問を許します。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 通告に従いまして一般質問をいたします。議席番号1番の松岡です。大きく4つのことに関してご質問を申し上げます。

まず初めに、町内産業の新対策についてお伺いをいたします。

いつのころからかこの不況と言われるようになって、もう久しくなります。最近では中央は好景気に沸いているという報道もいっぱいあるわけではありますが、以前だと中央がよくなれば間もなく地方にも景気がくると言われておりましたが、最近はそういう兆しは全くとっていいほどありません。町内の産業全般に、停滞どころかますます悪くなっているように感じます。町内の主産業である農業、漁業、林業、商工業、どれをとってもなかなかいい話が聞こえてきません。先日、道路で農家のおじさんと会いました。出来秋です。見れば稲穂が黄金色に輝いています。先日の台風の影響も余りなく、本来ですと農家の方々が一番楽しみにしている、腕に力が入る時期であります。しかし、農家の方は笑顔がありませんでした。私も何気なく「今年は作もいいしていいやってねえすか」と言ってしまいました。そのおじさんは「あや、作いばまだ米の値段下がらずや、おらどうせばいいやったば」、私は一議員としてこの方に返す言葉を失いました。我々何やってるのかな、住民がこんなに難儀しているのに、自からを責めてみましたが答えが出てきませんでした。漁業、林業も同じであります。業者が難儀をしている、停滞している、これはすなわち税収にも大きく影響してくるはずであります。こういう大変なときに行政として何を手助けできるのか、我々がどうやって業者の皆さんに声をかけてやれるのか、町長の基本的な産業に対する支援の心構えをお尋ねをいたします。

次に、2つ目の町発注工事の落札率等についてお伺いをいたします。

私どもにいつも入札結果、入札調べといえますか出てきます。ずっと見ていたのですが、最近になっていわゆる入札率の低い落札価格が目につくようになってきました。前ですと90何%、その辺でいってましたが、最近ひどいところになると70%、もしかすれば70%を切っている落札率もあります。この状況について町長はどのように考えているのでしょうか。公共の工事であり、物品の購入ですので、皆さんの大切な税の中から使うお金ですので、一円でも安い方がいい、これは競争入札の原則ですので、安ければいい、ただそれも私は程度だと思えます。この入札結果について、町長の見解をお伺いをいたします。

同じ入札率のことについて、小さい2番に最低価格のことをご質問申し上げます。

町の建設工事等指定競争入札事務取扱要領というものでは、最低価格の設定ができるということがあります。恐らく余り低い値段で落札されると、いろいろ困るということで設定しているんだと思うわけですが、今までこういう最低価格の設定をしたことが

あったのかどうか、過去の入札です。また、あったとすれば、どういう理由で最低価格を設定したのか、また、今後のその最低価格の設定、こういうことに対する町の考え方をお伺いをいたします。

次に小さい3番ですが、この後、町でもまた大型の工事を発注する予定であります。庁舎であったり統合小学校の改修であったり、そういうときに町内の業者ができる限り入札に参加できればいいなという思いは私だけではありません。仕事がなく、やりたくてもなくしている業者がいっぱいいます。そういうときに何とかそういう方々に入札に参加でき、あるいは仕事ができるような町の体制はとれないものか。例を言いますと、大きい工事だと分離発注、あるいは分割発注などという方法もあると聞きます。それに対する考え方もお尋ねしたいと思います。

次に、大きい3番の町道本館中町線の改良についてお尋ねをいたします。

現在、本館の真ん中をぐるっと回ってくる、本館といえば幹線、一番大事な道路であります。残念ながら一部幅の狭いカーブがあって、消防自動車も除雪の車両も通れない部分があります。何年前でしょうか、前の町長さんの時代に一度ここの改修を計画したことがありました。残念ながらそのときは地権者との関係で実施できませんでした。その後、いろんな不便を強いられてきたわけですが、例えば除雪だと小さい除雪車でここを曲がってやってきた経緯があります。今は地権者もかわって、以前とはまた条件が異なっております。さらには上下水道の掘削工事も全部終わった今の時点、地域からの強い要望もあります。一日も早く住民が安心して暮らせる生活道路とすべく、この狭いカーブを解消してやるための拡幅工事、これを考えてみたらどうでしょうか。町の考え方をお尋ねします。

次に、大きい4番、ハタハタ館の水不足についてお尋ねをいたします。

去年ぐらいでしょうか、夏場のピーク時にハタハタ館、水足りないという話聞きました。今年の5月のゴールデンウィーク、いわゆるお客さんがいっぱい利用する時期であります。5月にはリニューアル、仮オープンしてお客さんがいっぱい来た時期だと思います。やはり水が足りないという話を聞きました。この間行ったら、お盆のときも水足りなかったと、どういうふうになっているのかなと、今回はフルオープンですし、今回のハタハタ館の改修工事のときに、当然その給水計画なり貯水量の確認、こういうことも工事の中に入っていたと思われるわけですが、残念ながらフルオープンしたこの夏のシーズンにも、やはり水不足をしたんだと。もちろん裏で支えれば何とかなるのであれ

ばいいわけですが、当然お客さんに不便をかけた部分もあると思います。何らかの対応が必要だと思うわけですが、町の考え方をお尋ね申し上げます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 松岡清悦議員のご質問にお答えいたします。

初めに、長引く町内産業の不振対策についてであります。まず農業関係について申し上げます。

御承知のとおり農業分野におけるグローバル化は急速に進展しており、自由な国際取引を主張する諸外国からは自由貿易を阻害するとして補助金制度の撤廃や高関税に矛先が向けられ、国内農業を論ずるだけでは農業問題の解決が難しい時代背景になってきています。また、稲作に偏った生産構造や米価の低迷もあります。

このような中で本県や本町のような土地利用型農業が主体の地域では、国が今求めている品目横断的経営安定対策を梃として経営規模の拡大や組織強化を図りながら経営安定を進め、国際競争にも耐え得る担い手の育成を図ることが重要であります。八峰町としては、国の施策に呼応しながら、米プラス複合作物の経営確立に向けた支援に努めてまいります。

町では、農業振興策を4つに大別して産地づくりのための支援、担い手や農業後継者などの人づくりの支援、農地や農業施設の生産基盤づくりの支援、生産技術や経営管理の指導、助言、営農資金の相談といったソフト面の支援を予算づけしながら支援してまいります。

また、集落営農では秋田県が一集落一戦略団地推進事業で推進している野菜・牡蠣などの戦略作物を定着拡大を目指した経営基盤強化に支援してまいります。

林業は、輸入材や代替材との価格競争による価格引き下げと住宅需要の低迷が続いており、また、水産業は資源全体が依然として減少傾向にあり、著しい漁価の低迷から厳しい経営状況となっております。さらには農林水産業全体において燃料や生産資材の急騰で収益性が悪化しており、就業者の減少と高齢化で、このまま推移すれば生産活動の維持も懸念される状況となってくるのではないかと心配をしております。

商業においては、町外に大型店が進出しており、町内事業者の経営環境は一層厳しく、製造業においては不況による消費低迷、輸入製品の増加と価格競争、建設事業では、公

共事業の縮減や一般住宅建築の低迷など、極めて厳しい環境下であることは私も大変憂慮しているところであります。

今まで地域産業の支援施策といたしましては、具体的には農業制度資金の利子補給、造林事業の嵩上げ補助、水産業の種苗放流事業への補助及び中小企業の融資斡旋事業などを行っておりますが、農林水産業の担い手や町内企業の経営規模の拡大、新規事業等への参入等には、国・県などのソフト・ハード両面の支援策の導入に町も一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、産業振興や地域活性化に関する地域や民間等のさまざまなアイデアに対しましても、その実現に向けたサポートを行ってまいりたいと考えております。

近年、食料と食品の安全性や品質、環境保全に関する関心が高まってきておりますので、特に、消費者の視点や市場ニーズを重視し、八峰町ブランドの確立と生産物の高付加価値化を図りながら、地域産業の活性化に向けて、農林水産業、商工業、観光などが有機的に連携・融合し、八峰町の特殊性を生かした産業分の形成を図ってまいらなければならないものと考えております。また、各産業団体や白神八峰商工会の皆さんとも力を合わせて効果が上がるように努力してまいりたいと考えております。

次に、町発注工事落札率等についてであります。

最初に、低い落札率の入札結果の状況についてであります。低いと思われる落札が平成18年度は8件、平成19年度につきましては、途中ではありますが4件でございます。

ご存知のとおり八峰町建設工事等指名競争入札事務取扱要領において、請負対応額が250万円以上の建設工事の入札については、予定価格の事前公表を定めており、250万円未満の建設工事についても事前公表を必要と認めて、現在、130万円以上の建築工事については予定価格を事前公表しております。

入札の結果、落札率が低かったのは企業努力によるものと受けとめておりますが、松岡議員がおっしゃるとおり、ただ低ければいいというものではありませんので、今後は公共工事の品質確保を図るためにも、現在取り組んでいる総合評価落札方式等を積極的に検討してまいりたいと思います。

次に、最低価格の設定と今後の方針であります。ご存知のとおり最低制限価格の決定に関しましては、八峰町財務規則、八峰町建設工事等指名競争入札事務取扱要領により決定、取扱をいたしております。ちなみに18年度の設定状況であります。130万円以上の建設工事73件中26件について最低制限価格を定めて発注いたしております。その

際の設定基準につきましては、おおむね1,000万円を超える工事について行っております。今後も工事の入札に際しては、最低制限価格の設定を十分活用してまいりたいと思います。

次に、町が発注する大型工事等の際、町内業者ができるだけ入札に参加できるように「分割発注」をするなどの方法はとれないかについてであります。また、「分割発注」する工種は、建築工事や橋梁工事、舗装工事等が考えられます。また、同一工区を分割して発注することもまた考えられます。「分割発注」した場合には、工期の短縮や地元企業の育成がメリットであり、工事諸経費の掛かり増し、現場及び事務の繁雑化がデメリットとして考えられます。建築工事においては、本体工事、機械設備工事、そして電気設備工事と分割設計することによって「分割発注」が可能であります。

次に、橋梁工事であります。工事としては橋台・橋脚工事は一般土木業者で対応できますが、橋げたを専門業者での対応にすることによって分割は可能と考えられます。また、舗装工事については、下層路盤工事までと上層路盤工事とに分割は可能となります。また、同一工区を分割する場合には、現場条件が大きく左右されますので、発注する現場の状況を十分検討しながら判断していく必要があると考えられます。これらのことから、今後の工事発注につきましては、発注する工事の種類、現場の状況、工期の状況、そして工事経費等総合的に検討し、「分割発注」するかを判断してまいりたいと考えております。

次に、町道本館中町線の改良についてであります。ご指摘のように、町道本館中町線の一部の箇所において、除雪車両等が1回のハンドル操作で通れる状況とはなっていないので、前々から自治会から狭隘部分の拡幅改良の要望が出されておりましたが、地域関係者の理解が得られず現在に至っていると聞いており、状況の変化がなければ改良は困難であると考えておりました。しかし、今年度に入り、該当する土地が第三者に譲渡され、地域関係者の理解も得られるようなので、再度、狭隘部分の改良するよう自治会より要望されております。今後、来年度に向けて地域関係者と協議をし、局部改良を図るよう検討してまいります。

次に、ハタハタ館の水不足についてのご質問にお答えします。

ハタハタ館の入浴者数は、4月から8月までの5カ月間で、7万3,214人となっております。1日に1,000人を超える入湯客があった日は、5月のゴールデンウィークに3日、7月は2日、8月はお盆期間中5日ありました。これまでも一般家庭の水の使用量

が急激に増加するお盆の期間には、ハタハタ館に60トンの貯水槽を設定しているものの簡易水道からの給水が追いつかず、給水タンクで補充日が年に2回程度ありました。今年も水の不足により、やむを得ず1時間程度でありましたが入浴の時間制限と給水タンクでの水の補給を行った日がそれぞれ3日ありました。これに対する今後の対応としては、観海地区簡易水道からの給水能力を高めることが一番であります。これは観海地区簡易水道全体の更改等と合わせて考える必要があるものと考えます。農家、ハタハタ館独自の水源を確保するのも一方法であります。適切な水源があるのかや工事費の見きわめが必要となります。また、ハタハタ館に貯水槽の増設も考えられますが、年間数日のために貯水槽を設ける必要があるのかどうか等々さまざまな角度から検討してまいりたいと思います。当面は、お客様にも節水を呼びかけながら、予想されるピーク時に合わせて補充給水をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 1番議員、再質問はありますか。はい、1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 再質問いたします。

1番の産業の振興策であります。なかなかこれぞという新しい希望が見えてきません。わかるわけですが、実際今、町民が直面している状態も私方は受けとめながら真剣に町内産業に携わる人方が、向う目的を失わないようなそうした行政に向けて努力する必要があります。いろいろな町村にいろいろな特産品だとか、そこでとれる、あつあつこの町に行けばあの産業がある、あの品目がある、いろいろあります。私方八峰町もせっかくこうやって合併したわけですから、新しい産業、新しい特産品を一日も早く生み出して町内産業に貢献すべきだと思います。答弁はいりません。

2番目の工事発注の落札率についてであります。

先日、新聞に分割発注のことが載ってました。CM方式という方式だそうであります。合併しなかった上小阿仁村が、町と商工会とで、町の振興策として開かれた会合の中で、町が発表しているCMとは、コンストラクション・マネージメントという方式だそうあります。工事ごとに専門業者へ分離発注する。一つ一つの工事額は小さくなるが、その分、村内業者が受注できる範囲が広がる。町では大きくアピールいたしておられます。先ほど町長が心配しておりました事務が大変だということでしたが、全体の管理責任などは質問が出したが村ではその心配はいらぬということだそうあります。ですので、まだ決定したわけではないのですが、上小阿仁村はこのCM方式の導入をただいま検討

しているということであります。ぜひとも参考にしていただきながら、この後検討していただければなという思いをします。

それから、昨日の新聞にバイオ燃料のことがついておりました。以前から私は、この白神の麓で暮らす私方にとって白神に眠る微生物は、まさに宝の山だというふうに判断をしております。最近出てくる新しいニュースほとんどに、その微生物だとか、それから新しい酵母だとか、こういう私方は専門的にわからないわけですが、その未知の部分が出てきます。今回も出てきております。これは、秋田の総合食品研究所の研究員が、ものすごい発見だそうであります。NEDから2億3,000万円の補助金が決定したそうであります。町長、こういうことでも八森に何とかして持ってきて、八森の産業の振興できないのか、積極的に動いてほしいなと思います。私方はそういう意味で、白神の麓に暮らさせてもらっているという自覚のもとに、もうちょっと動いていきたいなというふうに思います。

それからハタハタ館の水不足、これ、ハタハタ館のリニューアル計画するとき、あるいは隣に県の施設ができるときに、当然、給水計画はしたものだと私は思っています。現在水が足りないのは計画どおりに足りないのか、それとも計画している以上にお客さんが入っているのか。いずれ観海地区の上水道の整備等も簡単に1日2日でできるわけではないと思います。これからハタハタ館も一生懸命頑張って、さらに隣の体験センターもお客さんを増やすために努力するんだと思います。また、多くなってもらわないと困ります。そういう中で、水は利用客1人かける幾らという感じで水は増えていくはずであります。タンクで運んでいいのか。やはり抜本的な見直し、対応、これを速急に考えるべきだと思うわけですが、この件だけは町長、答弁願います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今年のですねリニューアルオープン以来、予想以上に人が入っているというふうな状況です。確かに以前にもピーク時、特にお盆にですね、やっぱり1,000人以上のお客さんが入り込んでですね水不足になったのは、やっぱり過去にもございます。ただ、今年度の場合は確かにですね、その数が多かったのかなと思っています。

さっきも申し上げましたけれども、我々も根本的に解決したいわけでございますけれども、やっぱり先ほど言ったように年何回の今の状況の中で、どのぐらいの投資をしながらやるのかという見比べをしながらやらなきゃならない、それから観海地区の水道に手をつける場合ですね、その部分だけというよりも全体的な手直しをしないと、なかなか

かですねできない部分もございますので、いずれ、もっといい方法があるかですね、検討させていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 1 番議員、再々質問ありますか。

○1 番（松岡清悦君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで1 番議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。15分より開会いたしたいと思いますので、御参集ください。

午後14時06分 休 憩

午後14時13分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 14番見上政子です。農林水産物加工施設の計画の見直しが必要ではないか、ということで質問を行います。

まず初めに、この計画に私は3月議会の中で予算化されるときに反対をしました。そもそも、この産業振興計画を初めて耳にしたのは2月7日、白神微生物研究と八峰町の産業振興についての講演で、県の総合食品研究所の高橋所長が、八森公民館で、スライドを利用した、白神産地の酵母や塩についての説明のときでした。議員全員が対象にしたものではなく、町民と議員の希望者のみでした。説明の後半に具体的にかかる費用9,000万円について、かなり強調し何度も言われるので、これはセールスだったのかと当局の意図は何だったのか、疑問に思ったことを覚えています。その後、全協にこのことが計画として上がってきました。それならばどうしてその時点でその計画を、全員が公聴できるように対象にしなかったのか、この時点では、まだ当局は積極的に進めようとする意図がなかったのではないのでしょうか。再び食品研究所から全協の話し合いの合間に説明することになりましたが、当初の事業概要表には事業主体は八峰町、管理主体は出資会社となっております。当初の説明には、光風舎の会社の名前が出てきませんでした。全協での説明のたびに計画が変わり、会社は光風舎に出資制度にはしないが赤字になれば軌道に載るまで運営費を補助すると、聞いても聞いても進めようとする内容が見えてきません。おまけに設置場所、面積も説明のたびに広がり、しまいには「漁協が買ってほしいから」と発言されます。この財政難のときに建物を解体してやり、費用まで出して、土地を広げ、買ってほしいからということが許されるのでしょうか。塩づく

りには関しては議員の視察研修で明石の塩づくりを見学しています。やはり国の補助事業としてやった工場とのことですが、この事業はやらない方がいいと、行かれた議員が口々にそう言われたとっておりました。私はその意見を参考に、町が大金をかけてやる必要がないと、3月議会でこの計画に反対しました。反対少数で可決されましたが、どうしてもイメージがわかなく、やるのであれば男鹿の男鹿工房と酒田の庄内工房です。大変参考になりました。当局の事業計画にますます疑問を持ちました。このことは後で別の項目でも質問をいたします。本当はこの通告書を出す前に、担当の課にもう少し詳しく聞きたいと思っていましたが、課長が課長しか答弁できないということで、課長と会うことをいろいろ考え、後を追って歩きましたが、とうとう前日はお会いすることができませんでした。大変細かい質問になりますが、事業計画の資料に沿ってその質問をさせていただきます。

まず通告書にありますように、この事業にかかわるすべての関係者に説明し、協力を得ているのでしょうか。私たちに配られた資料のしょつつる部門についてですが、このことは再三全協の中でも議員から「ひより会に説明したのか」、「値段や工程が違う」、「町内の商売と競合するのではないか」と質問を出されましたので、当然この説明はあったと思いました。私は一般質問を取り上げる前に、まず念のために考え方を聞いてみよう、話を聞くと、全く寝耳に水ということでした。怒りに満ちた言葉でした。町が福井まで見学をさせ、2年間マーケティングを指導してきたひより会は、1年に1回、ハタハタ漁に合わせて生の魚を使って作ることに誇りを持って良い物を作ってきた。大きな会社が、冷凍物を年4回使って絞って安く売るのは違う。大きな会社が安く売ったら、良い物を作っても太刀打ちができない。裏切られたような気持ちだ。全くそのとおりだと思います。町がひより会に指導し、県も立ち合い、データを積み重ねて今に至って商品ができ、好評を得ています。そのデータを光風舎に提供して指導するのですか。企業秘密を握って提供するのは町のやることではありません。ひより会の人たちは、自分たちもこの仕事に励みを持って生活をしています。余りにも唐突で納得がいかないと憤慨しています。このことをどうお考えになりますか。

2つ目は、白神の伏流水として横間の加賀谷さん宅の玄関前の湧き水を利用するということですが、水の量は一定ではなく、滴のようにしか出ない日もあれば、農作業の水の使い方に変化するとも言われています。毎日500リットルの水が必要とされ、わざわざそのために工場までパイプを引くという計画ですが、この説明を聞いて

から、何人もの議員が見たそうですが、あれでは無理と口々に話をしています。全協でも何度か話し合っても、この場所は変更なく計画書に載ってきます。はるか昔は、漁師が漁に出かけるときに利用したとはいえ、余りにも調査が不十分です。漁師の中には、あの水は飲めないものだと言われる人もいます。とても白神の伏流水とは言えません。別の策を考えているのかどうなのか、このことについてお尋ねをいたします。

3つ目は、漁協の敷地を利用するというところで、いろんな議論が出されました。横間の狭い道路に車が入ると危険ではないかとか、加工場を解体する費用まで町が出すのはおかしいなど出され、別の敷地がないのかと言われました。しかし、この漁業跡地に固執し、説明のたびに敷地面積がふえ、ここも買ってほしいからと言われるということです。それも問題ですが、困るのは漁師の方々です。現在あの場所を船を洗うのに使っている人もいますし、車路の浄化場まで出入りすることができなくなってしまう、道路をしっかりと確保してほしいと怒りの声が上がっています。燃料の木材は施設内でチップにするようですが、建築材や切り出した木材を運ぶ車の量や置き場所を考えると、隙間なく繁雑になるのではないのでしょうか。いずれもこの事業を進める最初の入口で、密接なかかわりを持っている方々との話し合いがなされないで、調査をしないで、机上論になっているのではないのでしょうか。

大きな2番目です。9,000万円の事業は、国が4,500万円、町が4,500万円の補助をすることになります。町はこのほかに土地の買い上げ代と周りの環境整備の負担があります。この財源はどこから出てくるのでしょうか。18年度の実質公債費比率は20.1%でした。19年度はこれ以上増えるのは明らかです。町の最近の事業のやり方は、先の公園にしてもしかり、補助金が出ると目いっぱい工事費に使い、住友金属鉱山から受けた1億円を今後かなりの維持費がかかることが予想されますが、それは一般会計で賄う、こういうことでした。

それをさておきまして、この計画は国に申請する限度額が9,000万円ということで、目いっぱいの事業計画になっているのではないのでしょうか。見ると9,000万円に無理やり合わせたものに見えてなりません。必要最低限度の事業にすれば、町の負担も少なくなります。国に申請する事業計画の最低限度額とかこういうものがあつたのでしょうか。それによって町の負担も少なくなりますので、その点についてお知らせください。

3番目です。塩作りについてですが、年配の方々には話のたびに、よく塩を作ったものだ。塩一俵米一俵と言われたといひます。海水を汲んで、寄り木を集めて、よく子供の

とき手伝わされたと言います。塩作りは保健所の検査もなく、技術員もいないのではないですか。男鹿は簡素な建物でほとんど窓になっており、外で仕事しているような印象がありました。また、酒田は軒下を長く延ばした木造のような建物で、ほとんど窓で、全体に塩化ビニールを張りめぐらしています。建物の損傷が激しいのでしょうか。天日も利用しています。低コストを最優先に考えたものだと思います。この今度の事業計画では、建物内で塩をつくり、換気は西側の窓と天窓になるのでしょうか。40度C以上の高温多湿で建物全体の損傷が目に見えます。ほかの食品にも影響があるのではないのでしょうか。設計の業者は塩作りの現場を見たのでしょうか、疑問があります。設計者とそのことについて話し合いをしたのでしょうか。また、冠水をつくる平釜はステンになっています。ほかの工房もステンを使っています。しかし、長く持たないし、今、高くて大変だということでした。第二平釜は容器がかなり大きいように図面を見ると思います。チタンになっています。チタンといえば私どもの認識では、歯医者さんに行くと「入れ歯をチタンでどうですか」と言われます。「熱いのも冷たいのもよく伝わっていいですよ」と言われますけれども、値段は10数万円です。私には高くてとてもできないと断りますが、これがあの大きい平釜に使われるとしたら、一体値段は幾らになるのでしょうか。インターネットで調べますと、海水に浸けても腐らないとあります。果たしてこの部分の費用はどのくらいで、どのくらいの塩を作るといって耐用年数があるのでしょうか。また、処分には困らないものなのでしょうか。設備の更新を含む維持費はどれくらい見込まれていますか。また、ほかの材料の耐用年数、これも考えているのでしょうか。

いずれにしても塩作りの既設設備の損傷は大変で、維持費がすごくかかると言われていますが、この点についてお考えをお聞かせください。

また、4番目ですけれども、糶6,000キログラムつくる計画ですけれども、販売が2,480キログラムで800円で売るといことです。販路に目当てがあるのでしょうか。味噌、漬物の加工場では、ほとんど自分で作っています。市販では3キログラム1,000円以内で買ったという人もいます。残った糶はどこに行くのですか。冠水も同じことです。資料にはうどん、ラーメン、パンとありますが、既に市場に出回っている麺はそれぞれ、そういうものを使わなくても1把うどん100円から130円くらいではないのでしょうか。庶民の常備食として冠水を1リットル200円を使うことで値段が引き上げられます。そういう業者がいるのでしょうか。これらは光風舎がやることだから、そこまで心配しなく

ともいいと言われますけれども、採算がとれないと、この贅沢三昧の施設設備の投資はなるのでしょうか。赤字解消の目処まで運営費を本当に補助する、こういう計画になっているのでしょうか。施設設備は最小限度でなくてはなりません。町の持ち出しは絶対しないという覚悟で計画をつくっていかねばならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、光風舎についてお尋ねをいたします。

最初、計画には「光風舎」という名前が出てきませんでした。いつごろからこの会社を視野に入れるようになったのでしょうか。どのようなルートで町に働きかけがあったのですか、率直にこの点を教えてください。

光風舎については私も調べました。はっきりとインターネットに「親会社」と書いています。親会社が厚生連の病院や中通病院関係の清掃関係のビル管理、駐車場管理、IT関係、介護・病院・老健施設の給食、大学病院の食堂、アトリオンやふるさと村のレストランと県のつながりや医療関係の強い会社だということが私の目にもわかります。幅広い経営を行い、バスケットチームも持っています。白神ネイチャールームがあり、八峰町の2,000ヘクタールの農地を利用して、有機農業の事業を進めたいと思うと、インターネットに載っています。経営能力の優れた会社だと思います。しかし、事業計画の趣旨からすると、一企業が利益を上げるために全面的にこの設備を使って事業を進めるということは、これはおかしいのではないのでしょうか。それにしてもさぞかし利益を上げることでしょう。法人税は秋田市に持って行かれます。町に聞いたところ、法人町民税が町に入るとされますが、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。税は雇用人数によるとしますが、雇用形態、条件とかいろいろあるのでしょうか。この点についてもお聞かせください。

6つ目は、計画の施設は、海のまん前に漁協敷地で海水の吹きつけるところで、中からは塩作りの塩害で損傷が非常に激しいと思いますが、どこがこの管理責任を負うのでしょうか。周りの環境設備も同じことです。海ぎりぎりに多分コンクリートで覆われることでしょう。斜面の雨水が海水に入り、この海水が汚れる、こういうことの自然の破壊の一つにつながる、こういうことに町が荷担していいのでしょうか。

また、7つ目ですけれども、光風舎とはどのような話し合いがなされているのか、運営費の補助や採算の見通しがとれないときなどいろいろあると思いますが、議会及び関係団体との話し合いも必要ではないのでしょうか。その点いかがお考えでしょうか。

8番目の男鹿工房と庄内工房を見学して提案したいと思います。

前段でしばしば述べさせていただきましたが、男鹿工房では明石の塩と同様、社長が100%やるべきではないと言いました。海水を汲み上げ、車で運び、3日間くらいかけて塩を作る工程を経費最低限に抑え、厳しい労働で支えていました。朝5時から夜10時までにかけて月2,000キログラム作って、これで塩だけで何とか会社を維持しています。秋田県ではほとんど需要がなく、関西方面に利用しています。しかし、加工用にはどこも使ってくれない。今、塩化の男鹿半島のキャンペーンに使ってくれているので大変助かると言っています。また、土地は漁協から4,000平方メートルを借りているということです。燃料はすべて建築屋さんからただで譲り受けた木を使っています。この社長は「必要とあれば幾らでも議会に行って説明に行く、塩を作るだけなら、こんなに優遇された条件なら作ってやる。お金はいらぬから土地だけ貸してくれ。そしたら俺が作ってやる」と元気いっぱいの社長でした。

また一方、酒田の庄内工房は、エコー農園がやっており、有機肥料、土壌を使って農園をやり、メロンを作っているところでした。ほかにも建築業も手がけております。蒸発釜は自分の会社の木材を使った材料をつかっていました。第二平釜は、灯油と天日干しでした。価格経営の一環で塩の設備投資は最低限で、この塩は由良の海と金浦の海から汲み上げてきています。商品の種類に応じてレストランで魚や肉に使われているということですが、そこでも残念ながら加工用には県内どこも使ってくれないということですが、そこではうどんと味噌をつくっていました。500グラム860円です。このくらいのパックです、小さいパック。このくらいのパックで860円、うどんが1把200グラム300円です。香料を加えて少量をビンやパックにして販売をしています。しかし、これもほとんど県内では売れなく、通信販売や物産店で販売しているということです。販路はどうしているのですかと聞いたら、「そういう販路ですけれども、信者を増やすようなもんですよ」と言われました。本当に気の遠くなるような話でした。

共通しているのは、コストを最低限に抑え、海水を車で運び、三、四日かけて廃材や天日を利用して労働者が帰った後、タイマーを利用したり社長が火の当番をしたり、こういうふうにしなから何とか塩を作り上げている、こういうことが現実であります。酒田では1トン未満の塩、男鹿では2トン未満の塩を作っています。当町ではこの計車に6,000キログラム、塩をつくるというけれども、共通しているのは大きい敷地の中でやっているということです。男鹿は4,000平米、町は1,542と言われましたけれども、半

分以上大きい敷地でやっています。男鹿では煙が隣といってもかなり離れた工場ですけれども、風向きによってはその工場から煙の害があると苦情がくるそうです。横間の場合は民家と船がひしめき合って漁業関係者も往来するようなところですが、当町の事業と比べてかなりの差があります。本当にこの場所が適当な場所と考えているのか、改めてお考えを伺います。

以上の観点から考えますと、塩作りとしょつつるは問題が多過ぎます。この計画を全面的に見直し、塩は別棟で経費をかけないで木材置場や車の出し入れといっても材木の出し入れですけれども、そういうところを利用して、漁業者のことを考えれば今の空き地を、町の空き地を考える必要があるのではないのでしょうか。しょつつるは町内に1つあれば十分です。ひより会の自信作として売り出した方がよっぽど名産になります。今の時代の波に乗っているのではないのでしょうか。ひより会では、今行っている加工場はそんなに設備投資をしなくともできているのではないですか。もろみと糶は採算がとれてやれる町内の団体から作ってもらうことがいいのではないのでしょうか。伏流水で商品、製品を作ることは、今の状態では不可能です。伏流水も天然塩もなくともしょつつるはでき上がっています。わざわざパイプでつなぐ経費をかけなくとも済むのではないのでしょうか。設備施設とも大幅に経費を削減し、何分の一かの予算で、場合によっては国の事業に乗らなくともできるのではないのでしょうか。光風舎は白神バイオ等の研究をしているようですが、この施設を使うわけではありません。この計画はどうしても関係者の理解を求めようとしない強引にやろうとしているのはどうしてでしょうか。どうしても県の食料研究所と光風舎、漁協の土地を売りたいという目に見えない意図が働いているように感じてなりません。漁協の手元には土地代が入りますが、今利用している鉄鋼場の代替地を差し引くと赤字になるともいわれています。町民が本当に必要としているものに考え直し、当初の事業計画の趣旨のように、地域ぐるみで町民に利益が還元することを最優先にするべきではないのでしょうか。町の財政は非常に逼迫しています。町民には行革を推し進め、住民サービスが低下するのではないかと危惧さえ与えます。一方では、建設や補助事業に糸目をつけない財政シミュレーションでは、町民は納得できません。いかがお考えでしょうか。

大変細かいことになってしまいましたが、どうか一つ一つの項目に答弁をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町民の声を反映していないのではないかとありますが、平成15年と16年の2カ年にわたり、電源地域振興センターの支援を受けて、ひより会ではしょつつるの商品化を進め、現在、産直やスーパーで販売されており、大変好評であると伺っています。魚醤の製造方法は、古来製法、速醸法、改良版製法の3つがあり、ひより会の製法は酵素製剤を使用しているものの古来製法に位置付けられ、魚自体が持つ酵素でアミノ酸類に分解していくもので、腐敗を防ぐため塩分濃度は25%以上、熟成期間は1年から2年かかります。計画の加工施設の製法は速醸法で、酵素製剤を添加し30度C以上の温度で熟成を促進、塩分濃度は20%と古来製法より低く、数カ月で熟成いたします。魚醤独特の風味は欠けますが、すっきりした味になるといわれております。

また、改良版製法は、速醸法では得られない風味を出すため、古来製法のものを混合する製法で、実現すれば八峰町にすべての製法のしょつつるを揃えることが可能になります。

ひより会においては、しょつつるが競合するのではないかと危惧しているようですが、お互いの連携強化からしょつつる文化をあらゆる層に広げることができるもので、今後の販路拡大、衛生管理、コスト縮減などの課題に共同で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、湧き水の水量を確保できるかとのことですが、塩もろみの製造には塩素を含まない天然水が必要で、このたび計画している湧水は、見上さんもおっしゃっており、昔この水を求めて漁船が寄港し、現在の八森漁港が誕生するきっかけになった由来のある湧き水と言われております。今月になって、この湧水の調査を実施しておりますが、水温は15度Cと一定で、水量は1分間に3リットルを計測しております。この量を1日に換算すると4,320リットルとなり、十分使用できる水量となっております。この湧水につきましては、保有者が現在も飲用等利用しておりますが、今後、了解を得て湧水池の浚渫と水質調査を実施したいと考えております。

次に、船着き場、上架場までの通路についてであります。県漁協との用地交渉で鉄工所については漁協は代替施設を建設、既存の鉄工所の解体と周辺の廃船などの処理も漁協が行うことで協議は済んでおります。

また、漁業者の通路部分に関しては、通路を確保することを前提に町と漁協が協議中

でありますので、利用する漁業者の皆さんには御安心いただきたいと思っております。

次に、事業費に関するご質問にお答えいたします。

農林水産物処理加工施設整備事業の補助基準額は9,000万円で、その中には駐車場等の環境整備も含まれております。また、補助金の充当率は50%で、用地買収費を加えた町の負担額5,100万円になります。この財源につきましては、過疎対策事業債4,990万円を充当しておりますが、起債対象外の物品購入を考慮し、210万円は一般財源を充てております。

次に、塩作りの施設についてであります。製塩事業に関しましては、塩事業法の規定により、所轄の財務事務所に塩製造業の登録申請が必要ですが、食品衛生法等の適用を受けないことから、簡素な施設で製造している製造者もおります。しかし、消費者の安全・安心に関するニーズは、ますます強くなっており、塩作りといえども衛生管理を確立した施設整備が必要であると考えております。技術者に位置付けておりますのは、ボイラー管理者でありますのでご承知ください。

また、見上議員がおっしゃるとおり、塩作りにおいては大量の蒸気が発生することから、換気対策が十分でなければなりません。このため製塩室には大型の引戸を開放できるようにしているほか、強制排気設備を設置するなど、吸気・排気についても十分配慮しております。

また、チタン製の平釜についてであります。器具、機器の見直しから、平釜は2基ともステンレス製を用いることに変更しており、価格は一次釜が3立方メートルの容量で50万円、二次釜は1立方メートルの容量で15万円程度となっております。

また、耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと、塩製造の機器は7年となっておりますが、これは省令で定める年数でありますので、実際には10年以上は使用できると伺っております。

次に、麴についてであります。米麴の市販価格1キログラム800円で試算しておりますが、味噌や漬物などの多様な加工品作りのレシピを提供しながら完売できるように努めてまいります。

また、塩もろみ等は絞り込むのではなく、そのまま全部を商品として販売することになりますので、麴等の残渣は生じないものであります。

かん水については、うどん、ラーメン、パンなどの熟成に使用しますが、かん水を8倍程度の水で薄めて使用することになりますので、1リットルのかん水で6から7キロ

グラムの小麦を熟成させることができます。

次に、光風舎についてであります。平成17年に、光風舎が白神微生物食品加工研究施設として「白神カルチャールーム」を八峰町八森の古屋敷地区に建設し、白神微生物及び八峰町の農林水産物を利用した発酵食品の開発を研究しております。この光風舎が目指しているものは、当町の農業生産者と連携した、有機農産物の生産普及と八峰産の農林水産物を使用した安全・安心な食品開発と製造で、光風舎の事業計画によれば、当町から、有機農産物の安定供給が確立すれば、白神カルチャールームに食品加工部門を行う製造ラインを設け、加工事業着手から5年後には12から13の雇用を創出したいとしております。このため、このたびの農林水産物処理加工施設のタイアップから、今後、光風舎の事業計画が大きく進展するのではないかと期待しております。

収益の全部を本社の光風舎に持っていかれるのではないかとのことですが、当町を世界自然遺産にも指定された最も汚染が少ない地区と評価し、八峰町を愛してやまない企業でありますので、事業が順調に推移した際には食品加工部門の拠点を八峰町に移転するようお願いしてまいりたいと考えております。

なお、今回建設する加工施設は、管理運営組合で運営するもので、光風舎のみが利益を上げるものではありませんので、誤解のないように理解をしていただきたいと思います。

次に、施設の修繕と土地の管理についてであります。農林水産物処理加工施設で生産される、天然塩や塩もろみ等を利用したいと考えている事業所等をもって、施設の管理運営組合を組織し、施設の管理組合を委託したいと考えており、施設の軽微な修繕は管理運営組合にお願いいたしますが、施設運営に大きく関わる修繕については、町が負担しなければならないものと考えております。これは、町が指定管理者制度で管理運営を委託している全ての施設と同様に取り扱うものであります。

光風舎とは、施設における製造に関する技術指導や製品の品質管理の指導、また、管理運営組合への加入をお願いしておりますが、特に税務署への酒母、もろみ製造の免許申請には、製造技術者が必要なことから、その申請者をお願いしております。

軌道に乗るまで運営費を助成するのか、とのことですが、当該施設の管理運営に関しましては、火災保険料と県からの用地借上料の占有料は、町が負担しなければならないと考えておりますが、運営に関しましては、管理運営組合の自主運営を基本とし、施設管理委託料をはじめ助成措置については考えておりません。

次に、男鹿市と酒田市における製塩事業の事例についてであります。見上議員が訪れた男鹿市の製塩施設は、以前、旧八森町が海水を持ち込み、塩の試作品を製造依頼した会社ではないかと思っております。この製塩施設では、船で沖合いから海水を汲み上げ、その汲み上げた海水を、専用のタンクローリーで製塩所まで運んでいるとのこと、塩作りまでの工程前の経費が大きく、商品販売価格が大きな課題となっているようです。

しかし、北海道などの成功事例を見ますと、天然塩と地域の農産物、副産物及び水産物等との融合や周辺市町村の製造業者等との連携で産業の活性化を実現するところもありますので、そのような事例も調べていただければと思います。

さて、年間6,000キログラムの生産で大丈夫かのご質問であります。この加工施設で製造する塩は3分の1に当たる2,200キログラムをしょつつるや塩もろみで使い、塩の付加価値化を高め、県総合食品研究所からは、県内の様々な業種にこの塩の利用をPRしていただいておりますので、収支計画に沿った形で推移できるものと考えております。

次に、それぞれの事業を分離した場合には、予定の半分の経費でできるのではないかとありますが、この事業は、天然塩を用いてしょつつるや塩もろみを作り、その全体の売上げで施設の管理運営を行うものであり、地域の農林水産物の高付加価値化を図り、地域産業の発展に結びつけたいと考えておりますので、何とぞご理解くださるようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありますか。はい、14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず、しょつつるに関してですけれども、お互いに共同で考えるというふうな答弁でした。お互いに共同で考えるということは、どういうふうなことになるのでしょうか。施設の中にこのひより会が入ってもらうのか、入ってもらうにしても、労働力を提供するのではなく、ひより会がその施設を使って自分たちで利益を上げ、自分たちでものをつくる、こういうふうな観点からでないかと対等、平等ではないですけれども、このお互いに共同で考えるというところを、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

それとですね湧き水ですけれども、本当に見に行ってるんですか。私も1週間くらい前に見ましたが、滴ですよ、滴。皆さん見た方も皆さんそう思います。あの滴からどうして500リットルの水が出てくるのでしょうか。どうしても考えられません。別のことを、別に湧き水がありますので、そのことを考えて、何か別の方法を考えているの

かなと思ったんですけれども、あくまでもあそこの場所に固執するとしたら、毎日あそこに座って見ていた方がいいと思います。自分で量を測ってみてください。

それとですね、4,500万円の内訳のうち過疎債を使って、あと250万円を一般財源でと言われますけれども、やはり大金です、これは。私たちにしてみれば。過疎債も借金のうちです。先ほど私も通告の中に出したと思うんですが、9,000万円の国の申請、補助をするのに最高限度額が9,000万円ということで、9,000万円の事業を申請したと思うんですが、最低事業価格というものがあるのでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思ったのです。

それと、塩は衛生的ではなくてはならないと言われましたけれども、塩はもう本当に煮詰めて煮詰めて煮詰めて塩で消毒して、屋根とそれこそビニール張り、塩化ビニール張りのそういうものがあって、十分塩ができて上がります。それを衛生的という理由でその建物の中に、その一室、コンクリートの建物の中に塩をつくる部屋をつくる、こういうことは私は本当それはちょっと考えられないと、ほとんど外でつくって、最低のできて上がる直前に中の方で発散させる、そういうふうなやり方でも塩害は非常に出ると思います。私もそこに行っただけで唇がもう塩だらけになって、口がもうしょっぱくなるような感じでしたけれども、かなりの塩害が出ると思います。

敷地は漁協の敷地をそこを利用するということですが、ほかの方を見ますと非常に場所が広いところで、材木を運んだり車の出入りがあったりして広いところでつくられています。漁協の前のところと、それから木を焚くところですので、煙がどのようになるのかわかりませんが、その煙の公害とかそういうことも頭に入れておられるのでしょうか。

それとですね、光風舎ですが、平成17年にできた会社のように。やはり、この事業計画に合わせて白神ネイチャールームができたのだと思います。それはいろんな情報が入ってこの白神ネイチャーの方に情報が入って、9,000万円の事業に乗っかろうということだったと思いますけれども、この白神ネイチャールームのインターネットにあります、この2,000ヘクタールの農地を、有機農業の事業を始めたいと思います。これをまともに町が受けていいのでしょうか。八峰町全体でも2,000平米ない農地に、有機事業をやるから、何かいい会社だからいいのではないか、こういうことに簡単に乗っていいのでしょうか。これは全く未知の世界であります。また、農業者の方々と相談しているわけでもありません。これを夢物語のような、こういう話を白神ネイチャー

ルームがやっているからということで、これをそのいい会社だということで判断しているのかどうなのか、問題だと思います。

それとですね、これがもう実行されるとなりますと、私たちの方には9,000万円の事業で設備費、施設設備費、それぞれ別々に入札を行いまして、5,000万円未満の入札になると思うんですが、5,000万円未満の入札になりますと私たちの議決を経なくともこれができるわけですね。こういうふうなやり方で、もうやっていこうというお考えなのか、その辺のところももう着々と進めていくのか、本当にもうこの事業を変えて、考えを考え直して、場所をもっと広い場所にするとか、町の空いている土地を利用するとか、それから須藤議員からも力強い発言がありましたけれども、もう一度これを本当に見直す必要があると思います。その点これに固執して強引にやろうとするのか、その辺のところもう一度お聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 最初の事業でありますし、それからまたいろんな形で前段の説明不足なこともありまして、非常に心配な部分が多いということでございますけれども、その点は私等も反省しなければならない点は十分反省していきますけれども、もう少し考えようによってはプラスに考えていただける要素も出てもいいんじゃないかなというふうに思っています。

いずれ何点か言われましたけれども、ひより会でこれまでの実績を積み重ねてきたということについては、非常に評価をしておりますし、それから、これを伸ばしていかなければならないという、こういう考え方は何も変わっておりません。ただ、先ほども申し上げましたけれども、要するにこれで八峰町産のしょつつるがバリエーションが広がると、これを梃にしながら、いろいろな形のものをですね、売り込んでいくと。ニーズが、こちらの側でなくて、求める側のニーズにも応えていかなきゃならない状況がございますので、やっぱりそういう求めに応じたものを、こちらの方で提供できるような体制をしていくと。

それから、ひより会の皆さんも、この運営主体の中に加わっていただければ一番いいわけですので、この後ですね、そういった話し合いもしていきたいと思っております。

ただ、そこを全面的に、そこにとということになりますと、今申し上げた光風舎が全面的にやるのかと同じようなケースになってしまいますので、それは運営主体の中に入ったときに、いろいろ話すことによって、いろんな知恵が生まれてくるんじゃないかと思

いますので、そういう角度でひとつお願いしたいなと思っています。

それから、湧き水の話ですけれども、いや、同じ目で見てもまた違うものですが、私も直に昨日見に行ってきました。見方によりますけれども、何か下の方に流れている部分が見えないような感じしますけれども、湧水はちゃんと出ていますし、それから温度もきのうも測ってまいりましたけれども、湧水である限りはそれなりに定量に出ていますので、大量にですね使う水と使って一定量あれば結構ですので、いちいち汲みに歩くような手間もいらないので、設備さえしっかりすれば大丈夫だというふうに思っています。

それから、事業費の関係ですけれども、この補助事業をやるために最低という、そういうきまりはございませんけれども、総合的なその設備を、こういうふうなものを考えていく場合、このぐらにかかりますよ、ということで事業費を見ていたというふうなことでございます。

それから、塩そのものだけこの工場で作るわけではなくて、この塩をさらに付加価値をつける、そういう中身もですね極めて重要であります。もちろんしょつつるもそうですけれども、塩もろみも、この塩をですね、そこに投入しながらどこでもないものを作っていくという、ここがですね非常にポイントになります。したがって、そういう面ではしっかりした設備で安定的なものをつくるという意味で、そういう設備を配置しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、チップでございまして、そんなにですね大量に、周りに害を与えるような、そういうことは心配ないというふうに思っています。

それから、光風舎に対して大分偏見もあるようでございますけれども、平成17年に今回行おうとした事業のために会社を立ち上げたようなニュアンスの話をされましたけれども、この会社は前から白神の微生物とかを使いながら、この食品加工に研究をしてきました。前にササラというのありましたけれども、それを使ったのも一時期この研究したんですけれども、いろんな事情がございまして、なかなかうまく進まなかった面もありますけれども、今、「白神山地からの贈り物」という商標も取りながら、既に漬物であるとかそういうものもですね、加工するようなことを手がけております。確かに八峰町の農地何千メートル、何千ヘクタールの話もありますけれども、本当の気持ちとしては従来からこういう八峰町の生産した農産物を、そうした白神の微生物とかを使いながら、有害な添加物なしのものを確立していこうという、そういうことでこちらに来て頑

張っている会社でございますので、そういういい加減な会社ではございませんので、ひとつその点は評価していただきたいというふうに思います。

それから、今回、先ほど誰でしたかね、今井議員の質問でしたかね、分割発注の話とか松岡さんの方からも言われたんですけれども、工事の発注の仕方もいろいろございます。ときどきの状況に応じて一括発注するときもある、それは建築工事がですね、大体七、八割からなると一括発注したりするところもありますが、大体今回の中身を見ますと、建設に係る躯体の工事が半分、設備が半分ぐらいということなので、それぞれの責任分野で工事を進めていく立場で、分割発注するということで決めておりますので、何でも疑ってものを言わないようにひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、質問ありますか。はい、14番。

○14番（見上政子君） 何もかも疑って質問しているのではありません。本当に大枚をはたいてこれが運営されますので、本当にこれは失敗したら大変なことですし、申し開きのできないことでもあります。そのためには慎重を期して、本当に大丈夫なのか、この点について伺ってますので、何も疑いの目で全て見ているのではないので、その点についてはお考え改めてください。

ステンを使わない、チタンということで、チタンを使わないということですが、とにかくこの専門にやっている方々の話ですと、非常に維持費がかかるということです。傷みも激しいし、ステンの釜も穴が開いたら修理できるものではない、全部買い換えなくちゃいけないということで、非常に塩です。相手は塩です。非常の維持費のかかるものだから、維持費はちゃんと寄せておいた方がいいというふうなことを言われました。

それと、最低価格って町長は言われましたけれども、最低価格でなくて、これは最高、9,000万円というのでは最高限度価格ですよ、国の方に申請。もっともっと高い申請あるんですか。これは最高価格ではないかなと私は課長に聞きました。最高限度価格ということでした。

それとですね、経費といいますかこれに係る損傷の部分については、町で責任を負うということですが、これも大変な価格になってしまうと、維持費は大変な価格になってしまうと思います。一年間どのくらいの維持費を考えておられるのですか、そういう計算もあるのでしょうか。

それと、これから、いま本当に先が見えないお話でした。ひより会も入っているわけでもないし、関係するところが入っているわけでもないし、県の方から取り寄せた資料によりますと、八峰町の製塩農林水産物加工施設運営組合加入予定団体ということで、10以上の団体が載っています。ここには光風舎が書いておりません。松岡食品、小林水産、須藤水産、鈴木水産、かがもく、こういう個人の業者のほかにあと団体、各団体がいろいろ載っています。こういうふうなことを考えると、まだこの方たちには全然お話もしていないし、これから運営の方向について考えると言われますけれども、具体的にいつごろからどのように働きかけていくのか、やるやるということですが、ちょっと具体性がちょっと見えてきませんので、そこら辺について詳しく教えていただきたいと思えます。

いろいろあったんですけれども、忘れまして。これでお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。事業費の関係は、もっと多い場合もありますけれども、この今の設備からいってこの額が適当だということで9,000万円というものを設定しております。

それから、これから維持費もかかると思いますが、先日全協で示した資料の中でも収入支出の収支計画についても出しましたけれども、運営についてはああいう経費の中でやっていきます。ただ、いろんな設備関係については、従来のものであればですね、それはその時点でいろいろ対応策について考えていきたいと思っています。

それから、運営主体の関係の話が遅れている、これは何回も話しているとおり非常に申しわけないと思っています。できるだけ早くという話で、いつなのかということですが、まず10月上旬には遅くともですね、こういった人方に当たっていききたいと思っています。まず議会終了後ですね、この運営の件については直ちに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後 1 5 時 1 1 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一

平成19年9月21日（金曜日）

議事日程第3号

平成19年9月21日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第79号 平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 議案第80号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第81号 平成18年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第82号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第83号 平成18年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第84号 平成18年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第85号 平成18年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第86号 平成18年度八峰町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第87号 平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第88号 平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第89号 平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第90号 平成18年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第93号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第94号 公の施設に関わる指定管理者の指定について

- 第16 議案第95号 平成19年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第17 請願第3号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願
- 第18 発議第12号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出について
- 第19 請願第4号 生産者米価、農産物価格の補償を農政の柱にすることを求める請願書
- 第20 陳情第9号 非核日本宣言を求める意見書の採択を求める陳情
- 第21 発議第13号 非核日本宣言を求める意見書の提出について
- 第22 陳情第11号 有害鳥獣対策の抜本強化に対する陳情書
- 第23 発議第14号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書の提出について
- 第24 陳情第12号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 第25 発議第15号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 第26 陳情第13号 非核平和自治体宣言の採択を求める陳情
- 第27 陳情第14号 農林水産物処理加工施設に関する陳情について
- 第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第29 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	金谷茂
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	皆川鉄也
企画財政課長	須藤徳雄	税務課長	佐々木充
管財課長	木村学	福祉課長	小林孝一
保健衛生課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田武
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻正英
上下水道課長	高宮建一	子ども園園長	小林慶範
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤進
学校教育課長	伊勢均	生涯学習課長	福司和明
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤なつ子

午後14時07分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長より、追加議案の取り扱いについて協議するため議会運営委員会の開催を求められておりますので、暫時休憩いたします。

午後14時08分 休 憩

午後14時30分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、先ほどの議会運営委員会において決定され、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月12日の本会議において決算特別委員会に

付託となっている日程第2、議案第79号、平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第90号、平成18年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、決算特別委員長の報告の後、議題とし、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら議事を進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長菊地 薫君。

○決算特別委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

9月12日の本会議において、決算特別委員会に付託となっておりました平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、去る9月14日・18日・19日及び本日の4日間にわたり決算特別委員会・分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第79号、平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第80号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第81号、平成18年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第82号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第83号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第84号、平成18年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第85号、平成18年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第86号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第87号、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第88号、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第89号、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第90号、平成18年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算は全会一致で、それぞれ認定すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

なお、決算特別委員会から、平成18年度決算に関する付帯意見を後日、文書にて提出いたします。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 日程第2、議案第79号、平成18年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

- 14番（見上政子君） 私はこの一般会計の歳入歳出の決算について反対をいたします。というのは、激変緩和で350何人かの見積りをしなくてはならなかったと思います。コンピューターだけの責任ではないと思います。61人だけ見積ったというふうなのは、全部、すべてがやはりこれは数字には載っていませんが、決算の数字には載っていませんが、これはやっぱり当局の過ちだと思います。これによって私は反対をいたします。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定とするものであります。議案第79号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第3、議案第80号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

- 14番（見上政子君） 国民健康保険税事業勘定特別会計に、決算について、私は認定について反対をいたします。

というのは、国保税、払いたくても払えない世帯が非常に増えております。収納率も悪く、全県的にもかなりワーストクラスの方に入っております。やっぱり減免制度をもうちょっと緩和することと、保険証の取り上げ33、資格証明書の発行が33世帯ですけれども、これもやってない自治体もあります。こういうことを考えますと、国保会計、もう少し見直して考えていかなくてはならないものだと思いますので、私は反対をいたします。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。2番大山義昭君。

- 2番（大山義昭君） 払いたくても払えない方がおるといふふうなことでの反対討論が

ございましたが、払える状況でも払えない方もいるのではないかというふうなことで国保の我々教育民生委員会では大変慎重審議し、ぜひそこら辺の精査もしながらきちっと取り組んでほしいというふうなことを意見書、まとめとして出しておりますので、それらも十分に当局は尊重もしていただきたいというふうなことを申し添えながら賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定とするものであります。議案第80号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第4、議案第81号、平成18年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定とするものです。議案第81号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第5、議案第82号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 当町の介護保険料は県内でも高い方になっております。能代山本でも介護保険料が高くなっています。それに輪をかけるように18年度・19年度の激変緩和で、当然考えられる措置であったにもかかわらず、答弁ではコンピューターということでしたけれども、これは当然351人もいるのを61人しか見なかったということの当局のやっぱりこれは過ち、ミスであります。これは介護保険も一般会計も同じことで、

町民に非常に迷惑をかけていることですので、これに対して反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今、当町の介護保険料は県内でも高いという反対理由でございましたけれども、この事業は各自治体で運営することになっております。給付が多ければそれだけ負担も多くなるというのは当然でありまして、当町の介護保険料利用者がそれだけ多いということでもあります。当然負担もそれに伴って増えるのは当然であります。以上の理由から賛成いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定とするものです。議案第82号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第6、議案第83号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第84号、平成18年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第85号、平成18年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第86号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第87号、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第88号、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第89号、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第90号、平成18年度八峰町当診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、質疑を省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号及び議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は、認定とするものです。

お諮りします。議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号及び議案第90号は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

以上をもって、平成18年度歳入歳出決算認定にかかわる議題については、すべて可決されました。

日程第14、議案第93号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第93号についてご説明いたします。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年9月20日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

八峰町が設置しているコミュニティセンターに水沢コミュニティセンターを追加する等のため、条例改正するものであります。

次のページごらんください。条例の説明です。

条例のうち、目次中、第4章の括弧書きの文が「第21条」が削除されます。

それから次に「第20条を削り」とありますけれども、1項削られるわけですけれども、これは今までの条例は各コミュニティセンターの中に運営委員会を置くことになっていましたが、皆さんご案内のとおり昨年度より指定管理者制度が発足しましたので、その必要がなくなりましたので、第20条運営委員会は削除となります。その分、繰り上げになってきています。

最後に、別表第1に新たに「水沢コミュニティセンター」を加えるという内容であります。住所はご覧のとおり八峰町峰浜水沢字水沢52番地の1。

この条例は公布の日から施行するというものです。

現在、同センターは7月から着工しまして、残す工事は外構工事の舗装工事、それか

ら室内工事の追加分になりましたけれども、冷暖等の設備が若干残ってしまして、自治会の方の要望によりまして11月より供用したいということで今回追加提案するわけでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これから議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第94号、公の施設に関わる指定管理者の指定についてを議題とします。
当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第94号についてご説明いたします。
公の施設の指定管理者の指定であります。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、次のとおり水沢コミュニティセンターの指定管理者として指定する。

1 番、指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。八峰町峰浜水沢字水沢173番地、水沢郷中総代、武田隆一です。

2 番目が指定の期間です。平成19年11月1日から平成21年3月31日までです。

平成19年9月20日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由ですけれども、水沢コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

補足ですけれども、指定の期間ですが、先ほど説明のとおり完成後すみやかに使いたいという地域の要望がありまして11月1日からとしました。期間の最後の方ですけれども、21年3月31日は、町内にある集落の集会施設、このうち指定管理者をやっていると

ころが今回を含めて15カ所となります。昨年の合併の段階でそれぞれの14カ所については最後の方、21年3月31日としましたので、今回の場合もその年度に来たときに一斉に切り替えしますので、落ちのないようにということで21年3月ということにしました。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第95号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第95号、平成19年度八峰町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

平成19年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

継続費の補正であります。

第1条、継続費の追加は第1表継続費補正による。

平成19年9月20日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページ、お開き願います。

第1表継続費補正であります。追加であります。10款教育費2項小学校費、事業名は学校建設費（統合小学校建設事業）。総額が1,731万8,000円、年度、年度割の額でございますが、平成19年度1,124万5,000円、平成20年度607万3,000円であります。事業名を学校建設事業としておりますが、今回の内容は設計委託でありまして、統合小学校実施

設計及び設計管理委託料について、平成19年度から平成20年度までの2カ年にわたる契約を締結する必要があるため、継続費を設定するものであります。

ご承知のとおり複数年度にまたがる契約を締結する場合は、予算において繰越明許か、または債務負担行為、それから継続費、どれかを議決しなければならないとなっております。このことから継続費の補正をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第17、請願第3号、アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願を議題とします。

産業建設常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。今井産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成19年6月22日の議会定例会において産業建設常任委員会に付託となり継続審査となっておりました農民運動秋田県連合会から提出されていた請願第3号、アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る8月17日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

本請願は、国民の食の安全にかんがみ、その趣旨は理解できるものであり、全会一致で採択すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質

疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

請願第3号は、委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

日程第18、発議第12号、アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第12号

平成19年9月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	今井一政
賛成者	八峰町議会議員	門脇直樹
〃	〃	福司憲友
〃	〃	鈴木一彦
〃	〃	石塚正一

アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する
予算措置の継続を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「請願第3号 アメリカ産牛肉の入輸条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書の内容につきましては省略させていただきます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、請願第4号、生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める請願書を議題とします。

産業建設常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。今井産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成19年6月22日の議会定例会において産業建設常任委員会に付託となり継続審査となっておりました農民運動秋田県連合会から提出されていた請願第4号、生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める請願書の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る8月17日、委員全員出席のもと委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、本請願は内容が複雑で、にわかにその結論を出すことが困難であることから、全会一致で継続審査とすべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ございませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この請願は6月の議会でも継続されました。また今回もまた継続というのは、非常に今の収穫期に合わせた時期を逸すると思います。間もなく収穫が始まろうとするこの時期に、やはりこの八峰町の議会で即決して決めるべきだと思います。これを12月議会まで延ばすことはおかしいと思いますので、即決をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま14番見上政子さんから、委員会の継続を省略し、即決することの動議が提出されました。ただいまの動議に賛成の方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ただいまの動議に賛成者がおりませんので、動議は成立しませんでした。

会議を続行します。

したがって、請願第4号は、産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第20、陳情第9号、非核日本宣言を求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。

総務常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務常任委員長。

○総務常任委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

平成19年6月22日の議会定例会において総務常任委員会に付託となり継続審査となっておりました原水爆禁止秋田県協議会から提出された陳情第9号、非核日本宣言を求める意見書の採択を求める陳情について、その審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る9月4日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、本陳情の趣旨は理解できるものであり、満場一致で採択すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は採択であります。陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第9号は採択することに決定いたし

ました。

日程第21、発議第13号、非核日本宣言を求める意見書の提出についてを議題とします。
朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第13号

平成19年 9月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	菊 地	薫
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	木 藤	實
〃	〃	芦 崎	達 美
〃	〃	須 藤	正 人

非核日本宣言を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第9号 非核日本宣言を求める意見書の採択を求める陳情」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

休憩いたします。

午後 15時14分 休 憩

午後15時16分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

日程第22、陳情第11号、有害鳥獣対策の抜本強化に対する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第11号は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号については、委員会の付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第11号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第11号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第11号は採択することに決定しました。

日程第23、発議第14号、有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第14号

平成19年9月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第11号 有害鳥獣の抜本強化に関する陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容は省略させていただきます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの説明のとおり朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第24、陳情第12号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第12号は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第12号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第12号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第12号は採択することに決定しまし

た。

日程第25、発議第15号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第15号

平成19年 9月21日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第12号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの報告のとおり朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第26、陳情第13号、非核平和自治体宣言の採択を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第13号は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第13号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第13号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員。したがって、陳情第13号は採択することに決定しました。

日程第27、陳情第14号、農林水産物処理加工施設に関する陳情についてを議題とします。はい、4番。

休憩いたします。

午後15時26分 休 憩

.....
午後16時10分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に戻って会議を開きます。

日程第27、陳情第14号、農林水産物処理加工施設に関する陳情についてを議題とします。

お諮りします。陳情第14号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第14号については委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番柴田正高君。

○11番(柴田正高君) 今、議長からこの問題についてはまだまだ議論の余地があると

ということで、当局ともう一度協議の場を設けるよう申し入れているというようなお話がされましたので、その協議会の結果まで継続とするようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この陳情に賛成の討論をいたします。

先ほどから町長の話の中に……討論ですよ。賛成の討論をします。

競合するということでしたけれども、競合はやっぱり難しいと思います。この施設の事業内容を見直し、私たちがこのまましょつつるを継続製造できるように、こういうことに賛成、この文章に賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。はい、2番大山さん。

○2番（大山義昭君） 反対いたします。

このひより会からの陳情の趣旨については、痛いほどお願い事が伝わってまいります。しかし、ひより会からの陳情は、私はしょつつるはやめてほしいという一途なる思いがこの内容に含まれていると、こう思いますので、採択することは私はむしろこの方々の期待に反するようなことが十二分に起こり得るといふうなことから、本陳情には反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 採択に賛成の討論をいたします。

一般質問でも私の考え方をお話いたしました。町のこの事業に対する町の対応の遅れ、各団体や個人に対する説明不足、その対応の遅れがこういう陳情を上げざるを得なかったというふうに思います。やはり町の対応が遅れたためにいろんな心配が出てくる、その団体の、いま一生懸命町の特産品を作ろうとして、そして立ち上げて頑張ってきている小さなこの団体からこういう陳情がこの加工所事業のこの時点で行ってくるというのは、やはり私は町の責任は重い、この陳情は採択をするべきだといふうに私は賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

○4番（今井一政君） この陳情書に反対をいたします。といいますのも、当初の予算を通して議決しております。そういったことからこの問題の整合性に疑問を感じますので、気持ちはわかりますが反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私はこの趣旨に賛成をいたします。それは、今まで予算決定する

ときにも、これは、しょつつる使用はまだ中身が全然なっていないので、私はこの予算に反対するというので頑固として今までやってまいりました。まだその中身がなされていないので、きちんと中身がなされたときには考えますが、今の状況ではひより会の陳情書に賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） はい、5番佐藤克實さん。

○5番（佐藤克實君） 私はこの陳情に反対する立場で討論します。

先ほど2番議員もお話ありましたけれども、やはりマーケティングというのはひより会さんがご心配されているようなことではないと思うんですよ。ですからね、やっぱりあった方が、あつよかったなという、おそらく結果が出てくると思います。やはりそのためにもですね、町側としてもひより会さんと十分なやっぱり協議、対話を持ってですね、競合しないような方法、むしろ良くなるような方法で、相乗効果が出るような方向で進めていただければありがたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 今いろんな意見が出ていますが、議長の方ではこれを採択するかしないかの方向で議事を進めてまいりましたが、柴田議員より協議会が行われるので、その終わった後で、それまで継続したいと、したらどうかという動議が出されました。この動議についてまず審議したいと思いますが、賛成の方が1人以上いないと動議が成立しませんので、この動議についてどうでしょうか。今の動議について芦崎さんは……賛成。

○12番（芦崎達美君） 継続（審査）としたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） そうすれば、動議が成立することになりますので、この動議を採択するかしないかということになってまいります。

ただいまの動議は成立いたしました。

継続審議することの動議を議題として、まず採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり継続することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立少数です。したがって、動議は否決されました。したがって、この陳情についてを採決したいと思いますので、採択に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、陳情第14号は採択することに決定しました。

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年9月八峰町議会定例会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

午後16時22分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 4 番 今 井 一 政

同 署名議員 5 番 佐 藤 克 實

同 署名議員 6 番 丸 山 あつ子